

JICA 2021

国際協力機構 年次報告書



国際協力機構(JICA)は、
日本の政府開発援助(ODA)の中核を担う
独立行政法人です。
世界有数の包括的な開発援助機関として、
世界のさまざまな地域で
開発途上国に対する協力を行っています。
2017年7月に掲げたビジョンに基づき、
多様な援助手法を組み合わせ、
開発途上国が抱える課題の解決を
支援していきます。

ビジョン

信頼で世界をつなぐ Leading the world with trust

JICAは、人々が明るい未来を信じ
多様な可能性を追求できる、
自由で平和かつ豊かな世界を希求し、
パートナーと手を携えて、
信頼で世界をつなぎます。

ミッション

JICAは、開発協力大綱の下、
人間の安全保障^{※1}と
質の高い成長を実現します。



アクション

1

使命感

誇りと情熱をもって、使命を達成します。

2

現場

現場に飛び込み、人びとと共に働きます。

3

大局観

幅広い長期的な視野から戦略的に構想し行動します。

4

共創

様々な知と資源を結集します。

5

革新

革新的に考え、前例のないインパクトをもたらします。





援助対象の
開発途上国・地域^{※2}

143力国・地域

2020年度

海外拠点

96力所

2021年7月1日現在

国内拠点

14力所

2021年7月1日現在



沿革

1974年8月

国際協力事業団
JICA

2003年10月

独立行政法人国際協力機構
JICA

2008年10月

独立行政法人国際協力機構
JICA

1961年3月

海外経済協力基金
OECF

1999年10月

国際協力銀行
JBIC

海外経済協力業務

国際金融等業務

外務省

無償資金協力業務^{※3}

※1 人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方のこと。

※2 JICAの事業実績があった国からDAC諸国を除いた国・地域数。

※3 外交政策の遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除く。

Message



ODAを通じて自由で豊かな世界を

新型コロナウイルスの感染拡大により、世界は大きな打撃を受けています。このような危機は、世界の構造的変化を加速させます。権威主義的な体制が台頭する一方、民主主義への信頼が低下する傾向が見られます。日本は他の民主主義諸国と協力し、自由で豊かな世界の実現に向けて力を尽くさねばなりません。日本は「自由で開かれたインド太平洋(FOIP: Free and Open Indo-Pacific)」を外交政策の柱としています。これは、太平洋からインド洋を経てアフリカに至る地域において、自由、民主主義という共通の価値観の下、法の支配に基づく秩序、平和と繁栄を実現しようとするものであり、国際社会も支持しています。JICAが実施する政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)は、開発途上国のインフラ整備、人材育成などを通じてこの実現に貢献するものであり、日本が国際社会で信頼を勝ち得るうえで極めて重要な手段です。

新型コロナウイルスの感染拡大は、人々の命に対する脅威であるだけでなく、社会的脆弱層にはより大きな被害を及ぼし、「人間の安全保障」にとって大きな脅威です。「人間の安全保障」の実現をミッションとするJICAは、2020年7月に「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げました。これは、各国の保健医療システムを強化し、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症から人々の命を守る取り組みです。また、甚大な経済的影響を受けた開発途上国に対し、緊急財政支援も行ってきました。これらを通じ、「人間の安全保障」の実現を希求していきます。

一方、日本国内では、地域社会が日本で働く外国人材を受け入れ、共生する取り組みをパートナーと協力して進めています。その一環として、2020年11月に「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム」を、日本国内の民間企業、地方自治体、NPO、学識者、弁護士など多様なステークホルダーと共に立ち上げました。日本もかつて移民を海外に送り出していました。移住者の送

出機関を前身とし、開発途上国から多くの研修員・留学生を受け入れてきたJICAには、異なる文化を持つ人々と協働するノウハウがあります。長年の実績と経験を活用し、開発途上国と日本の地域の結びつきの強化に取り組んでいきます。

開発途上国との信頼関係をさらに深めるための取り組みも拡大していきます。JICAが長年重視してきたのは「国づくりは人づくり」という信念です。JICAは、開発途上国の経済・社会発展の基礎となる農業、教育、インフラ、産業開発などあらゆる分野で行政官や技術者の育成に取り組んできました。日本は非西洋国で初めて先進国となった国であり、この日本独自の近代化経験を学び、自国の開発に役立ててもらうことを目的とした「JICA開発大学院連携事業」や、この海外展開版である「JICAチェア(日本研究講座設立支援事業)」などの取り組みも実施しています。

また、JICAのもう一つのミッションである「質の高い成長」を実現するための協力も不可欠です。開発途上国との対話を通じ、持続可能性、包摂性、強靱性を伴う経済社会づくり、その土台となるインフラ整備の協力にも努めます。さらに、これまで培った開発途上国との信頼関係を基に、気候変動対策、DX(デジタル・トランスフォーメーション)などの課題にも果敢に取り組んでいきます。

JICAは、これからも開発途上国の人々に寄り添い、自由で、民主的で、インクルーシブな格差のない社会を希求し続けます。関係者の安全対策を徹底し、「信頼で世界をつなぐ」というビジョンの下、世界の平和と繁栄のため最善を尽くしていきます。

2021年9月
国際協力機構理事長
北岡伸一

JICA at a Glance

今、コロナ禍を乗り越えるために

新型コロナウイルス感染症の世界的大流行は、人々の健康だけでなく、経済に甚大な被害をもたらす世界史的な出来事です。国際的な連帯や協力なくして、この克服は困難です。

JICAは、コロナ禍を乗り越え、新たな感染症にも強い社会の実現を目指して「JICA世界保健医療イニシアティブ」を掲げ、取り組みを強化しています。



ガーナ

野口記念医学研究所への支援

中核研究拠点としての1979年の設立以来、同病院に対し、ハード・ソフト両面で継続して協力を実施。コロナ禍においても、PCR検査機器・試薬などの資機材の供与に加え、ガーナを含む西部アフリカ9カ国の検査技師を対象とした第三国研修の開催に協力した。



パレスチナ

ラスト・ワン・マイル支援※

ワクチン輸送用のコールドチェーン機材や、新型コロナウイルス検査のための最新検査機器を供与。2021年5月の空爆で、ガザ地区唯一の検査機関も大きな被害を受けており、いち早く現地に届けられるよう協力した。



ベトナム

国立衛生疫学研究所 (NIHE) への支援

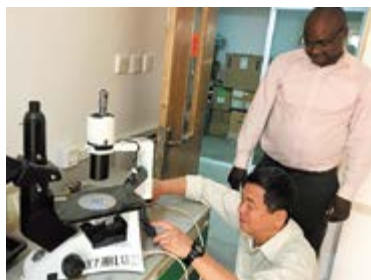
2006年から実験室の整備と能力強化に協力。NIHEは地方の検査機関とのネットワークを生かし、新型コロナウイルス流行の初期段階から全国規模で迅速なPCR検査体制の整備を主導した。JICAは検査機器などの供与も実施。



ナイジェリア

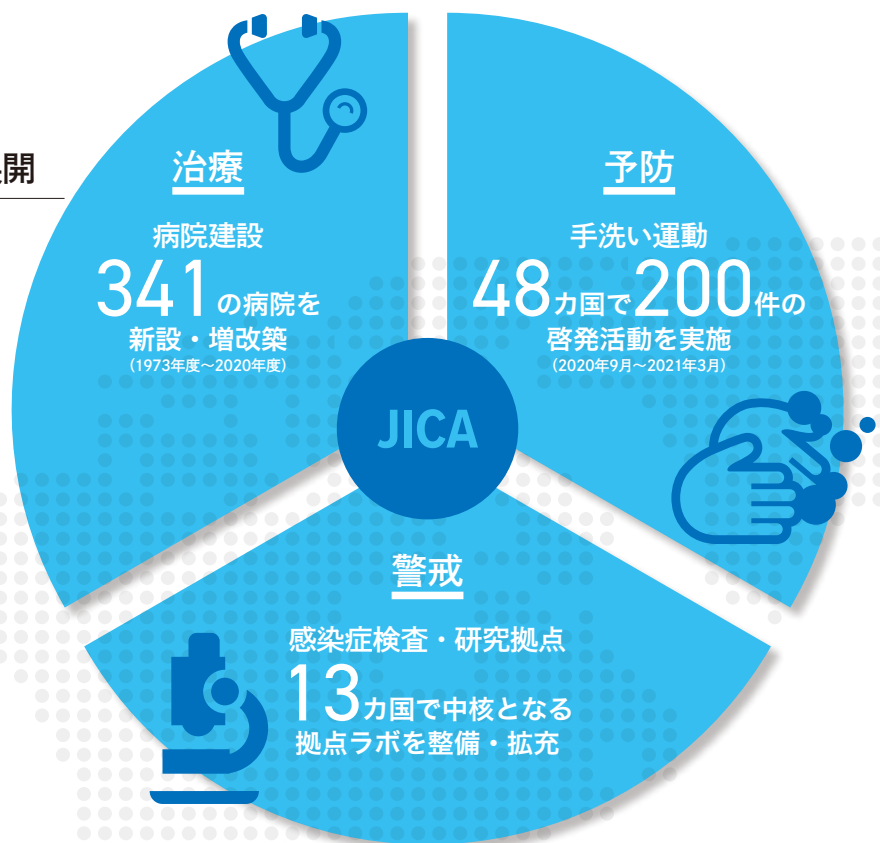
疾病予防センターへの支援

ナイジェリア疾病予防センターをはじめ、同センターが統括する公衆衛生検査室においても、高度な検査施設や機材を整備。また同センターのマネジメント能力、検査室機能、緊急時対応能力の強化のため人材育成も推進。



※ 日本政府が表明した、各国のワクチン接種体制を構築し、ワクチンを最後の一人にまで届ける支援。

「予防」「警戒」「治療」を
3つの柱として各国で協力を展開



モンゴル

日本モンゴル教育病院への 支援

病院建設と医療機材の整備を支援の後、高水準の運営管理と質の高い医療サービス提供体制づくりの技術協力プロジェクトを実施。同病院はコロナ患者を受け入れており、JICAは院内感染予防対策への技術協力、個人防護具などの供与を実施中。



日本発の コロナ予防・手洗い漫画、 32言語で普及

「JICA健康と命のための手洗い運動」の一環として、開発途上国の子どもたちに向けた「正しい手洗いの漫画」を制作。反響は大きく、アニメ化してテレビCMとして放映されるなど、32の言語に翻訳、活用されている(2021年7月現在)。



ブラジル

サンタクルス日本病院への フォローアップ協力

サンタクルス日本病院から日系社会研修に参加した研修員に対するフォローアップ協力を実施。院内感染を防ぐため、帰国研修員が中心となり新型コロナ感染防止ガイドラインの作成と感染予防への取り組みを実践中。



「JICA世界保健医療イニシアティブ」については、P.18 JICAの挑戦2、

④ JICAウェブサイト https://www.jica.go.jp/activities/issues/special_edition/health/index.html をご覧ください。

「新型コロナ特設ページ」④ JICAウェブサイト <https://www.jica.go.jp/COVID-19/ja/index.html> もご参照ください。

Move Forward

2020年度の代表的な取り組み

Store

NINJA
ビジネスプラン
コンテストへの応募社数

アフリカ19カ国
2,713社

コロナ禍における起業家支援

革新的なチャレンジを後押し Project NINJA (Next Innovation with Japan)

コロナ禍によってもたらされたニューノーマルに対応した、革新的なビジネスモデルやテクノロジーを生み出すスタートアップ支援のため、JICAはアフリカ19カ国を対象にビジネスプランコンテストを実施しました。応募総数2,713社から選ばれた10社による決勝戦を2021年2月、オンラインで開催。優秀企業には、日本企業とのマッチング機会や技術支援などが提供されます。

南アフリカ共和国の企業(And Africa)による、人を介さない荷物の発送・受取りが24時間可能なIoTロッカーの開発には、今後の事業連携も見据えて、日本企業4社から特別賞が提供された

人にも環境にも優しい「質の高いインフラ」の整備

デリーメトロの
1日の平均利用者数^{※1}
(2019年)

506万人

デリーメトロの
総延長^{※2}
(2021年8月時点での開業済み区間)

約390km

渋滞を緩和し、市民の足として定着 デリー高速輸送システム(デリーメトロ)建設事業

快適で定時運行のサービスを提供することで、デリー市民の生活を大きく変えたデリーメトロ。運行ノウハウや乗客の整列乗車など、ソフト面での日本の知見も生かされている【写真：船尾 修】

JICAは長年、インドの首都デリーにおける地下鉄と高架鉄道から成る高速輸送システム(デリーメトロ)建設プロジェクトを円借款で支援しています。デリー首都圏を広くカバーする鉄道網には、日本企業の技術や製品も導入されています。女性専用車両や優先座席の設置などにも積極的に取り組むほか、温室効果ガスの排出削減にも貢献しているデリーメトロに対し、今後も協力を続けていきます。

(注)デリーメトロに関するデータの出所はDelhi Metro Rail Corporation Ltd.

※1 各路線利用者の合計。 ※2 JICA事業によって完工済みおよび建設中の区間は約257km。

Move Forward

2020年度の代表的な取り組み

世界的文化遺産の保護

敬意と誇りを持って修復技術を伝授 大エジプト博物館合同保存修復プロジェクトほか

単一文明を扱う博物館としては世界最大となる「大エジプト博物館(GEM)」。
JICAは建設への資金協力に加え、2008年から専門家派遣や研修員受入を通して
歴史的文化遺産の修復士の育成を支援してきました。その後、両国の専門家が共
にツタンカーメン墓出土品などの重要遺物を保存修復するプロジェクトも開始。
これらの協力が評価され、2020年11月、「読売国際協力賞」を受賞しています。

事業で実施した
研修への参加人数
(2008年6月-2021年3月)

約**2,250**名

GEM保存修復センターでの修
復作業。高解像度デジタル顕微
鏡を用いた非破壊診断分析は、
保存状態の把握だけでなく、新
しい考古学的知識を得る研究に
も貢献している



“今できること”を 続けて

コロナ禍の一時帰国隊員たち

2020年、世界規模での新型コロナウイルス感染拡大で一時帰国を余儀なくされたJICA海外協力隊員たち。帰国後、任国に向け、遠隔指導や動画教材の制作・配信などをする隊員、留学生の生活支援やオンライン母子保健相談など、日本の国内で活動を始める隊員——それぞれが海外と国内の人々のために、今できることを続けました。

モザンビーク・養蜂隊員。国内で農作業を手伝いながら、任国との懸け橋になるような店舗を構想中。集中豪雨により被災した農家の復旧作業にもボランティアとして参加した

一時帰国隊員の社会貢献

国内の課題解決に
取り組んだ隊員
(2020年度の延べ人数)

1,564名

任国に向けた活動に
取り組んだ隊員
(2020年度の延べ人数)

963名

モルディブ・体育隊員。モルディブに向けた日本文化紹介や体操動画の作成・発信のほか、人手不足の長野県の農家で収穫作業に従事

P.4 JICA at a Glance

新型コロナウイルス感染拡大に対する
取り組みについてお伝えします。

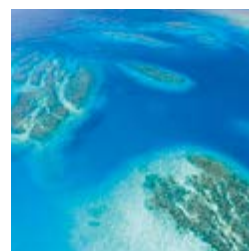


P.6 2020年度の代表的な取り組み

コロナ禍における起業家支援、世界的文化遺産の保護プロジェクトなど
4例を紹介します。

P.16 JICAの挑戦

2021年度の「事業展開の方向性」を説明します。
また、この方針を踏まえて既に動き出している
新機軸の取り組み3件を紹介します。



Pick up

P.36 途上国が抱える課題への取り組み

JICAは、開発途上国が直面する課題を
4つのP (Prosperity、People、Peace、Planet) に整理しています。
各課題や事業戦略、取り組み実績の概要を説明。
あわせて関連事例を掲載しています。

P.52 開発効果を高める パートナーシップ

開発効果の最大化に向けた民間企業や大学、市民社会など
国内外の多様なパートナーとの連携を紹介します。



P.68 安全対策

開発途上国で事業を展開するにあたり、JICAは関係者の皆さまの安全を第一に考えています。
安全・安心に活動していただくための安全対策を説明します。

本報告書の計数について

1. この年報は2020年度(会計年度。2020年4月1日から2021年3月31日まで)の国際協力機構の活動をまとめたものです。
2. 収録した事業実績に関する統計などの数値は、国際協力機構に関するものは上記2020年度について、政府開発援助(ODA)に関するものは2020年(2020年1月1日から12月31日まで)について集計したものです。なお、一部の数値は暫定値を使用しています。また集計の時期や方法などにより、数値が異なる場合があります。ODAに関する金額の表示単位は米ドルです。換算レートは1米ドル=106.7624円(2020年のDAC指定レート)を使用しています。

新型コロナウイルス感染症への対応について記載のある主なページ

- 2 理事長メッセージ
- 4 JICA at a Glance
- 6 コロナ禍における起業家支援
- 9 一時帰国隊員の社会貢献
- 18 JICA世界保健医療イニシアティブ
- 48 Planet—グリーン・リカバリーに向けて
- 50 エッセンシャルワーカーを守りコロナ禍に立ち向かう
- 63 ソーシャルボンドとしてのJICA債
- 68 安全対策

別冊（資料編）

事業実績統計、財務諸表、財務状況などについては別冊（資料編）をご参照ください。データ版も公開しています。

<https://www.jica.go.jp/about/report/index.html>

ウェブサイト等

より詳細な情報はウェブサイトに掲載しています。ODA見える化サイトは、協力プロジェクトに関するさまざまな情報を、写真や映像も含めてわかりやすく紹介するサイトです。また、評価に関する取り組みや事業の評価結果を公表する事業評価年次報告書も発行しています。

コーポレートサイト

<https://www.jica.go.jp>



ODA見える化サイト

<https://www.jica.go.jp/oda/index.html>



事業評価年次報告書2020

https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2020/index.html



表紙写真：「ハート」で手洗い運動を広めるパレスチナ・ガザ地区の小学生。石けんは「理科教育質の改善プロジェクト」の供与品 [写真：サヘル・ユニス]

Contents

- 1 Profile
- 2 理事長メッセージ
- 4 JICA at a Glance
- 6 2020年度の代表的な取り組み

JICAを知る——事業の概況と戦略

- 12 日本のODAの中核を担うJICA
- 14 JICAの支援の流れ
- 14 第4期中期計画
- 16 JICAの挑戦
- 22 事業実績の概況

活動報告

- 26 JICAのアプローチ
- 28 地域別の概況
- 28 東南アジア・大洋州
- 30 東・中央アジア
- 31 南アジア
- 32 アフリカ
- 33 中東・欧州
- 34 中南米
- 36 途上国が抱える課題への取り組み
- 36 PROSPERITY
- 40 PEOPLE
- 44 PEACE
- 48 PLANET
- 52 開発効果を高めるパートナーシップ
- 52 民間企業との連携
- 56 市民社会との連携
- 58 大学との連携
- 60 研究活動
- 62 国際緊急援助
- 63 ソーシャルボンドとしてのJICA債

質の高い事業を支える取り組み

- 64 事業の透明性
- 65 人材戦略
- 68 安全対策
- 70 コーポレートガバナンス
- 74 気候変動に対する取り組み

組織データ

- 78 組織図・役員一覧
- 79 予算
- 80 本部・国内拠点・海外拠点
- 82 組織概要

JICA

を知る

事業の概況と戦略

日本のODAの中核を担うJICA

開発途上国の社会・経済の開発を支援するため、政府をはじめ、国際機関、NGO、民間企業などさまざまな組織や団体が経済協力を行っています。これらの経済協力のうち、政府が開発途上国に行う資金や技術の協力を政府開発援助(ODA: Official Development Assistance)といいます。ODAはその形態から、二国間援助と多国間援助(国際機関への出資・拠出)に分けられます。

ODA
(政府開発援助)

二国間援助

多国間援助

(国際機関への出資・拠出)

JICAは日本の二国間援助の中核を担う、世界有数の開発援助機関です。二国間援助の3つの手法、「技術協力」「有償資金協力」「無償資金協力」※を中心としたさまざまな支援メニューを活用し、開発途上国が抱える課題の解決に貢献するため、約150の国・地域で事業を展開しています。

※ 外交政策の遂行上の必要から外務省が実施するものを除く。

技術協力

人を通じた協力

日本の技術・知識・経験を生かし、開発途上国の社会・経済開発の担い手となる人材の育成や制度づくりに協力します。専門家の派遣や日本での研修などを行い、開発途上国自らの問題解決能力の向上を支援します。

有償資金協力

開発途上国の国づくりに必要な資金を長期返済・低金利で貸し付け

円借款は、緩やかな融資条件(長期返済・低金利)で開発途上国が発展への取り組みを実施するための資金の貸し付けを行うもので、多額の資金を要するインフラ整備などに充てられています。また、海外投融資は、開発途上国において行われる民間事業を資金面で支えるものです。

無償資金協力※

基礎インフラの整備と機材の供与

所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに資金を供与し、学校・病院・井戸・道路など、社会・経済開発のために必要な施設の整備や資機材の調達を支援します。

JICA

市民参加協力

国際協力のすそ野を広げる

青年海外協力隊事業などのボランティア事業をはじめ、NGO、地方自治体、大学などの国際協力活動を支援し、さまざまな形で連携しています。また、学校教育の現場を中心に、開発途上国が抱える課題への理解を深める開発教育を支援しています。

国際緊急援助

自然災害などへの対応

海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府や国際機関の要請に応じて、日本政府の決定の下、国際緊急援助隊を派遣します。被災者の救助、ケガや病気の診察、救援物資の供与、災害からの復旧活動を行います。

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

世界の平和と開発のため、さまざまなパートナーと共に、現場重視の視点を持って質の高い研究を行い、政策インパクトのある発信をします。また、その成果をJICAの事業に還元し、人間の安全保障の実現に貢献します。

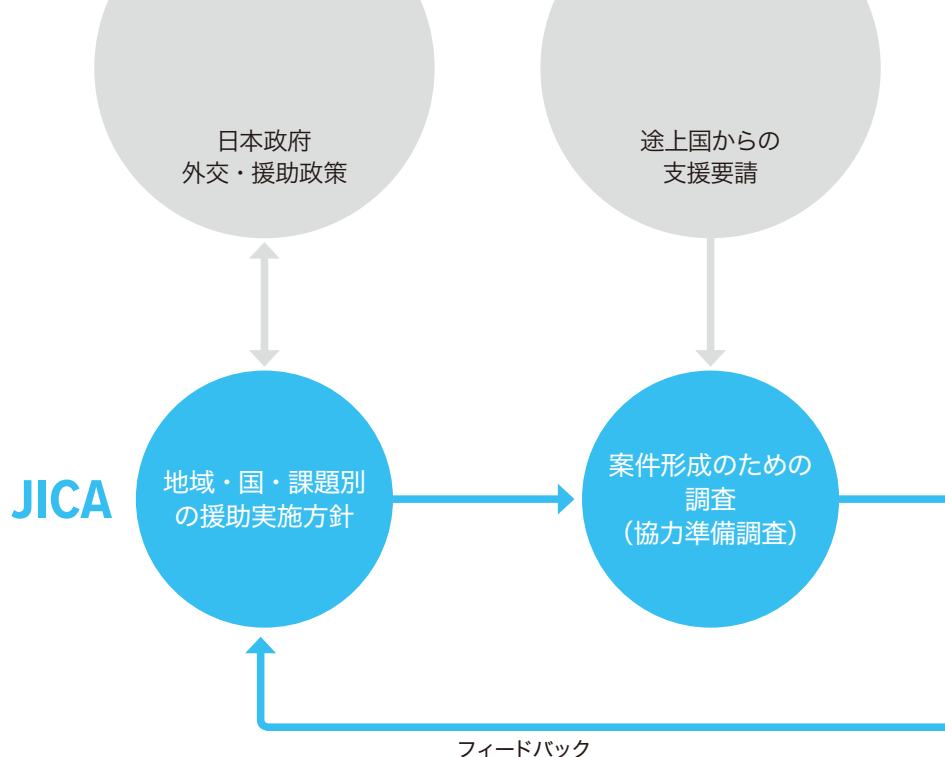
民間連携

民間企業のビジネスを通じた社会・経済開発

日本の民間企業による優れた技術・製品の導入や、事業への参入を海外投融資や中小企業海外展開支援などにより側面支援することで、開発途上国が抱える社会・経済上の課題解決に貢献します。

JICAの支援の流れ

JICAは、日本政府が策定する援助政策に基づき、技術協力、有償資金協力、無償資金協力の援助手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。特に、相手国政府から正式な支援要請を受ける前の段階で現地に赴き、求められている支援内容を調査する協力準備調査を導入することで、案件の形成から実施までを迅速化しています。



第4期中期計画 (2017～2021年度)

JICAは法律に則り、5年間のサイクルで定める中期計画に基づき業務運営を行っています。

2017年度より開始した第4期中期計画(2017～2021年度)では、持続可能な開発目標(SDGs)などの国際的な枠組みと開発協力大綱を基に、4つの開発課題(インフラ・経済成長、人間中心の開発、普遍的価値・平和構築、地球規模課題)、6つの地域、多様な主体との連携や国際的な議論への貢献などに関する計画を設定しています。これらに加え、事業を支える組織、業務基盤の強化や効率的な運営、安全対策、内部統制などについても具体的に示しています。

これらの計画を達成するための取り組みを通じ、JICAは今後も開発課題の解決やわが国の国益への貢献といった国内外から期待されている役割を果たしていきます。

第4期中期計画の枠組み

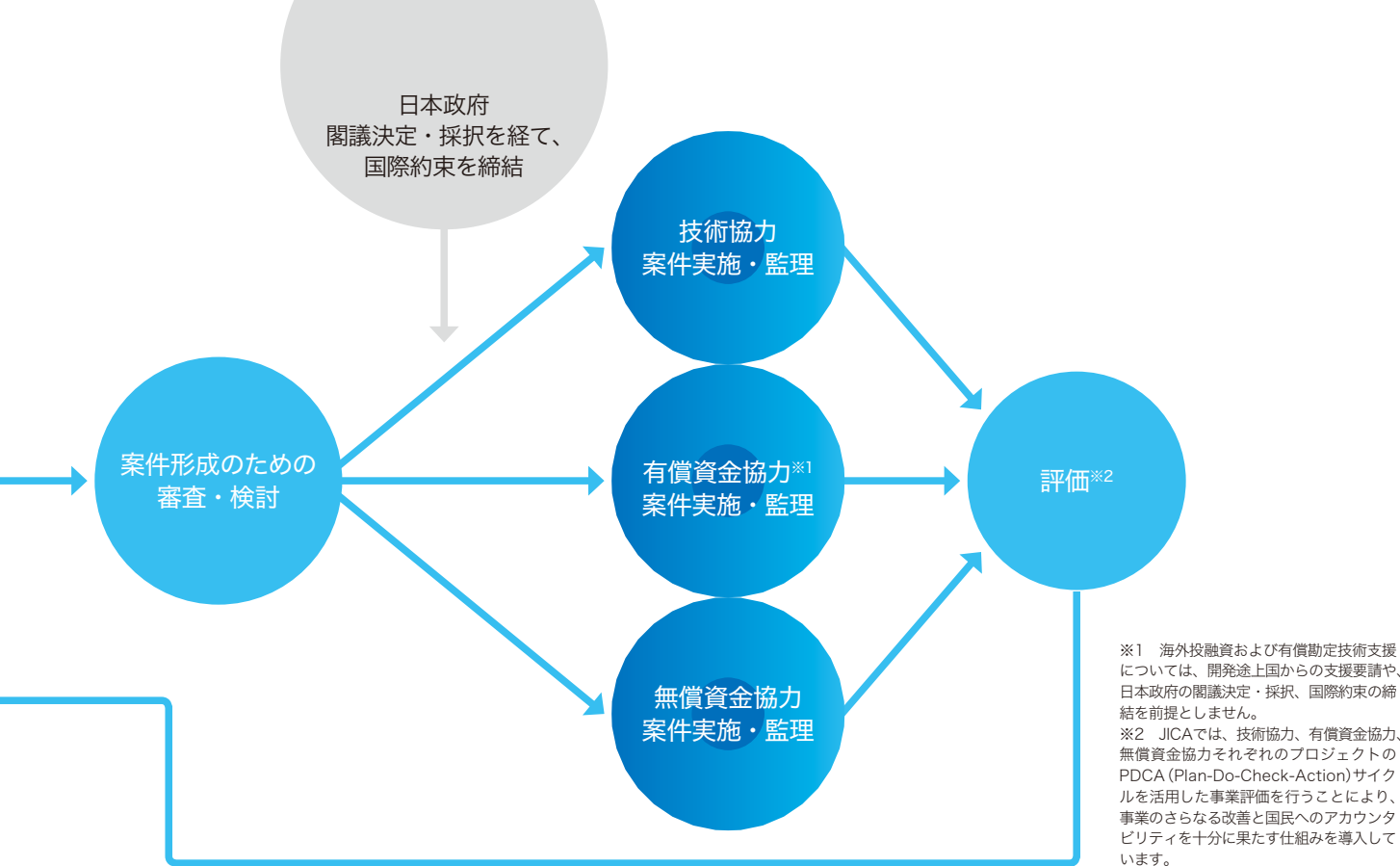


重点領域

- 国の発展を担う人材の育成
- 開発の担い手との連携強化とわが国地域活性化への貢献
- 国際的公約実現への貢献および国際社会でのリーダーシップの発揮
- 安全対策の強化

重視するアプローチ

- 信頼関係の構築に向けたオーナーシップとパートナーシップを重視した協力の推進
- 人間の安全保障を踏まえた人間中心のアプローチ
- 事業の戦略性の強化と業務の質の向上
- 統一性・一貫性のある情報発信



具体的な取り組み

重点課題への取り組み

- 経済成長の基礎および原動力の確保
- 人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進
- 普遍的価値の共有、平和で安全な社会の構築
- 地球規模課題への取り組みを通じた持続可能で強靱な国際社会の構築

地域の重点取り組み

- 東南アジア・大洋州
- 南アジア
- 東・中央アジアおよびコーカサス
- 中南米・カリブ
- アフリカ
- 中東・欧州

安全対策の強化

連携の強化

- 民間企業等
- NGO／市民社会組織
- ボランティア
- 大学・研究機関
- 地方自治体
- 開発教育、理解促進等

事業実施基盤の強化

- 広報
- 知的基盤の強化
- 事業評価
- 災害援助等協力
- 開発協力人材の育成促進・確保

その他重要事項

- 効果的・効率的な開発協力の推進
- 国際的な議論への積極的貢献および国際機関・他ドナー等との連携推進
- 開発協力の適正性の確保
- 内部統制の強化等
- 財務内容の改善
- 人事、施設・設備に関する計画等

開発協力を通じた開発課題 および地球規模課題の解決、 わが国の国益への貢献

平和と安全と繁栄、安定性、
透明性および予見可能性が高い
国際環境の実現

国際社会における
わが国への信頼感の向上、
開発途上地域との関係強化、
国際社会の秩序と
規範形成への貢献

開発途上地域との
関係性の強化を通じた
わが国経済、社会の
活性化への貢献

JICA の 挑戦

ウィズ／ポスト・コロナ時代の

新たな国際協力に果敢に取り組みます。

また、これを契機に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進を含めて新たな事業・業務方法の確立を進め、組織の強靱性を高めます。

新型コロナウイルス感染拡大への対応と 人間の安全保障の実現に向けた事業展開

2021年度の事業展開の方向性

新型コロナウイルスの感染状況が深刻な国もあるなか、「JICA世界保健医療イニシアティブ」や経済対策を強力に推進します[➡P.18 JICAの挑戦2]。また、特に影響を受けやすい脆弱層に対する水・衛生、食・栄養などの改善に資する協力を強化し、誰もが尊厳を持って生きられる社会の実現を目指します。

「自由で開かれたインド太平洋」の 実現に向けた事業展開

日本政府が掲げる「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて、インド太平洋地域が直面するさまざまな脅威に対処するための事業を推進します。その際、普遍的な価値の普及などを通じて、関係者間の信頼を醸成し、特にASEANとの関係を重視して取り組みます。

日本国内の多文化共生・地域経済活性化 に資する取り組みの強化

日本政府が外国人材の受入れ・共生社会の構築を推進するなか、「選ばれる日本」に向けて、日本国内の多文化共生や地域経済活性化のための取り組みを強化します[➡P.17 JICAの挑戦1]。その際、JICA海外協力隊経験者などの人的資源や長年かけて培った国内外のネットワークを最大限活用して取り組みます。

新しい時代のニーズに応える 事業の構築・実践

ウィズ／ポスト・コロナ時代に向けて変化する開発途上地域の支援ニーズに適切に応えるべく、DXの推進、資金動員を含む多様なパートナーとの連携拡大、海外投融資の促進などを通じて、事業の効率化やインパクトの最大化を図ります。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、気候変動対策の取り組みを強化します[➡P.20 JICAの挑戦3]。

「選ばれる日本」に向けた取り組みを推進

国際的な人材獲得競争が激化するなか、日本が外国人労働者から「選ばれる国」になるため、国内外に多くの拠点をもち、開発途上国との信頼関係を築いてきたJICAだからできること——。JICAは、外国人労働者の来日前、日本滞在中、そして帰国後までを見据えた支援を行っていきます。

日本の外国人労働者数は、2008年の49万人から20年10月末には172万人にまで急増しています。そうしたなかで、外国人労働者に対する強制労働や差別、ハラスメントなどの問題が指摘されるようになっていきます。

国連のSDGsやビジネスと人権に関する指導原則などに見られるように、外国人労働者の権利を保護し、労働環境や生活環境を改善していくことは世界的な取り組みであり、少子高齢化などで人手不足が常態化している日本にとっては特に重要な課題です。

JP-MIRAIを設立

2020年11月にJICAは、企業、業界団体、経済団体、市民社会、労働組合、弁護士、地方自治体など、官民のさまざまなステークホルダーと共に「責任ある外国人労働者受入れプラットフォーム (JP-MIRAI)」を設立し、一般社団法人ザ・グローバル・アライアンス・フォー・サステナブル・サプライチェーン (ASSC) と共同事務局を運営。JP-MIRAIは、外国人労働者とのコミュニケーション強化やさまざまな課題の改善に向けた取り組み、国内外への情報発信などの活動を通じて、外国人労働者が安心して働き生活できる環境、ひいては日本の包摂的な経済成長と持続的な社会の実現を目指しています。

来日前から帰国後までを踏まえた支援

JICAはこのJP-MIRAIの取り組みに加えて、外国人材の日本滞在中の支援として、JICA海外協力隊経験者などの人材を生かしながら地方自治体やNPOなどとも連携し、外国人材の受入環境の整備、地域の多文化共生への取り組みを促進しています。また来日前から、外国人材を送り出す国の関係機関の行政能力強化に加え、日本での就労を見据えた技術研修、日本理解・日本語教育、ビジネスマナー講座などの協力を拡充しています。さらに帰国後も、外国人材が習得した技術を地域に定着させる取り組みを推進することで、日本での経験を母国の開発や発展に生かせる道を整備していきます。

外国人材受入支援に関するJICAの取り組み

日本国内
外国人材受入環境の整備
地域における多文化共生の促進・支援

国内外
日本との人材還流の促進
外国人材の育成／能力向上とマッチング機能の強化
日本との人材還流の適正化・合理化支援

開発途上地域
還流人材活用の促進

(注)ここでは、他国での経験や習得した技術を携え出身国・地域に戻っていく流れのことを「人材還流」、またその人々のことを「還流人材」と呼んでいます。



JP-MIRAIの設立フォーラムには多くの関係者が参加。会員数も2021年8月現在、企業・団体、個人を合わせ300団体／人を超える

命を守り感染症に強い社会をつくる

新型コロナウイルス感染症は世界中の人々の命や健康を脅かすだけでなく、社会・経済に甚大な被害をもたらす「人間の安全保障」の脅威にもなっています。そうしたなかでJICAは、人々を健康危機から守る「JICA世界保健医療イニシアティブ」を推進しています。

瞬く間に全世界に拡大した新型コロナウイルス。人類は約100年前に大流行したスペインインフルエンザ(スペイン風邪)をはじめ、さまざまな感染症の脅威にさらされてきました。近年では重症急性呼吸器症候群(SARS)や中東呼吸器症候群(MERS)などが流行しましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大は、かつてない規模で人々の命や健康、社会・経済に甚大な影響をもたらしている歴史的な出来事です。

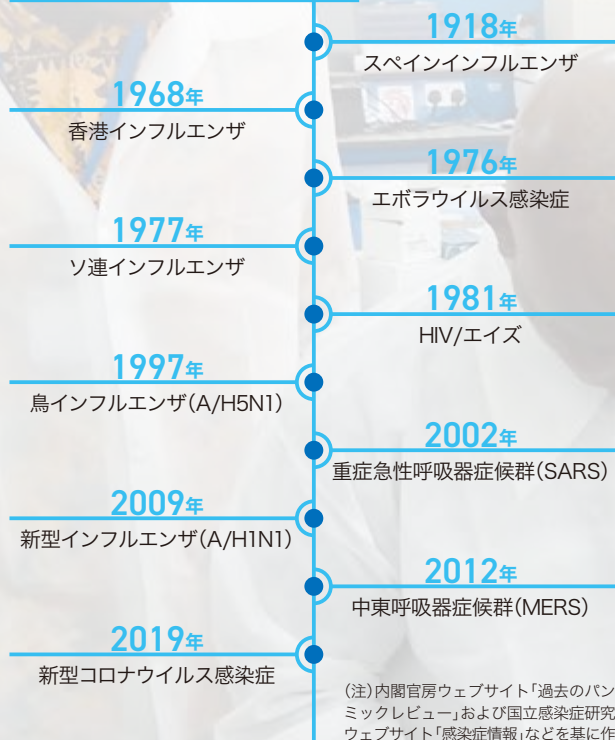
JICA世界保健医療イニシアティブを始動

特に開発途上国では、脆弱な保健医療体制やワクチン接種の遅れなどにより新型コロナウイルスの影響が長引き、貧困と格差が拡大することが危惧されています。

JICAは人間の安全保障を実現するため、これまで約150カ国に協力してきました。コロナ禍にある世界の人々の命を守るため、長年にわたる経験と相手国と築いてきた信頼を基に、JICAは2020年7月に「JICA世界保健医療イニシアティブ」を立ち上げました。

このイニシアティブは「人間の安全保障」と「ユニバー

20世紀以降に発生した主な感染症



DXを活用した 遠隔集中治療支援

JICAは2021年7月からアジアや中南米などの国々で、新型コロナウイルス感染症の患者の集中治療に従事する医師・看護師と、日本の集中治療専門医・看護師を通信システムでつなぎ、集中治療医療に関する研修や技術的助言を行うとともに、臨時用の集中治療室(ICU)などの医療設備や資機材の供与を進めています。

コロナ禍によりICUを必要とする患者が急増するなか、重篤患者を治療する医師・看護師の対応力の強化や、感染者を他の患者と隔離して集中治療するICUの整備を通じて、各国の新型コロナ対策および保健医療システムの強化を進めています。

ケニアから東アフリカ地域へ 感染症検査と研究体制を構築・強化

ケニア中央医学研究所(KEMRI)は1979年の設立以来、40年以上にもわたりJICAが協力してきたアフリカの中核的な医学研究拠点です。

KEMRIはピーク時にはケニア国内で実施される新型コロナウイルス感染症のPCR検査数の5割を担っていただけでなく、アフリカ連合の専門機関であるアフリカ疾病対策センターから検査キットの性能試験を委任されています。さらに近隣の東部アフリカ6カ国が合同で実施した感染症の検査能力強化のための研修でも、KEMRIは指導的な役割を果たしました。

JICAはこうした重要な役割を担うKEMRIに対しPCR検査キットを供与したほか、新型コロナを含む感染症対策を担うラボラトリーで検査にあたる人材などの育成に協力しています。

ほかにも、JICAはケニアに対して、2020年にユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)を達成するための財政支援として80億円の政策借款を供与。また、感染症対策人材育成のための留学生の受入れや保健省に派遣されているJICA専門家によるサポートのほか、治療の最前線である病院に対して、感染症患者を移動させずに診療できる日本製の超音波画像診断装置やX線診断装置を供与するなど、感染拡大の防止に貢献しています。



サル・ヘルス・カバレッジ(UHC)※の達成を支援する取り組みであり、「予防」「警戒」「治療」を3つの柱として各国の保健医療システムを強化しています。

「誰の健康も取り残さない」ための3つの柱

まず「感染症予防の強化・健康危機対応の主流化」の観点から、国際的なワクチン共同調達の枠組みであるCOVAXなどと連動し、開発途上国・地域に新型コロナワクチンを普及。また、UHCの達成を目指した保健医療サービスの提供体制や医療保障制度の拡充に協力しています。さらに、水・衛生、都市計画、教育、栄養、その他の社会サービスなど、保健医療分野以外の開発課題における感染症対策の主流化にも取り組んでいます。

次に「感染症研究・早期警戒体制の強化」の観点から、新型コロナウイルス感染症の流行拡大を防ぎ、将来の健康危機への備えにも貢献するため、これまでの協力で培った感染症検査・研究拠点とのネットワークを活用。感染症検査・研究拠点の新増設・拡充や専門人材の育成に取り組んでいます。また、新型コロナウイルスの検査

体制の整備を通じ感染者の早期発見や接触者の追跡、国境での水際対策の強化なども進めています。

そして「感染症診断・治療体制を強化」する観点から、誰もが安心して治療を受けられる質の高い保健医療体制の構築に貢献するため、これまでの協力で培った中核病院とのネットワークを活用。中核的な病院約100カ所の新増設・拡充や医療人材の育成を通じた医療提供システムの強化に取り組んでいます。また、新型コロナウイルス感染症による重症化や死亡を防ぐためのケースマネジメント(診断・治療・ケア)に加え、遠隔医療技術を活用した集中治療の強化なども進めています。

※ 「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要ときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

感染拡大防止に効果を上げた ベトナムを支える包括的な協力

JICAはベトナムで新型コロナウイルス感染症対策として「JICA世界保健医療イニシアティブ」の3つの柱である「予防」「警戒」「治療」の強化を包括的に推進しています。

JICAは長年、バックマイ病院、フエ中央病院、チョーライ病院の3つの中核病院をはじめ24の病院や感染症の研究と検査を担う国立衛生疫学研究所(NIHE)を支援し、ベトナム全土の医療体制の基盤整備と専門人材の育成に協力してきました。

こうした協力に加え、「予防」の観点では、2003年から民間製薬企業の協力を得て、ワクチン・生物製剤研究・製造センター(POLYVAC)

に対し日本の麻しん風しん混合ワクチン製造技術を移転しました。この技術や経験を基に、現在POLYVACは新型コロナウイルスの国産ワクチンを開発しています。

「警戒」の観点では、NIHEは全国規模のPCR検査体制を整備するとともに、検査ガイドラインの作成なども主導しています。

「治療」の観点では、3つの中核病院が新型コロナ患者の受入れや診療を積極的に行い、院内感染対策などさまざまな経験や知見を蓄積。医師や看護師を地方病院へ派遣することで、それを波及させています。また、新型コロナ対策として感染症の診



麻しんワクチンを製造するワクチン・生物製剤研究・製造センターのベトナム人技術者

断・治療に必要な検査試薬や体外式膜型人工肺(ECMO)などの資機材を緊急的に支援したことが、感染拡大の抑え込みと重症患者への対処能力の強化にもつながっています。

全世界で取り組む地球規模の課題解決に向けて

気候変動は今や世界のあらゆる国の将来の安定と繁栄、人間の安全保障にとって脅威となっています。JICA は開発途上国のパートナーとして、「人間の安全保障」の確保と「質の高い成長」を目指すとともに、各国の気候変動に関する課題解決に協力しています。

気候変動は高温、干ばつ、豪雨、高潮、海面上昇といった自然災害の増加など、さまざまな現象をもたらし、自然生態系や社会・経済を含む人類の生活基盤全体に負の影響を及ぼします。「質の高い成長」や「人間の安全保障」への脅威であり、世界全体で取り組むべき重要な課題です。

2015年12月、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)において、京都議定書に代わる2020年以降の先進国と開発途上国双方が参加する新たな気候変動対策の国際的枠組み「パリ協定」が採択され、世界は新たな目標に向けて動き出しました。

脱炭素社会への移行と 気候変動に強靱な社会づくりを後押し

JICAは、開発途上国のパートナーとして、脱炭素社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築を後押しする協力を推進し、持続的な開発をリードするとともに、これらの取り組みを通じて、パリ協定、仙台防災枠組^{*1}、SDGsが掲げる目標の達成に向けて貢献しています。具体的には「パリ協定の実施促進」と、開発途上国が直面する開発課題の解決と気候変動対策を両立する「コペネフィット型気候変動対策」への取り組みを進めています。

パリ協定の実施促進を支援

パリ協定に規定された各国の温室効果ガス(GHG)削減計画である「自国が決定する貢献(NDC)」や長期低排出発展戦略の策定状況や各国の実情を踏まえ、開発途上国(中央・地方政府)に対し、気候変動対策の各種計画の策定や更新、実施、モニタリングなどに必要な個々の技術的な能力を強化し、気候変動を司る組織の気候変動の対応能力の向上を図ります。

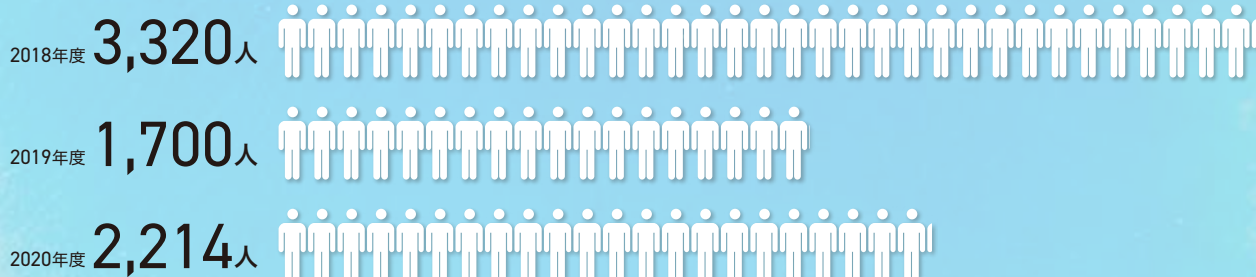


モンゴルで2番目の自然エネルギープロジェクトとして民間事業者により実施されるツェツィー風力発電所に、欧州復興開発銀行と協調して海外投融資による支援を実施

気候変動対策分野におけるJICAの支援総額 [2020年(暦年)]



気候変動対策分野の人材育成(研修実績数)



JICAの気候変動対策の3つのポイント



コベネフィット型気候変動対策の拡充

開発途上国の現状に則して、各開発課題の解決(開発便益)を図ると同時に、気候変動対策(気候便益)にも資するコベネフィット(共便益)・アプローチを積極的に押し進めます。特に、電力・エネルギー、都市開発、運輸交通、森林保全をはじめとする自然環境保全、農業の各分野において、気候変動対策の質・量の両面の拡充を図ります。

ガバナンス、ファイナンス、透明性に留意

これらの取り組みを進めるにあたり、次の3点に留意して協力します。

1. 組織運営・体制における気候変動対策の強化

中期目標・中期計画、年度計画に気候変動対策の位置づけ・目標を明記し、実施状況のモニタリングを強化します。また、エネルギー、運輸・交通、都市開発、農業、防災、森林保全など、あらゆる事業の計画段階において、気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)【→P.76を参照ください】などを活用しながら、気候変動の緩和策・適応策の視点を取り入れる気候変動対策を促進し、同対策の強化に努めます。

2. 多様なファイナンスの動員

開発途上国の持続可能な開発を推進するという責務の下、従来のODAだけでなく、気候変動に関連するさまざまな資金を動員することで、よりインパクトのある開発を追求していきます。例えば、緑の気候基金(GCF)※2などの外部資金活用の推進や、民間企業との連携を通じ

緑の気候基金(GCF)との初の連携事業承認



苗木生産研修を受ける住民

2021年3月にJICAが緑の気候基金(GCF)に申請した東ティモール「重点流域における森林減少抑制及び気候変動に対する地域レジリエンス強化のための住民主導型ランドスケープ管理プロジェクト」が、JICA提案事業として初めて承認されました。

同国では、森林劣化、気候変動による河川の増水や干ばつが顕在化し、地域住民の生活が脅かされています。この事業では、過去の協力で構築した信頼関係やネットワーク、ノウハウを活用し、4流域74村落(約4万8,000人)に対し、森林の減少抑制・再生によるGHG排出削減とともに、持続可能で気候変動の影響に対応した農業などを導入し、住民の生計向上を図ります。

た民間資金動員型の案件形成を推進していきます。

3. 気候変動関連情報公開の推進

国内外のステークホルダーに対し、サステナビリティを推進する組織としての責務、またJICAの気候変動対策分野における貢献について、情報発信と公開を進めていきます。例えば、気候変動対策事業の協力金額、事業におけるGHG排出量などの情報の公開を推進します。

※1 2015年3月に仙台市で開催された第3回国連防災世界会議で採択された2030年までの国際的な防災指針。

※2 2010年に設立された国連気候変動枠組条約(UNFCCC)の資金メカニズム運営機関。開発途上国においてGHG削減(緩和策)と気候変動の影響への対処(適応策)を支援しています。

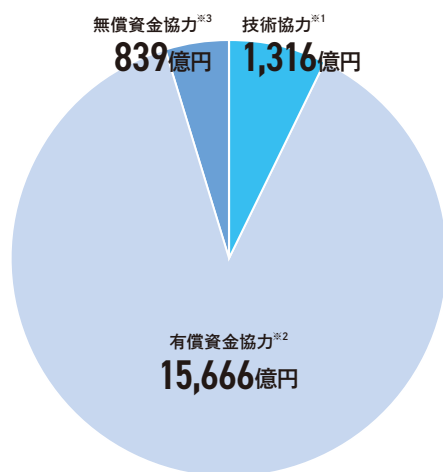
事業実績の概況

事業実績の概要

事業別の実績

JICAの2020年度事業別実績(図表-1、図表-2)については、技術協力が1,316億円で、前年度比24.8%減となっています。また、無償資金協力の供与実績は、計155件、839億円(贈与契約締結額)となりました。有償資金協力のうち、円借款の供与実績は計43件、1兆4,932億円(承諾額)、海外投融資の供与実績は計10件、734億円(承諾額)となりました。

図表-1 2020年度事業規模



- ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
 ※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

図表-2 2020年度事業別実績 (単位: 億円)

	2020年度	2019年度(参考)
技術協力 ^{※1} 計	1,316	1,751
研修員受入	85	170
専門家派遣	431	572
調査団派遣	247	363
機材供与	6	15
青年海外協力隊/海外協力隊派遣	38	82
その他海外協力隊派遣	8	18
その他	501	531
有償資金協力 ^{※2} 計	15,666	15,232
無償資金協力 ^{※3} 計	839	856

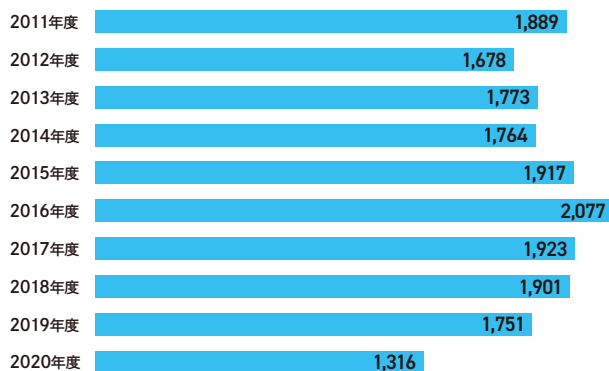
- (注)各事業額は少数第1位四捨五入のため、合計値と合わないことがある。
 ※1 有償資金協力勘定予算による技術支援などを含み、管理費を除く技術協力経費実績。
 ※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。
 ※3 各年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、各年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

過去10年間の推移

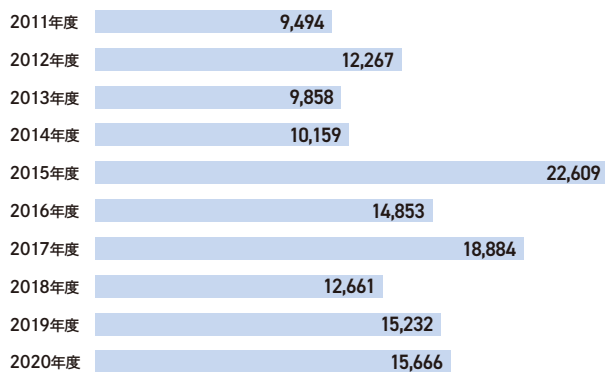
図表-3～5は、10年間の技術協力、有償資金協力、無償資金協力の各事業規模の推移を示しています。

有償資金協力は、2020年度は1兆5,666億円と前年度に比べ2.8%増、また、無償資金協力は、2020年度は総額839億円と、前年度に比べ2.0%の減となっています。

図表-3 過去10年間の技術協力経費の推移 (単位: 億円)

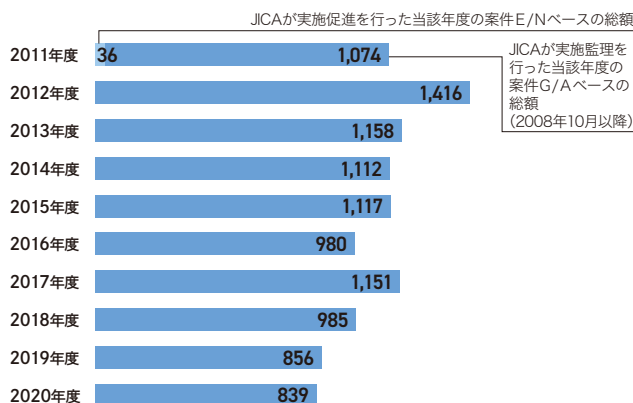


図表-4 過去10年間の有償資金協力承諾額の推移 (単位: 億円)



(注)円借款、海外投融資(貸付・出資)の合計額。

図表-5 過去10年間の無償資金協力の事業規模の推移 (単位: 億円)



地域別の実績

技術協力については、アジア32.1%、アフリカ17.3%、北米・中南米5.6%の順で割合が多くなっています。

また、新規承諾分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア83.0%、中東4.4%、アフリカ2.9%の順と、2019年度から変わらず、アジアの比率が高くなっています。

無償資金協力では、アジア46.4%、アフリカ44.9%、大洋州3.4%と、2019年度と同様にアジアならびにアフリカが高い割合を占めています。

なお、「その他」には、国際機関や国・地域をまたぐもの(全世界)などが含まれています。

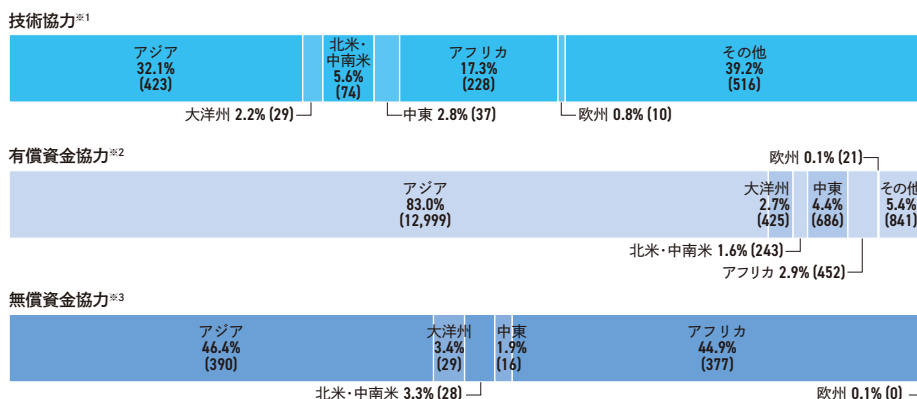
分野別の実績

技術協力について、その実績を分野別に見ると、公共・公益事業19.7%、人的資源10.3%、農林水産9.7%の順となっています。

有償資金協力については、運輸分野への協力実績が45.6%、次いでプログラム型借款39.3%、社会的サービス8.4%の順で割合が高くなっています。

無償資金協力については、公共・公益事業が48.0%、次いで保健・医療21.1%、人的資源15.7%となっています。

図表-6 地域別の実績構成比(2020年度) (単位: %/億円)



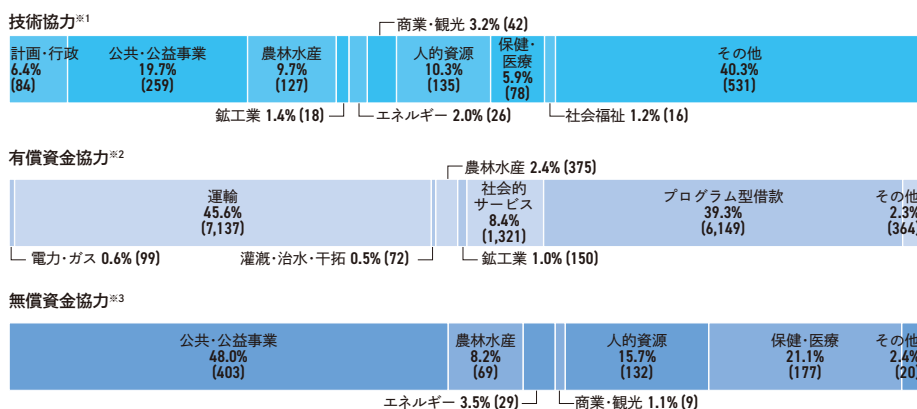
(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

図表-7 分野別の実績構成比(2020年度) (単位: %/億円)



(注)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。

※1 有償資金協力勘定予算による技術支援等を含み、管理費を除く技術協力経費実績。

※2 円借款、海外投融資(貸付・出資)の承諾額。

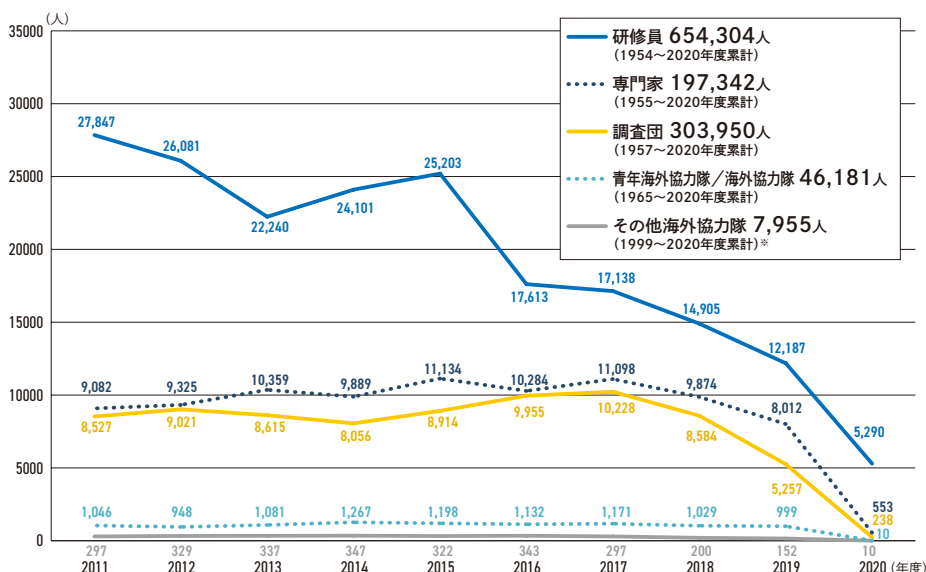
※3 2020年度予算に基づく供与限度額を計上しているため、2020年度に贈与契約(G/A)が締結された案件の贈与契約締結額の総額とは一致しない。

技術協力 形態別の人数実績の推移

2020年度のJICA事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が5,290人、専門家派遣(新規)553人、調査団派遣(新規)が238人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣(新規)が10人、その他海外協力隊派遣(新規)が10人でした。この結果、累計では研修員受入65万4,304人、専門家派遣19万7,342人、調査団派遣30万3,950人、青年海外協力隊/海外協力隊派遣4万6,181人、その他海外協力隊派遣7,955人[※]となっています。

2011年度以降の形態別人数実績の推移は、図表-8のとおりです。

図表-8 形態別の人数実績の推移(累計)



※ 内訳はシニア海外協力隊、日系社会シニア海外協力隊、国連ボランティア、日系社会青年海外協力隊。これらは1998年までは他の形態の実績として集計。

(注)移住者送出国は1995年度で終了。1952～1995年度の累計は、73,437人。

財務諸表の概要

一般勘定

1. 貸借対照表の概要

令和2年度末現在の資産合計は377,745百万円と、前年度末比59,148百万円増となっております。これは、現金及び預金の59,280百万円増が主な要因です。なお、現金及び預金の残高291,765百万円には、無償資金協力案件における贈与に充てるための資金が196,150百万円含まれております。負債合計は324,866百万円と、前年度末比59,288百万円増となっております。これは、運営費交付金債務の46,258百万円増および無償資金協力事業資金の17,362百万円増が主な要因です。

(単位：百万円)			
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	291,765	運営費交付金債務	86,927
その他	26,686	無償資金協力事業資金	196,150
固定資産		その他	19,877
有形固定資産	40,098	固定負債	
無形固定資産	3,612	資産見返負債	7,791
投資その他の資産	15,584	退職給付引当金	13,618
		その他	503
		負債合計	324,866
		純資産の部	
		資本金	
		政府出資金	62,452
		資本剰余金	△ 23,163
		利益剰余金	13,590
		純資産合計	52,879
資産合計	377,745	負債純資産合計	377,745

2. 損益計算書の概要

令和2年度の経常費用は163,010百万円と、前年度比71,664百万円減となっております。これは、運営費交付金を財源とする重点課題・地域事業関係費の21,698百万円減および無償資金協力事業費の36,839百万円減が主な要因です。経常収益は163,642百万円と、前年度比69,708百万円減となっております。これは、運営費交付金収益の31,310百万円減および無償資金協力事業資金収入の36,839百万円減が主な要因です。

(単位：百万円)	
	金額
経常費用	163,010
業務費	153,726
重点課題・地域事業関係費	49,332
国内連携事業関係費	8,803
間接業務費	36,752
無償資金協力事業費	52,397
その他	6,442
一般管理費	9,185
財務費用	85
特定使途経費	13
その他	0
経常収益	163,642
運営費交付金収益	105,703
無償資金協力事業資金収入	52,397
その他	5,542
臨時損失	29
臨時利益	11
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1,001
当期総利益	1,615

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
(注2)より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

有償資金協力勘定

1. 貸借対照表の概要

令和2年度末現在の資産合計は13,603,826百万円と、前年度末比778,362百万円増となっております。これは、貸付金の増加726,864百万円が主な要因です。負債合計は3,572,931百万円と、前年度末比662,747百万円増となっております。これは、財政融資資金借入金金の増加556,114百万円が主な要因です。

(単位：百万円)			
資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金	220,490	1年以内償還予定財政融資資金借入金	104,069
貸付金	13,341,710	その他	42,232
貸倒引当金(△)	△ 176,363	固定負債	
その他	59,434	債券	898,211
固定資産		財政融資資金借入金	2,518,683
有形固定資産	9,165	その他	9,737
無形固定資産	5,016	負債合計	3,572,931
投資その他の資産		純資産の部	
破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権	87,063	資本金	
貸倒引当金(△)	△ 87,063	政府出資金	8,202,168
その他	144,375	利益剰余金	
		準備金	1,799,526
		その他	33,008
		評価・換算差額等	△ 3,806
		純資産合計	10,030,895
資産合計	13,603,826	負債純資産合計	13,603,826

2. 損益計算書の概要

令和2年度の当期総利益は33,008百万円と、前年度比62,637百万円減となっております。これは経常収益が134,070百万円と、前年度比48,417百万円減となり、経常費用が101,060百万円と、前年度比14,223百万円増となったことによるものです。経常収益は貸倒引当金戻入が前年度比19,922百万円減、経常費用は貸倒引当金繰入が前年度比34,310百万円増となったことが主な要因です。

(単位：百万円)	
	金額
経常費用	101,060
有償資金協力業務関係費	101,060
債券利息	8,396
借入金利息	12,542
金利スワップ支払利息	5,679
業務委託費	17,585
物件費	11,608
その他	45,250
経常収益	134,070
有償資金協力業務収入	133,356
貸付金利息	122,934
受取配当金	4,329
その他	6,093
その他	714
臨時損失	4
臨時利益	2
当期総利益	33,008

(注1)四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
(注2)より詳細な財務状況は別冊資料編を参照ください。

活動報告

26
JICAのアプローチ

28
地域別の概況

36
途上国が抱える
課題への取り組み

52
開発効果を高める
パートナーシップ

JICA のアプローチ

地域別・課題別の取り組み

JICAは、「信頼で世界をつなぐ」というビジョン達成のため、約150の国・地域で活動しています。

活動にあたっては、各国や地域の事情を考慮した国別・地域別アプローチとともに、各開発課題に応じた専門的なアプローチで事業計画を策定し、相手国政府や多様なパートナーと連携して取り組んでいます。

地域別の取り組み

地域・国ごとの
現状やニーズに則して

一口に開発途上国といっても
国・地域ごとの状況、開発課題は
大きく異なります。
現場の多様なニーズを分析し、
日本政府の政策・公約や
JICAの持つ協力形態・事業規模を踏まえ、
戦略的にプログラムを形成し、
劇的に変化する世界情勢に合わせて
柔軟に事業を実施しています。

課題別の取り組み

4つのP：事業の目標を示すキーワード

P ROSPERITY

「質の高い成長」の基盤と原動力の
確保のために

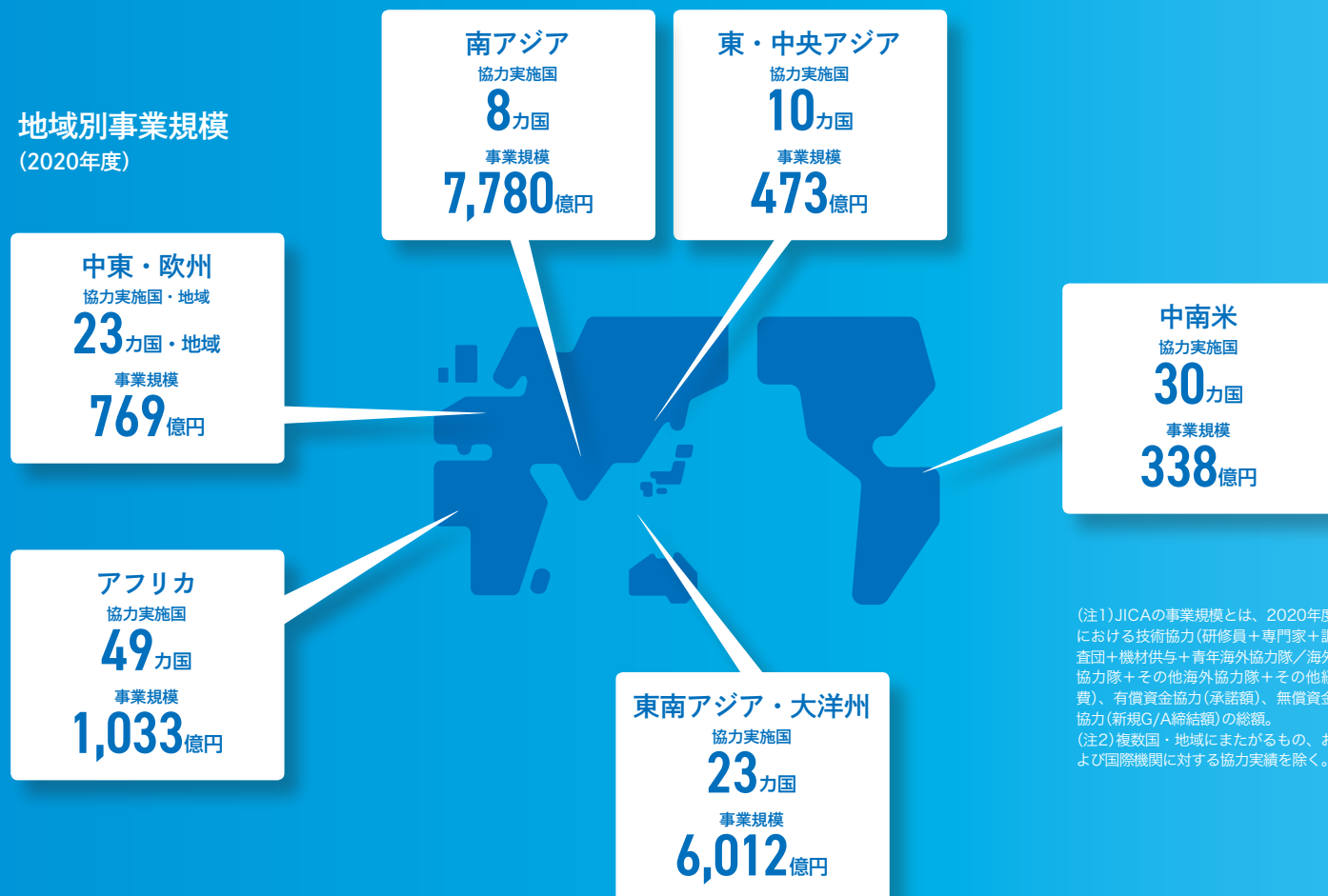
- 都市・地域開発
- 運輸交通
- 資源・エネルギー
- 民間セクター開発
- 農業・農村開発(持続可能な食料システム)

P EOPLE

誰もが健康で、安心して暮らせる
社会のために

- 保健医療
- 栄養の改善
- 教育
- 社会保障・障害と開発
- スポーツと開発

地域別事業規模 (2020年度)



JICAは、開発途上国が直面する課題を4つのP (Prosperity、People、Peace、Planet) に整理し、それぞれの課題ごとに事業戦略を定めて課題解決に取り組んでいます。

P EACE

恐怖や暴力のない、
平和で公正な社会のために

- 平和構築
- ガバナンス
- 公共財政・金融システム
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメント
- デジタル化の促進 (DX)

P LANET

地球環境を守るために

- 気候変動対策の推進・主流化
- 自然環境保全
- 環境管理
- 持続可能な水資源の確保と水供給
- 防災・復興を通じた災害リスクの削減

地域別の概況

東南アジア・大洋州

「自由で開かれたインド太平洋」を推進

東南アジア

ASEANの中心性と一体性を重視

東南アジア諸国連合(ASEAN)は、インド洋と太平洋の2つの海に面するこの地域の安定と繁栄を主導する存在であり、日本政府が提唱する「自由で開かれたインド太平洋(FOIP)」の中核を成すものです。ASEAN諸国は高い経済成長を遂げている一方で、域内および各国内の格差の問題が存在し、社会経済インフラと人材育成の両面で膨大な開発ニーズがあります。

これらの課題を解決し、ASEANの中心性と一体性を高めることは、日本にとっても重要です。日本政府は、2019年にASEANが発表した「インド太平洋に関するASEAN・アウトルック(AOIP)」を支持し、その重点分野



インドネシア：円借款事業で建設が進むパティンバン港の一部施設が2020年12月に完成、自動車ターミナルの暫定運営を開始した。完成式典では、自動車運搬船に輸出用の完成車が積み込まれた

(海洋協力、連結性、SDGs、経済)での協力を推進することとしています。

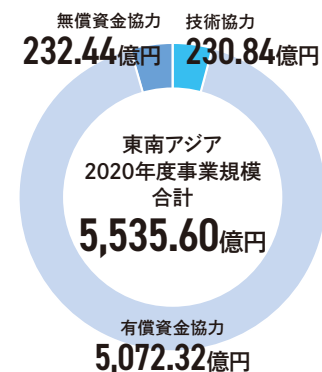
コロナ禍に対しADBと協調融資も

JICAはこうした背景を踏まえ、以下を重点領域として協力を展開しています。

1. ASEANの連結性強化
(陸海空の回廊連結性プロジェクトを中心としたハード・ソフト両面での協力)
2. 成長の歪みを克服する「質の高い成長」の推進
3. 人間の安全保障の実現
(保健医療、環境、防災分野などの協力)
4. 脱炭素化などの気候変動対策
5. 将来の国を支えるリーダー層や行政官の人材育成
6. 地域が抱える脆弱性への対応
(フィリピンのミンダナオやミャンマーのラカイン州などへの協力)

地理的にも近い日本と東南アジア各国のつながりは緊密であり、協力にあたっては民間企業、大学・研究機関、地方自治体などが有する優れた知見やノウハウを最大限活用しています。なお、東ティモールについてはASEAN加盟に向けた協力とともに、復興期から発展段階への移行を後押しする協力を行っています。

2020年度は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行するなか、東南アジアの多くの国でも感染が徐々に拡大し、経済も深刻な打撃を受けました。JICAは保健医療分野の協力を強化するとともに、フィリピン、イン



事業規模	
フィリピン	2,598.18億円
インドネシア	1,115.36億円
ミャンマー	908.04億円
ベトナム	557.68億円
カンボジア	298.10億円
ラオス	29.30億円
タイ	16.74億円
東ティモール	6.50億円
マレーシア	5.70億円
シンガポール*	0.00億円

※ 研修員の人数実績はあるが、経費実績はなし。

366km

拡幅、バイパス整備などの
道路改良を行う、
カンボジア国道5号線改修事業
(円借款)の事業区間の総延長
(2013-2023年度予定)



17,900人

東南アジア地域において
育成した産業人材
(2020年度)

(注)事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。

ドネシア、カンボジアにおいて、アジア開発銀行(ADB)との協調融資による財政支援を通じ、各国政府の新型コロナウイルス感染症への対応に協力しました。

大洋州

島嶼国ならではの課題や脆弱性

日本と大洋州島嶼国は、貴重な地球公共財である太平洋を共有し、歴史的にも深い関わりを持っています。大洋州地域の持続可能な発展を確保することは、日本と大洋州島嶼国の関係強化に資するだけでなく、「自由で開かれたインド太平洋」の実現を支える地域環境の維持・促進にもつながります。

他方、大洋州島嶼国は狭小性、隔絶性、遠隔性、海洋性といった、島嶼国特有の課題・脆弱性を抱えています。さらに昨今では気候変動の負の影響を最も受けやすい地域の一つとして、世界的な注目が集まっています。また、コロナ禍の影響により、各国で保健システムの脆弱性が改めて認識され、協力ニーズが高まっています。

保健医療システム強化、持続可能な海洋や気候変動対策などに重点

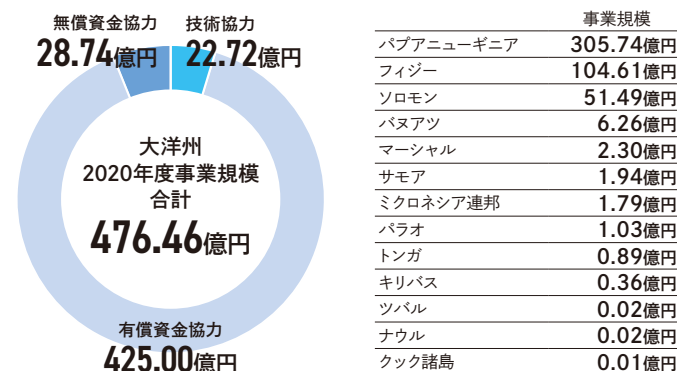
JICAはこうした状況に対応し、以下を重点領域として協力を進めています。

1. 新型コロナウイルスの影響を踏まえた保健医療システム強化および経済回復支援



フィジー：南太平洋大学で行われた「太平洋地域ハイブリッド発電システム導入プロジェクト」の研修の様子。太陽光パネルの角度や影による発電への影響を指導

- (保健医療施設整備、保健医療人材育成、財政支援など)
2. 法の支配に基づく持続可能な海洋
(海上法執行能力や漁業資源管理能力の強化【→P.39事例を参照ください】、海洋プラスチックを含む廃棄物処理対策への協力など)
3. 気候変動対策・防災
(再生エネルギー導入促進、防災機関の能力強化など)
4. 強靱かつ持続可能な成長基盤の強化
(海洋インフラ、空港整備などの連結性強化、貿易・投資の促進、財政の強靱化など)
5. 人的交流・人材育成
(民間の人材を含めたリーダー候補人材の日本への留学、研修など)



(注)事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。

4,056人

第8回太平洋・島サミットの公約の下、
JICAが3年間に実施した人材育成・人的交流の人数
(2018-2020年度)

東・中央アジア

地域内外の連結性強化と産業多角化を通じた持続的な発展を目指して

資源依存からの脱却と連結性の強化が課題

東・中央アジア地域の協力対象国は、中国、モンゴル、中央アジア5カ国とコーカサス3カ国の計10カ国です。

モンゴル、カザフスタン、トルクメニスタン、アゼルバイジャンは資源に恵まれ、急速な経済成長を達成する一方で、過度な資源依存型経済構造のため、資源国際価格の変動の影響を受けやすいという脆弱性を抱えています。ウズベキスタンでは綿花と天然ガスに依存する経済からの脱却が課題であり、政府主導で投資促進と産業振興が進められています。また、資源に乏しいキルギスやタジキスタンでは、ロシアなどへの出稼ぎ労働者による送金がGDPの3分の1以上に達しており、国内産業の育成と雇用の創出が急務となっています。

近年は資源価格の低迷、ロシアや中国の経済成長の減速などによる各国経済への影響が懸念されています。加えて、新型コロナウイルスの感染拡大は、移動の制限に伴う出稼ぎ労働者からの送金の減少、失業率の上昇、保健医療等の社会サービスの脆弱性の露見など、同地域の社会経済に大きな影響を及ぼしています。

こうした状況を打破し持続的に発展する経済システムを構築するためには、資源依存経済を克服するための民間主導の経済活動の活性化、産業の多角化、域内外の連結性の強化に寄与するインフラ整備などが重要な課題です。

ガバナンス強化やインフラ整備などに重点

中国を除く9カ国は旧社会主義国であり、市場経済移



キルギス：首都ビシュケクの有名な高級雑貨店前で催された、JICAが支援する一村一品事業で生産されたジュースの試飲販売会[写真：原口明久]

行国です。ロシア、中国という二大国や南アジアや中東と国境を接する国が多く、政治・経済的な影響を強く受けています。この地域の各国の自立と安定が維持されることは、ユーラシア大陸全体の安定に不可欠です。

2020年度は以下の4点を柱に協力を進めました。

1. ガバナンスの強化

例：法整備(投資環境整備)など

2. 産業の多角化

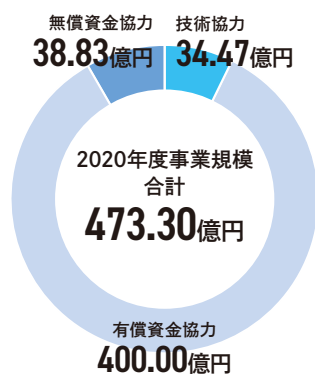
例：農家や金融機関の能力向上支援、中小企業振興など

3. インフラの整備

例：地域内外の連結性の強化と格差の是正に向けた空港、発電所等の計画策定と建設など[→P.38事例を参照ください]

4. 人材育成

例：留学生事業の推進など



東アジア地域	事業規模
モンゴル	271.62億円
中華人民共和国	1.56億円

中央アジア・コーカサス地域	事業規模
ウズベキスタン	157.29億円
タジキスタン	25.42億円
キルギス	15.22億円
カザフスタン	0.86億円
ジョージア	0.40億円
トルクメニスタン	0.37億円
アルメニア	0.37億円
アゼルバイジャン	0.20億円

(注) 事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。



43人 26.7%

キルギスの元JICA留学生
(無償資金協力) 161人^{*1}中、
局長級以上の役職に登用された
人数と比率
(2019年度現在)

※1 2007-2016年度受入れ。



約66万人

日本人材開発センター
(モンゴル、カザフスタン^{*2}、
ウズベキスタン、キルギス)
の受講者総数
(2020年度までの延べ人数)

※2 2012年度でプロジェクトは終了。

南アジア

新型コロナ感染拡大に立ち向かう強靱な社会システムを

急激な経済社会状況の悪化

南アジア地域は、人口18億人のうち25歳未満が約半数^{※1}を占めており、産業・消費や労働市場の拡大などから、今後、世界の経済成長の中心となる大きな潜在力を有しています。一方で、世界全体の3分の1に及ぶ絶対的貧困人口(約2.2億人)を抱えており^{※2}、さまざまな格差を是正し、SDGsが目指す包摂的かつ強靱で持続可能な社会づくりへの貢献が求められてきました。現在、コロナ禍により、その必要性が一層浮き上がってきています。

新型コロナウイルス感染症の流行によって世界経済が失速するなか、南アジア地域の2020年の成長率はマイナス6.7%^{※3}と、世界の他の開発途上国・地域と比較し



インド：感染症予防のため、JICAは手洗いや爪の衛生、正しいマスク着用などに関する「アッチー・アーダト（良い習慣）キャンペーン」を実施中。「正しい手洗い漫画」のヒンディー語吹き替え動画も上映

ても著しく大きなダメージを受けました。一時、感染状況は落ち着いたものの、2021年2～3月あたりから、再び爆発的な感染拡大に見舞われ、医療資源のひっ迫と経済停滞などに苦しんでいます。また、流動的な社会・治安情勢や自然災害に対する脆弱性も抱えています。

強靱な社会の構築を協力の中心に

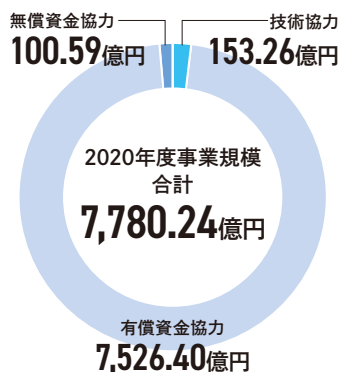
ASEANと中東・アフリカをつなぐ地政学的な要衝である南アジア地域の安定と発展は、世界全体、ひいてはわが国の安定と発展に不可欠です。しかし、上述のとおり、コロナ禍で域内各国の脆弱性がより露わになりました。これら課題に対応できる強靱な社会の構築に向けて、JICAは「人間の安全保障」と「質の高い成長」の二大ミッションを掲げ、迅速で積極的な協力を展開しています。

2020年度は、保健システムの強化とともに、教育や住環境といった基礎生活分野の改善、経済の再生・雇用の安定、投資環境整備を含む産業競争力強化、域内および他地域との連結性強化、地域の平和と安定・安全の確保に向けた協力などを進めました。また、今後も引き続き、「質の高いインフラパートナーシップ」「自由で開かれたインド太平洋」といった日本政府の重要政策や政府間共同声明の内容・方針などに基づき、各国・国際機関とも協働していきます。

※1 United Nations, "World Population Prospects 2019"

※2 World Bank, "Poverty and Shared Prosperity 2018: Piecing Together the Poverty Puzzle"のデータを基に算出。

※3 World Bank, "Global Economic Prospects, January 2021"



事業規模	
インド	3,817.07億円
バングラデシュ	3,768.06億円
モルディブ	51.74億円
アフガニスタン	42.62億円
パキスタン	41.92億円
ネパール	32.05億円
スリランカ	14.54億円
ブータン	12.24億円



資金協力で整備を支援した
鉄道・地下鉄の総延長^{※1}
(2005年1月～2021年7月の完工案件)



資金協力で
整備を支援した医療施設^{※2}
(2010年9月～2021年7月の完工案件)

※1 円借款で整備(土木工事)を行った区間のみ計上。

※2 資材調達のための施設も含む。ただしワクチンや薬剤調達のみの施設は非計上。

(注)事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。

アフリカ

コロナ対策と現地企業の活性化・イノベーションへの取り組み

各国の成長に深刻な打撃

近年、アフリカにおいては、貧困や社会開発の状況が大きく改善してきました。また、この10年で急速に普及した携帯電話やモバイルマネーの開発・普及など、最先端のデジタル技術を活用して大きく発展する「リープフロッグ」(カエル跳び)現象が起きています。

一方、新型コロナウイルスはアフリカ大陸にも400万人を超える感染者と10万人を超える死者(2021年4月現在: Africa CDCウェブサイトによる)をもたらし、社会・経済に大きな影響を及ぼしました。一次産品の輸出や観光業の停滞などにより、国家財政や雇用状況が厳しい状況に直面し、また、輸入に依存する医療資機材などの必需品の確保に支障を来しています。

感染症対策や民間企業による社会課題解決を支援

このような状況を踏まえ、JICAは2019年に日本で開催された第7回アフリカ開発会議(TICAD 7)の重点課題に基づき、「経済」「社会」「平和と安定」の3本柱に沿った取り組みを継続。各国がコロナ禍を乗り越え、復興に向かうためのさまざまな協力を展開しました【→P.42、46、47、50事例を参照ください】。

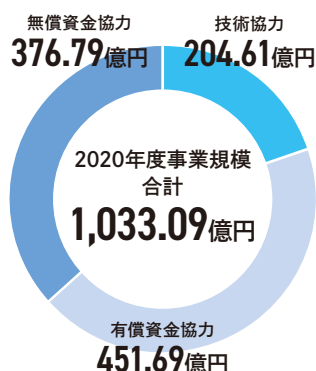
例えば、19カ国以上(2021年4月現在)に検査・防護用などのコロナ対策資機材を供与したほか、緊急的な財政ニーズに対応するための円借款を実施しました。ガーナ野口記念医学研究所(野口研)やケニア中央医学研究所



ガーナ：西アフリカ周辺国から15名の研修員をガーナ野口記念医学研究所に招き、感染症の実験能力強化の研修を実施。各国の新型コロナウイルス対策強化にもつながる協力を進めている

(KEMRI)など、長年感染症対策で協力してきたアフリカ域内の研究拠点と連携して、検査・診断能力の強化にも取り組みました。最も多い時期には、野口研は国内のPCR検査の8割を、KEMRIは5割を実施。両研究所は周辺国の感染症対策人材の育成にも貢献するなど、国内と周辺国のコロナ対策の中核を担っています。

このほか、アフリカの民間企業の活力やイノベーションを生かした取り組みを推進しました。「Project NINJA (Next Innovation with Japan)」を立ち上げ、革新的なビジネスモデルやテクノロジーを生み出すアフリカのスタートアップ企業への支援を19カ国で推進したほか【→P.6を参照ください】、DX(デジタル・トランスフォーメーション)を活用したアフリカの開発課題解決策の公募や、デジタル国民IDの利用促進に向けた調査などを行いました。



	事業規模
ケニア	120.40億円
セネガル	84.83億円
ジブチ	45.96億円
ザンビア	37.55億円
ブルキナファソ	36.03億円
ガーナ	35.24億円
ウガンダ	32.98億円
コートジボワール	32.35億円
エチオピア	31.84億円
スーダン	31.70億円
モザンビーク	31.07億円

	事業規模
タンザニア	23.55億円
マダガスカル	21.78億円
ルワンダ	20.02億円
ナイジェリア	13.91億円
マラウイ	11.06億円
南スーダン	9.35億円
コンゴ民主共和国	6.28億円
カメルーン	6.03億円
南アフリカ共和国	4.19億円
アンゴラ	1.51億円
その他28カ国	395.45億円

43万9,607件
50%

ガーナ野口記念医学研究所の
PCR検査実施件数と
国内実施数に占める割合
(2020年2月-2021年5月)

(注)事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。JICA在外事務所所在国のみ国名を表記。

中東・欧州

二重の危機への対応——地域の混迷とコロナ禍

いまだ続く政情不安と悪化する生活環境

中東・欧州地域の人々は、継続する地域の混迷とコロナ禍という二重の危機にさらされています。

中東地域では、「アラブの春」から10年がたった今でも多くの国で政情不安が続いています。成功例といわれるチュニジアにおいても経済が低迷。紛争が発生したイエメン、シリア、リビアでは、政情・治安が不安定で、基礎的なインフラの破壊、教育機会の喪失など多くの問題に直面しています。その影響は周辺国にも及び、シリア難民の流入・固定化はヨルダン、レバノン、トルコにとって大きな社会・経済負担となっています。

一方、90年代に度重なる紛争を経験したバルカン諸

国を筆頭とする欧州地域は、落ち着きを取り戻してきているものの、ウクライナやモルドバをはじめ、地政学的な不安定要因と脆弱性を抱えています。最近のトルコの米国や欧州、周辺国との対立も懸念材料です。このようななか、西バルカン諸国にEU加盟を目指した改革の機運が見られるのは歓迎すべき動きといえます。

以上に加えて、コロナ禍は、両地域がこれまで抱えていた課題を深刻化させました。高い水準にあった失業率がさらに悪化し貧困率が高まるなど、人々の生活環境に負の影響を与えています。デモなどにより、政府へ生活の改善を求める声も広がっています。

平和と安定に向けた中長期的な取り組み

中東・欧州地域の平和と安定は、日本と国際社会の平和と繁栄に不可欠との理解の下、2020年度は従前からの地域的課題とコロナ禍による課題に対して、以下の4点を柱に、中長期的な視点も持って協力を進めました。

1. 地域の安定化と人間の安全保障の確保

例：シリア難民やパレスチナ難民に対する支援や、イラクなどでの復興支援

2. 質の高い成長

例：環境やエネルギー分野の協力、産業振興・投資促進支援

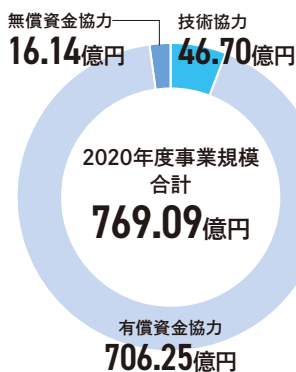
3. 人材育成・交流や親日・知日家の育成

例：日本式教育の推進や日本の近代化の経験の共有

4. 地域的な取り組みの推進

例：地域の観光資源の有効活用、広域防災協力

エジプト：エジプト・日本学校の様子。現地の小学校に対し、学級会、日直、掃除などの特別活動に代表される日本の全人的教育モデルの導入を支援している



欧州地域	事業規模
モルドバ	21.90億円
ウクライナ	2.00億円
アルバニア	1.99億円
セルビア	1.90億円
コソボ	1.07億円
北マケドニア	0.93億円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	0.57億円
モンテネグロ	0.54億円
トルコ	0.40億円

中東地域	事業規模
モロッコ	386.00億円
エジプト	314.30億円
パレスチナ	20.01億円
ヨルダン	5.64億円
シリア	3.97億円
イラン	3.12億円
イラク	2.22億円
チュニジア	1.52億円
その他6カ国	0.99億円



日本式教育を行う
「エジプト・日本学校」の数
(2020年度末時点の累計)

(注) 事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。中東地域については事業規模1億円以上の国のみ国名を表記。

中南米

日本と価値観を共有する重要なパートナー

加速するパートナーの危機

中南米地域は、人口約6億人、GDP1.5兆ドル超(ASEANの約2倍)を有し、アマゾン地域に象徴される豊富な自然資源や鉱物資源の存在、また、農業生産の世界的な拠点として重要な地域です。日本とは、自由、民主主義、法の支配などの基本的価値を共有し、世界最大の日系社会の存在もあって、共に課題に取り組むパートナーである地域です。

地域全体の所得レベルは高く、DX(デジタル・トランスフォーメーション)実現に資する取り組みなどについては先進的地域である一方、域内33カ国間や各国内での格差は大きく、2019年のベネズエラ避難民の発生、中米北部の不法移民問題といった政治的な不安定さや、日本も直面する人口の高齢化、自然災害の多発など、多くの課題を抱えています。2020年以降の新型コロナウイルス感染拡大による死者数は、世界の約30%を占めており、コロナ禍の影響を最も受けている地域でもあります。

イノベーションの推進と「共創」に向けて

JICAは、経済発展のためのインフラ整備、防災・気候変動対策、都市環境問題や格差是正支援などを中南米地域の重点領域とし、横断的視点としてDXやイノベーションの実現・加速に資する協力を推進し、また、その担い手であるスタートアップ企業との連携・協働体制も強化しています。あわせて、これまでの協力関係を生かしたコロナ対策支援を行いながら、コロナ後に向けた新

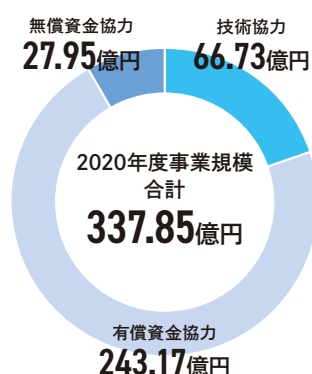


ドミニカ共和国：3R(リデュース、リユース、リサイクル)に関するワークショップに参加する子どもたち

たな事業体系の形成・構築に努めています。

2020年度は、米州開発銀行との連携枠組みによる水・衛生分野、再生可能エネルギー分野でのプロジェクトや、世界銀行と連携した防災プロジェクト、また、中米統合機構(SICA)などの域内開発パートナーとの協働による、環境・流通・ジェンダー・防災などの地域の共通課題に関する取り組みを進めました。社会課題解決のために日本と中南米で企業間連携も含めて共創する環境づくり、米国シンクタンクなどとの連携の推進、またJICAチェアや留学生事業[▶P.58を参照ください]を活用した国を牽引するリーダーとなる人材の育成なども行っています。

コロナ対策や感染拡大下における事業展開に関するウェビナーやオンライン研修も多く実施したほか、日系団体を通じて日系人と周辺住民への支援を行っています。



中米・カリブ地域	事業規模
メキシコ	57.17億円
エルサルバドル	5.95億円
ホンジュラス	4.33億円
ドミニカ共和国	4.21億円
グアテマラ	4.01億円
パナマ	2.12億円
ハイチ	1.90億円
キューバ	1.88億円
ニカラグア	1.71億円
コスタリカ	1.54億円
ジャマイカ	1.07億円
セントルシア	1.07億円
その他8カ国	1.24億円

南米地域	事業規模
ブラジル	107.28億円
パラグアイ	102.35億円
ボリビア	26.15億円
ペルー	4.40億円
アルゼンチン	3.43億円
エクアドル	2.51億円
コロンビア	1.74億円
チリ	1.55億円
ウルグアイ	0.16億円
ベネズエラ	0.09億円



(注)事業規模についてはP.27「地域別事業規模」の注記を参照。中米・カリブ地域については事業規模1億円以上の国のみ国名を表記。

COLUMN

困難な状況のなか、日系社会との絆をさらに強く

中南米では約213万人の日系人が活躍し、その存在が日本との強い絆となっています。

JICAは、戦後の国の政策による中南米などへの移住者に対し、移住先国での定着と生活の安定を支援してきました。

近年は日系社会の成熟や世代交代に対応した協力と日系社会との連携強化、

コロナ禍で困難な状況にある日系社会に対する協力に重点を置いて取り組んでいます。

助成金や遠隔研修で支援を継続

2020年度は、新型コロナウイルス感染症流行の影響を受けた日系団体が実施する医療、高齢者福祉、継承日本語教育事業などへの助成金を通じた支援を行いました。

日本国内では、日系人の中・高・大学生合計76人に対し遠隔研修を実施したほか、日本の大学で就学する日系人大学院生10人の支援を決定しました。

また、国内の大学や地方自治体などの提案による技術の習得と国を超えた交流を促進するための研修を実施。25コース88人の遠隔研修や、約300人が参加した遠隔セミナーも行いました。新たに多文化共生の推進を目指す研修も開始。日系人研修員が、在日日系人集住都市の日系人をサポートしながら、地域での取り組みを学ぶ遠隔研修を実施しました。

新型コロナウイルスの感染拡大により一時帰国した日系社会青年海外協力隊員等も、遠隔での日本語指導など、国内に居ながら現地の日系人向けの活動を継続しています。

ネットワークを生かす活動も

海外移住資料館(横浜)には、2020年度は1万2,604人が来館、10回のオンラインイベントには延べ1,024人が参加しました。国内外の移住関係資料館とのネットワークにより、ブラジルの日本移民史料館と国際シ



ブラジル：日系のアマゾン病院(パラ州・ベレン市)に所属する帰国研修員からの要請に応え、重症患者の受入増加に対し、効率的なモニタリングと治療を実施できるよう、ベッドサイドモニターと輸液ポンプを供与し、地域の医療体制の継続を支援した。写真は、機材のテストの様子



パラグアイ：コロナ禍で対面授業ができなくなったラパス移住地の日本語学校に対し、オンライン授業のための環境を整備。子どもたちは今、画面を通じて先生や友だちの顔を見ながら、楽しく日本語を学んでいる

ンポジウムを共催したほか、散逸の危機にある中南米各国の日本語新聞の収集・保管を進める取り組みの一環である「JICA海外移住懸賞論文」の第一回受賞者を発表しました。

移住者の生産物、日本へ本格輸出

JICAの「中南米日系社会との連携

調査団」派遣をきっかけに、ポリビアのオキナワ移住地で生産した全脂大豆が、沖縄県に輸入されました。これまで文化交流は盛んでしたが、移住者の生産物の日本への本格的な輸出は初めてです。今後、「OKINAWA to 沖縄」プロジェクトとして進展が期待されています。

途上国が抱える課題への取り組み

PROSPERITY

「質の高い成長」の基盤と原動力の確保

包摂的で持続可能な「質の高い成長」を目指して、その基盤となる運輸交通・エネルギーなどのインフラ整備や総合的な都市・地域の開発、経済的な成長の原動力となる民間企業の育成や産業振興、また農業生産向上や農家のエンパワーメントに取り組んでいます。



タイ：円借款事業「バンコク大量輸送網整備事業(レッドライン)」で建設し、2021年8月に開業したバンスー中央駅(左側)と既存のタイ国鉄のバンスー駅(右側)。バンコクの新たな玄関口となる予定の同駅周辺ではスマートシティ構想があり、JICAもこの構想策定と推進に協力している

課題の概要

貧困削減のために不可欠な質の高い成長

世界の貧困削減は進んできているものの依然として約7億人が極度の貧困状態にあり、コロナ禍により2020年は貧困人口が増加したと見られます※。貧困削減を進め、すべての人が豊かな生活を享受できる社会を築き上げるためには、経済的な成長が不可欠です。そのためには、人々に労働機会を提供し、モノやサービスを生み出

す、農業を含む各種産業の発展が必要です。また、経済活動や人々の生活を支える運輸交通、エネルギー関連のインフラの整備や急激な都市化への対応も欠かせません。

JICAはこれらの課題に取り組み、すべての人々に恩恵が行き渡り、環境への影響にも配慮した持続可能な「質の高い成長」を目指します。

※ World Bank, "Poverty and Shared Prosperity 2020: Reversal of Fortune"



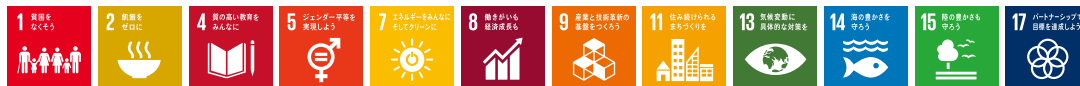
380万人

発電インフラの整備により、
電力事情の改善が見込まれる人口
(2016-2020年度)



35カ国 29.1万人

市場志向型農業や稲作の研修を受けた農民の人数。
研修を受講した普及員など指導者は2万7,300人
(2017-2020年度)



戦略 1

豊かさや低・脱炭素化の両立を目指して

運輸交通やエネルギー関連のインフラ整備とともにその担い手となる人材育成に努めることで、人々が安全で自由に移動し、モノが円滑に届けられ、十分かつ安定した電力を手頃な価格で持続的に利用できる社会を目指します。また、幅広い関係者が参加する自律的な都市・地域マネジメントを確立し、都市化の新たな可能性や豊かさの実現、地域社会・経済の活性化を目指します。

さらに、気候変動対策として、資源・エネルギー、運輸交通、都市における低・脱炭素化を推進します。

取り組みと実績 1

人々の安全・安心を支える支援

運輸交通においては、道路や橋梁、港湾、空港などの整備によるグローバルネットワークの構築、都市鉄道やバスなど公共交通の整備や利用促進に協力しています【→P.7、P.38事例を参照ください】。道路や橋梁などの維持管理に引き続き注力するほか、道路交通安全にも取り組んでいます。海上交通の安全性確保のための海上保安能力強化も重点の一つです。

資源・エネルギーに関しては、電力アクセス向上と低・脱炭素化を進めるため、送配電ネットワークの強化、新・再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの促進に取り組んでいます。持続可能な鉱物資源管理に向けた人材育成や人的ネットワークの強化にも力を注いでいます。

都市・地域開発については、都市開発マスタープランの策定、都市開発管理制度の構築に協力するほか、スマートシティやTOD (Transit Oriented Development：公共交通中心の都市開発) などにも取り組み、デジタル社会で重要性が増している地理空間情報の整備・活用も推進しています。地域格差を是正し、経済・社会の成長を促進する地域開発・回廊開発も進めています。

2020年度はこれらに加え、新型コロナウイルスの感染拡大に対して、公共バスでのマスク配布や運転手への啓発活動などの緊急の対応を行うとともに、国際物流や各国都市の経済・生活への影響、公共交通機関の対応状況に関する調査を実施し、新たな協力のあり方の検討を進めました。

戦略 2

経済的な成長の原動力となる産業を振興し、農村部の貧困にもアプローチ

開発途上国の経済成長の基盤である民間企業の育成を支援するため、イノベーションを担う起業家への支援、企業の競争力の強化、産業・投資政策やビジネス環境の整備に取り組みます。また、農村部の貧困削減のため、農業(含む水産・畜産)と加工・流通などの関連産業を包摂的に振興し、農村部の貧困削減と食料安全保障を同時に実現します【→P.39事例を参照ください】。

これらを通じ、開発途上国と日本の企業の相互競争力強化に寄与します。

取り組みと実績 2

コロナ禍における新しいニーズへの対応

民間セクター開発の分野では2020年度、コロナ禍で移動が制約されるなか、アジア9カ国にある日本人材開発センターが日本企業の協力も得てオンラインコンテンツを整備し、遠隔研修を実施しました。アフリカでは「カイゼン・イニシアティブ」を推進し、医療資機材などの製造業や病院運営の効率化に向けた支援や研修を行いました。

また、コロナ禍における問題解決のため、ITなどイノベーション的なアイデアを持つ起業家への支援プログラムをアフリカやアジアで実施【→P.6を参照ください】。いくつかの企業で資金調達や技術支援のパートナーが見つかりました。コロナ禍の甚大な影響を受けた観光業については、国際機関と協力し早期復興計画の策定の協力を開始しています。

農業と関連産業の振興に向けては、フードバリューチェーン(生産・加工・流通を通じた高付加価値化)の強化を目指し、種子・肥料へのアクセスや農薬の適正使用など品質管理の向上、販路の多様化などに取り組んでいます。また、農家の収入向上の手法である、市場志向型農業振興(SHEP)アプローチの普及を引き続き進めており、民間企業や国際機関も巻き込んで拡大展開しています。日本の農家や農協の協力を得て、2020年度はオンライン研修も実施しました。アフリカでのコメ生産量の倍増に向けた事業や、家畜衛生強化を通じたワンヘルス(人獣共通感染症対策など)の推進にも取り組んでいます。

建設から人材育成まで一貫支援

2021年7月、モンゴルで「チンギスハーン国際空港」が開港しました。この空港の円滑な運営と維持管理を目指してJICAが実施してきたのが「新ウランバートル国際空港の人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト」です。

首都ウランバートルの近郊にあるチンギスハーン国際空港の旅客者数は、サービス産業の成長や豊富な地下資源・畜産資源に対する投資の拡大などを背景に、2005年の47万人から12年には110万人へと急増。既存空港の拡張余地が乏しいことから、円借款により13年に新国際空港の建設が開始されました。

新空港の想定旅客数は年間200万人。空港がその重要な役割を果たすためには、施設のスムーズな運営や維持管理が欠かせません。世界一を誇る定時運航率、高品質なサービスの提供で知見と経験のある日本の空港管理・運営会社と連携し、2014年に本プロジェクトが始まりました。

質の高い知見・経験を伝える

JICAは①運営・維持管理組織計画、②滑走路などの維持管理、③給油システムの維持管理、④料金設定・



モンゴルでは初となる民間が運営する新空港「チンギスハーン国際空港」の全景(上)
開港後の旅客ターミナルビル2階出発エリアの様子(右)



テナント運営、⑤顧客満足度向上活動、⑥新空港への移転、⑦航空管制の7分野で協力しました。

JICAの長期専門家がハード・ソフト両面の準備を支援する一方、幅広いノウハウを伝えるため、短期専門家派遣と日本での研修を実施。実務を担う職員には成田空港や羽田空港などの現場で学んでもらい、空港

運営の意思決定を担う政府高官には空港移転を経験した中部空港や新石垣空港などの視察を通じて、開港に向けた準備作業や人材育成への理解を深めてもらいました。

2019年には空港運営会社が設立され、運営事業に日本企業が参加することになりました。新会社が開港に向けて準備を進めるなかで新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が発生。開港は延期を余儀なくされましたが、コロナ禍における適切な経営と衛生面で安全な運営体制の確立を目指してさらなる準備が進められ、ようやく開港に至りました。

しばらくは厳しい航空需要ですが、コロナ収束後はモンゴルの空の玄関口として国の経済・社会の成長に貢献することが期待されています。

VOICE

2,224ページものマニュアルを作成しました



新ウランバートル国際空港の人材育成及び運営・維持管理能力向上プロジェクト
元JICA専門家 大分市副市長 木原正智さん

「新空港を日本のような良い空港にしたい」。日本を代表する成田・羽田空港、航空局および管制の専門家がモンゴルの空港関係者とワンチームとなり、共通の目標と情熱を持って議論を重ね、安全で質の高い日本の運営ノウハウを詰め込んだマニュアル類や移転総合工程表の作成など、新空港供用・運営の基礎づくりを支援しました。

PROJECT

島嶼国の豊かな里海を取り戻す

住民が資源を守り経済に生かす

大洋州、インド洋やカリブ海などの島嶼国沿岸の水産資源は、地域住民の貴重な食料であり収入源です。環境破壊、気候変動、乱獲によってこうした資源の枯渇が危ぶまれています。多数の離島から成る国では、行政だけでは対応しきれません。このような背景から、住民が主体となり海洋資源を守りながら経済成長に生かすブルーエコノミーという考え方に関心が高まっています。

JICAは、日本の水産資源の共同管理の仕組みや離島の振興に向けた取り組みで蓄積された知見を生かし、島嶼国の水産ブルーエコノミー・アプローチに協力しています。

仕組みづくりと成果共有に協力

水産ブルーエコノミー・アプローチは、①コマネジメント(行政と漁民による共同管理)、②里海(地域の人が密接に関わる環境保全・資源管理)、③フードバリューチェーンに関連づけた地域活性化、の3つを組み合わせたものです。JICAはパイロット事業を行い、有効性が実証された方策を各国・各地域の関係者が状況に応じて選択できるよう、仕組みづくりと成果の共有に協力しています。



バヌアツのエファテ島で水揚げされた大きなソデイカ(上) 貴重な収入源となっているヤコウガイ(右) [写真: 鈴木 革]



バヌアツの経験が他国へ広がる

カリブ地域6カ国では、「漁民と行政の共同による沿岸水産資源の保全管理強化プロジェクト」を実施中です。定置網や浮魚礁などを利用した漁法を導入し、共同操業や漁業組合の設立を進めています。

大洋州のバヌアツで実施されてい

る「豊かな前浜プロジェクトフェーズ3」では、地域住民が主体となり海洋保護区(資源管理海域)を設置しヤコウガイなど貝類の保全活動、それを補うための多様な生計手段の創出を組み合わせる取り組みが進んでいます。住民主体の資源管理活動はサイクロン災害発生時の食料確保やその後の資源回復にもつながりました。また、水産局の能力が強化され、漁業政策に住民主体の資源管理が盛り込まれ、2020年に策定された国家開発計画にも反映されています。

JICAは、こうした成果を隣国ソロモンでの協力に生かしているほか、2020年に協力協定を結んだメラネシアの地域国際機関と連携し、同地域でもブルーエコノミー・アプローチの展開を検討しています。

VOICE

国内最大の管理海域設定に全村が合意しました

豊かな前浜プロジェクトフェーズ3

JICA専門家 アイ・シー・ネット株式会社 世古明也さん

日本人専門家と行動を共にする水産局の行政官は、7島のコミュニティで住民の主体性を引き出しています。ある島では若い漁師たちに水産資源管理への理解と参加を促すため、資源管理とサッカーのルールを関連させた大会を開催。20年以上も合意形成できなかった国内最大のリーフが、全村合意の下で管理海域となりました。



人々の基礎的生活を支える人間中心の開発

新型コロナウイルス感染症がまん延するなか、人々の健康を守ることは最優先課題です。同時に、質の高い学びの機会の提供、社会の安定をもたらす社会保障の整備、障害と開発、スポーツと開発など、人間中心の開発に協力していきます。



ガーナ：母子手帳の導入・普及プロジェクトでは、栄養カウンセリングサービス、尊厳あるケアと母子手帳の基本的な使い方を融合させた研修を全国で実施中。母親のニーズや生活環境に合わせて、母子保健や栄養の情報がしっかり伝われば、母親自身が受診や家庭でのケアについて意思決定できるようになる

課題の概要

「質の高い成長」とそれを通じた貧困撲滅

全世界でいまだ約7億人が1日1.90ドル未満で暮らす貧困状態にあり※、絶対的貧困の削減は、依然として最も基本的な開発課題です。「人間の安全保障」の理念の下、人々の基礎的生活を支える人間中心の開発を推進するため、包摂性に留意しつつ、貧困層、子ども、女性、障害者、高齢者など脆弱な立場に置かれた人々を含むすべて

の人々に対して、保健医療、栄養、教育、社会保障における課題に向けた協力、およびスポーツを通じた協力をを行います。

特に、新型コロナウイルス感染症の世界的流行を踏まえ、保健医療分野での対策などに重点的に取り組むほか【→P.4を参照ください】、他の課題においてもこの感染症の影響低減に留意した事業展開を目指します。

※ World Bank, "Global Monitoring Report 2015/2016: Development Goals in an Era of Demographic Change"



37カ国

母子手帳の
導入・普及を支援した国
(1989-2020年度)



54カ国

栄養改善に関する人材育成研修を
実施した国
(2019-2020年度)



戦略と取り組み

みんなが安心して暮らせる社会を目指して

JICA世界保健医療イニシアティブの推進

目下の最大の課題であるコロナ禍への対応に注力し、健康を守る強靱な体制づくりを推進すべく、「JICA世界保健医療イニシアティブ」に取り組みます[→P.18を参照ください]。この強靱な体制の下、中長期的には、すべての人々が基本的な保健医療サービスを、負担可能な費用で利用できる「ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)」の達成に貢献します。

ガーナ野口記念医学研究所では、最も多い時期にはガーナ国内のPCR検査の8割を担うなど、JICAが長年、感染症対策などで協力してきた病院や研究機関が現在、各国内と周辺国のコロナ対策の中核として奮闘中です。これらのネットワークを生かし、健康を守る国際協力を推進します。

栄養の改善

開発途上国の子どもを中心とする脆弱な人々の、栄養不良の二重負荷(低栄養と過栄養)も含めた栄養改善に取り組めます。保健、農業を中心にマルチセクショナルな取り組みを進めており、食と栄養のアフリカ・イニシアティブ(IFNA)ではアフリカの子ども2億人の栄養改善に取り組んでいます。

質の高い教育の拡充

子どもの学びを改善するため、質の高い教育を拡充します。ラオス、バングラデシュなどで教科書、教師用指導書の開発・改訂、またニジェール、マダガスカル、ガーナなどではコミュニティと学校の協働による教育改善に取り組むなど[→P.42事例を参照ください]、さまざまな協力



スポーツを通じた結束

南スーダン：JICAは南スーダン青年・スポーツ省と協力し、首都ジュバで「平和と結束」を掲げる全国スポーツ大会「国民結束の日」を2016年から毎年開催している。民族間のいさか이가絶えない同国にあって、全国各地から集まった若者たちがスポーツや交流を通じ、出身地域や民族に関係なく友好を深める機会となっている。

を展開しています。

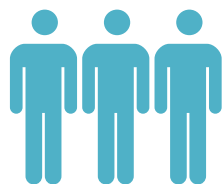
社会保障・障害と開発

人々の生活や社会の安定の基礎となる社会保障制度の構築を支援し、高齢者、女性、子どもや障害者など、脆弱な立場にある人々が包摂される社会の実現を推進します。社会保障政策の立案・実施を支える行政官などの育成のほか、JICAが長年、協力してきたタイ・アジア太平洋障害者センター(APCD)などとも協力しながら、障害者の社会・経済参加のための取り組みを、DX(デジタル・トランスフォーメーション)も活用して進めます[→P.43事例を参照ください]。

また、JICA事業において分野横断的に「障害と開発」の視点を組み込み、障害の主流化を推進します。

スポーツと開発

すべての人がスポーツを楽しめる平和な社会の実現を目指し、国内外のスポーツ関連団体と連携しながら協力を推進します。具体的には、開発途上地域におけるスポーツへのアクセス向上に取り組むとともに、スポーツを通して心身共に健全な人材育成、障害者や女性などの社会包摂、平和構築にも取り組みます。



317万人

「学びの改善」の
裨益者
(2020年度)

学校運営委員会が活動の中心に

マダガスカル的小学校では、教室や机、文房具、教科書などが足りない、教員が学校に来ないため授業が行われない、多くの生徒が読み書きや計算ができないといった問題を抱えています。こうした状況を変えようと、JICAは2016年から「みんなの学校プロジェクト」を実施しています。保護者や教員だけでなく、地域住民みんなで「学校運営委員会」をつくり、行政とも連携しながら自分たちで子どもを取り巻く環境の改善に取り組んでいます。

研修を受けた学校運営委員会のメンバーは、問題を分析し適切な計画が策定できるようになりました。また教室の整備、文房具や教科書の購入に加え、ボランティアによる補習授業が実施されるようになりました。補習授業については、プロジェクトが習熟度別速習法の導入をアドバイス。2019年に3カ月間、この速習法で算数補習授業を行うと、約17万人のテスト結果が平均で20%も向上しました。

また、この補習授業の手法を取り入れた教育番組が教育大臣のイニシ



コロナ禍による休校の遅れを取り戻すために棒などを使ってわかりやすい方法で行われている算数の補習授業

アティブで制作され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う休校期間中に国営放送で放映され、生徒たちの学習の助けになりました。

手作り給食を146校で提供

学校運営委員会による活動は学習分野ではありません。コメの収穫が不安定で、食糧の供給が滞る毎年1月から3月の端境期に、生徒たちに食事を提供する試みを2017年に始めました。みんなでコメ、水、野

菜、調理のための労働を提供するというコミュニティ協働型の給食です。

このタイプの給食を提供する学校は2019年の59校から21年には146校に拡大。給食は保護者からの要望が強くマダガスカル大統領もすべての小学校で実施する方針です。

JICAはプロジェクトで開発した学習改善手法や給食活動を現在約1万校に普及しているところですが、国際機関やドナーと連携し全土に拡大できるように努力を続けています。

VOICE

成果を共有することが大きな力に



みんなの学校：住民参加による教育開発プロジェクト
JICA専門家 森本美奈子さん

成果をわかりやすく見せることを重視しています。読み書きや算数に関しても、テスト結果を住民や教員にとってわかりやすい形で共有することが重要です。活動を実施し、テスト結果が改善していくことを実際に目にすれば、みんなの自信につながり、新たな活動に向かう力になります。

VOICE

西アフリカ発の成果を発展させています



JICA国際協力専門員
國枝信宏さん

西アフリカで先行していた「みんなの学校」の成果や教訓を活用して、マダガスカル関係者と共にモデルづくりとその普及を進めてきました。インドのプラサム教育財団が開発した習熟度別速習法による補習授業の導入やコミュニティ協働型の独自の給食など、さらなる進化を遂げています。

PROJECT

DAISYで障害者に「読む」楽しさを

アラビア語版の普及を目指す

社会に参加するうえで不可欠な知識や情報を得るのに、不便を感じている人たちがいます。例えば、印刷物を読むことに困難を感じる視覚障害者、学習障害者、上肢障害者の人たちは。こうした人たちの情報へのアクセス改善に、情報通信技術（ICT）が役に立つことがあります。

全人口の10%強に当たる約1,011万人の障害者が暮らすエジプトでも、2012年に障害者のエンパワーメントと社会参加を促進するICT戦略が策定されました。ところが、読書に困難を感じる人たちの強い味方となる電子書籍の国際規格DAISY（ディジー）を使った図書の制作は、英語などのアルファベットを使う言語では進んでいましたが、アラビア語で読める図書はありませんでした。

そこで、JICAは日本語DAISY制作を行う民間企業と連携し、アラビア語DAISY制作ソフトを開発。2019年3月から21年12月まで「情報アクセシビリティの改善による障害者の社会参画促進プロジェクト」を実施し、DAISYの啓発と制作技術指導者の育成に取り組んでいます。



アレキサンドリア図書館でさまざまな障害のある子どもたちを対象に実施されたDAISY図書体験会

技術者を育成し図書を制作

DAISYは「利用しやすい情報システム」ともいわれるもので、単に音声を録音したものではなく、目次から読みたいページに自在に飛べる機能があります。また音声と文字を同期させたマルチメディアDAISYは、読み上げている部分がハイライトされるだけでなく、文字の大きさや色、行間、背景色など、それぞれの見え方に合わせて表示を選択できるので

学習障害者にも有用です。

プロジェクトでは42人のDAISY制作技術指導者を育成したほか、33タイトルのアラビア語DAISY図書を制作しました。今後、教育、保健、防災などさまざまな分野の図書をDAISY化し、情報通信省や国立図書館のサイトで公開する予定になっています。また視覚障害や学習障害のある子どもを対象にDAISY図書体験なども実施。参加者はDAISY図書に「読める」喜びを感じていました。

VOICE

DAISYがエジプト中に広がってほしい



アイン・シャムス大学 スペイン語学科
ティーチングアシスタント マフムード・アンワルさん

視覚障害者対象のDAISY短期研修を受けました。エジプト人講師も日本人講師もわかりやすく親身に教えてくれました。初めて自分の手でDAISY図書を作った時は、まるで「新しい世界を発見した」かのような喜びでした。エジプト中の大学にこの技術が広まるのが私の希望です。

VOICE

大切な情報をDAISYで届けたい



特定非営利活動法人 支援技術開発機構
副理事長 河村 宏さん

コロナ禍で「命を守る」ために、文書を自分でしっかり理解して予防と治療に対応することの重要性を再認識しました。アラビア語DAISYは、エジプトだけでなく同言語圏の障害者にも役立つものだと思っています。研修修了者や読書障害者の期待に応えるよう支援を続けていきたいと思っています。

紛争を予防する平和で公正な社会

平和で公正な社会を実現するため、暴力的紛争の再発・発生を防ぐ国・社会をつくることが重要です。貧困・格差・法の支配の欠如などの紛争リスクを低減し、ガバナンスを強化することで、国・社会が危機に対応する能力を強化し、平和と安定を実現します。



フィリピン：JICAはミンダナオ島において、バンサモロ自治政府の設立を見据えた制度・組織構築や行政官の人材育成などの協力を実施中。事業では、日本人専門家が地方自治体の財務担当者と共に、自治体の歳入創出活動の促進など住民との信頼醸成に向けた活動を展開した。写真は、実施を支援した納税キャンペーンの様子

課題の概要

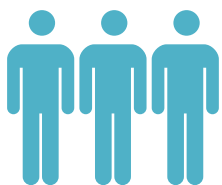
長期化・国際化する暴力的紛争

暴力的紛争は人命を奪うだけでなく、人々の心身に傷を負わせ、コミュニティを破壊します。その数は増加傾向にあり、この影響を受けて難民・避難民の数は2020年末時点で過去最大の8,240万人になりました^{※1}。

世界銀行は、2030年には世界の極度の貧困状態にある人々の3分の2が紛争・脆弱国に集中すると予測して

います^{※2}。暴力的紛争は、終結後に社会が安定せず再発することも多く、紛争リスクを抱える地域では、法の支配に基づく、住民が信頼できる国家の制度を確立し、強化するなど、さまざまな紛争要因に対応して紛争の発生・再発を未然に防ぐことが重要です。

近年は暴力的紛争が長期化し、暴力的過激主義の影響が国境を越えて隣国に波及するなど、国際化する傾向があります。難民の約8割は避難が5年以上と長期化しており^{※3}、人道と開発の連携が一層求められています。



約82万人

ウガンダで能力強化した地方行政官が所管する地域の難民・庇護希望者数

(2020年/UNHCR資料)

[→P.46事例を参照ください]



10,529人

紛争再発防止や社会の融和などを目的とした、平和構築分野での研修実績数

(2017-2020年度)

コロナ禍は、国家機能や経済基盤の不安定な脆弱・紛争影響地域に特に深刻な影響を及ぼしています。政府の対応や経済停滞への不満、社会的な対立の激化により、紛争・暴動は悪化の傾向にあります。

戦略

法の支配に基づく包摂的で強靱な国・社会を

人間の安全保障アプローチ

JICAによる平和構築支援では、住民から信頼される政府をつくるための制度構築と人材育成のほか、強靱な社会を形成するためのコミュニティの融和と、社会・人的資本の復旧・復興・強化を促進しています。政府の能力強化・制度構築(保護)と住民・コミュニティの能力強化を組み合わせ、強靱な社会システムをつくる「人間の安全保障」の考えに基づいたアプローチです。

人道と開発の連携

難民・避難民の長期化に対応し、難民受入地域(ホスト・コミュニティ)において、地方政府が難民の流入と滞在に対応するための能力強化や、難民とホスト・コミュニティの人々が地域の開発と生計向上のために協力し、共存できる社会をつくる支援を行っています。

ガバナンスの強化

すべての人々が尊厳を持って幸福に生活できる社会の実現を目指し、法の支配、表現や人身の自由などの基本的人権、民主主義といった普遍的な価値を共有し、具現化を進めます。

また、国家のリソースの効果的な配分を通じ、経済社会の発展の基盤の形成を図ります。

取り組みと実績

リスク要因への対応と行政基盤の整備

信頼される行政組織の強化への支援

脆弱・紛争影響地域では、住民の政府に対する信頼や住民同士の信頼の欠如が、紛争の再発につながる要因にもなり得ます。

JICAは、住民に最も近い地方行政を中心に、難民・避難民も含めて、包摂的な行政サービスの提供や社会の



紛争を乗り越え、コミュニティを再建

コロンビア：コミュニティが共同管理するコーヒー豆の苗床を囲んで。JICAは個別専門家の活動を通じ、元国内避難民の帰還後における生活再建事業を支援し、紛争被害の激しかったコミュニティで、協働による住民間の信頼醸成と包摂的な地域づくりを進めた

信頼醸成に取り組んでいます【➡P.46事例を参照ください】。コロナ禍に対しては、パレスチナでのマスクや酸素呼吸器などの難民キャンプ住民の要望に沿った医療機材の配布、コートジボワールでのSNSやポスターを通じた感染予防情報の提供などの協力を行いました。

ガバナンスの強化

平和と安定が実現し、維持されるには、国家の諸制度が適切に機能し、国民の信頼に応えていくことが重要です。JICAは、こうした役割を担う、司法、行政、メディア、財政金融などの制度構築・改善やこうした制度を担う人材の育成に取り組んでいます【➡P.47事例を参照ください】。

ジェンダーに基づく暴力の撤廃

脆弱・紛争影響地域では、ジェンダーに基づく暴力が、時として攻撃や恐怖による支配の手段とされ、多発しています。JICAは、ケニア、ルワンダなどアフリカの5カ国を対象に、ジェンダーに基づく暴力を取り巻く課題について調査を実施し、今後の協力を検討しています。また、刑事司法や警察の人材育成などを通じて、ジェンダーに基づく暴力の撤廃にも取り組んでいます。

※1 UNHCR, "Global Trends: Forced Displacement in 2020"

※2 World Bank, Fragility, Conflict & Violence (as of July 1, 2021)

<https://www.worldbank.org/en/topic/fragilityconflictviolence/overview>

※3 World Bank, Forced Displacement (as of July 1, 2021)

<https://www.worldbank.org/en/topic/forced-displacement>

人道と開発のネクサスを推進

難民の長期滞在や大量流入が続く国内外からの支援が難民に集中すると、受入地域の住民との間であつれきが生じやすくなります。難民に移動や就業の自由を保障する「難民に寛容な国」ウガンダでも、同様のリスクを抱えています。そこで重要性が増しているのが、難民受入地域コミュニティへの開発協力です。

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）などによる難民への人道支援と連携し、地方行政機能の強化や地域コミュニティへの開発協力を進め、行政と住民との信頼を醸成していく。JICAはこれまで、こうした「人道」と「開発」のネクサス（連携）を推進し、コミュニティのレジリエンスを高める協力を行ってきました。

ウガンダ北部アチョリ地域では、1980年代から2000年代まで続いた政府軍と反政府ゲリラ勢力との紛争により、200万人ともいわれる国内避難民が発生。その国内避難民の帰還・定住が進むなか、JICAは2011年から15年まで地方政府のコミュニティ開発計画策定と実施能力の向上を目的としたプロジェクトを展開。さらに隣接する南スーダンやコンゴ民主共和国からの難民が多い



西ナイル地域のボロリ居住地は難民が暮らすテントと一般の住居が混在している(上)
稲作技術を学ぶ難民たち(右)
[写真：久野武志]



西ナイル地域にも協力対象地域を広げ、16年から20年まで「アチョリ・西ナイル地域コミュニティ・レジリエンス強化のための地方行政能力向上プロジェクト」を実施しました。

計画策定・実施ツールを導入

このプロジェクトの狙いは、データに基づく客観的で透明性が確保さ

れた開発計画の策定手法と、包摂性の高いコミュニティ開発の実施手法を地方行政官に身に付けてもらうことです。そこで導入されたのが各村から寄せられる要望を客観的な基準で点数化し、優先度を評価する開発計画策定ツールと、多様な人々の声をプロジェクトに反映するためのコミュニティ開発実施ツールです。

これらのツールを使い、地方行政官の計画策定能力の向上と、社会的弱者も含んだ地域住民による農耕地の拡大や農作物の増産を通じた生計改善に取り組みました。

実際にこれらのツールを使用した地方行政官からは「プロセスが透明化・可視化され開発計画の策定と実施がスムーズにいくようになった」といった声が寄せられています。

VOICE

私たちの実践が国の地方開発モデルになりました



ウガンダ オボンギ県 計画官 レメリガ・ジョージさん

地方行政官が開発計画策定ツールを使いこなせるようになり、効果的で効率的、かつ社会的弱者も含めた計画の策定が可能になりました。根拠に基づく、参加型、ボトムアップ型の開発計画は、人々の生活の質の向上に寄与します。この開発計画策定ツールはウガンダ国家計画庁の地方政府開発計画ガイドラインにも採用されました。

PROJECT

南スーダンの税関職員を育て支える

税関技術の国際標準化を目指す

2011年に誕生した世界で最も新しい国、南スーダン。JICAは独立後の経済安定、歳入確保の観点からも重要な税関業務を支援しています。

南スーダンでは独自の品目表に基づき関税率が定められ、十分な知識と経験のない職員によって税関業務が行われていました。そこで、税関業務の国際標準化と近代化に向け、まずは輸出入品目の世界共通分類番号である「HSコード」の導入を支援すべく、2016年からプロジェクト（フェーズ1）を開始。20年から実施されている「税関コード導入による税関能力強化プロジェクトフェーズ2」は、それを引き継ぐものです。

治安に加え新型コロナウイルス感染症の影響もあり、首都ジュバでプロジェクトの中心となっているのは南スーダン税関職員で、日本人専門家は隣国ウガンダからその活動を支援する形で進められています。またこの税関職員は、プロジェクトのフェーズ1でHSコードについての知識と技能を身に付け、講師としての訓練を受けた人たちです。

短期間でこうした技術移転が可能になった要因の一つが、研修後のフォローアップも兼ねて日本人専門



プロジェクトのフェーズ1で南スーダン税関職員にHS分類研修を行う沼口三典JICA専門家(上) フェーズ1でHS分類研修を通じて育成された税関職員がフェーズ2ではその講師を務めている(右)



家が毎月継続的に課していたHS分類や課税計算問題など、手作りの「宿題」です。その結果を踏まえ、翌月にはより理解が深まる問題を出題する、という繰り返して徐々にHS分類の実務能力が向上。さらに、HS分類に関する研修の講師を任されたことで彼らの知識は深まり、自信や意欲につながっていきました。

発展進化する遠隔協力

その裏には日本人専門家のきめ細かなサポートがあります。HS講師が研修を行う際には、ウガンダからテレビ会議システムでモニタリングし、必要に応じ補足説明を行うとともに、改善点をフィードバックしています。

フェーズ2でもオンライン研修や「宿題」を続けています。電力やネット環境が安定していない現地の事情を考慮し、USBメモリに研修教材のデータを記録し送付するといった工夫も凝らしています。また、スマートフォンで現場の職員や通関業者が税関申告に必要なHS分類表や関税率表などを簡単に参照できる便利なアプリケーションを開発するなど、新たな試みも始まっています。

VOICE

JICA専門家に教わった知識は忘れません



南スーダン歳入庁税関局 HSユニット長 ジョイス・ウィリアムさん

プロジェクトで学んだことを生かし、今はHSユニットのトップとして通関業者や他の税関職員への指導も行っています。皆に理解し確実に実行してもらうには苦労も多いですが、仕事は楽しいです。税関業務の近代化は歳入確保にもつながる重要な課題です。コロナ禍でも支えてくれるJICA専門家にはとても感謝しています。

グリーン・リカバリーに向けて

JICAは地球環境とそこに暮らす人々のためにさまざまな協力を実施しています。
このコロナ禍を通じ初めて認識できるようになった課題に対しても、
開発途上国と連携しながら取り組んでいきます。



ブルキナファソ：足踏み式簡易手洗い器での手洗いを教える海外協力隊員。新型コロナウイルスなどの感染症拡大を予防するためには、適切なタイミングと方法による手洗いが重要である。JICAは、開発途上国におけるさまざまな事業に手洗い設備の設置や衛生啓発活動を組み込み、感染症の予防、健康増進、公衆衛生の向上を目指している
[写真：飯塚明夫]

課題の概要

地球環境とつながっている私たちの社会

コロナ禍により、地球環境と私たちの社会、生活がどのように結び付いているかが改めて浮き彫りになりました。経済活動の影響による環境の変化や生態系のかく乱などが人獣共通感染症を増加させる懸念、国境を越え移動する感染症や環境汚染物質、それらを予防するために重要となる水・衛生管理、感染症をさらに増幅しかねな

い災害——。これら複雑に関連しあう課題への対応は、新たな時代を見据えて、脱炭素など気候変動に対する取り組みともあわせて世界中で加速しています。

戦略

セクターの壁を超えた協力

新型コロナウイルス感染症の拡大により明らかになった社会的・経済的な脆弱性の克服を含め、JICAは強靱



約5,000万ha

自然環境保全の技術協力において
対象とした地域の総面積（日本の面積の約1.3倍）
（2014-2019年度）



約2,800万人

JICAの支援で安全な水に
アクセス可能となった人々
（2011-2020年度）

な社会システムを再構築する「Build Back Better (より良い復興)」を目指しています。今後の協力案を策定し、気候変動対策や水・衛生・環境・防災に重点を置いた横断的な取り組みである「グリーン・リカバリー」※の展開につなげていきます。

具体的には、以下の実現に向けた活動を推進、支援します。

1. 健康で安全な都市環境

健康で良好な都市環境を維持すべく、水・衛生管理、環境管理に関わる行政や公的機関の能力を強化し、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた協力を行います。

2. 安全な水の供給と水資源の確保

人々の命と健康、経済活動を支える水は「人間の安全保障」の観点からも重要です。水資源の確保・管理、および人々に安全な水を届ける水道事業運営に対する協力を行います。また、感染症予防のためにも、衛生・手洗い啓発活動を積極的に推進します。

3. 人間活動と自然環境の調和

自然環境の減少と劣化を防ぎ、経済活動などの人間活動との調和を図ります。自然環境からのさまざまな恵みを享受し続けられるよう、地域の伝統的知見を生かすとともに、関係行政機関の能力向上と地域住民との協働を通じて、持続的な社会の構築を目指します。

4. 防災の観点を取り入れた強靱な社会の構築

事前防災投資の推進を通じ、災害による死者・被災者数や経済損失の削減を目指します。また、新型コロナウイルス感染症のような脅威にも対応していける強靱な社会づくりにも防災の観点から貢献します。

取り組みと実績

緊急時にこそ届ける協力

開発途上国では人材や技術、資金が十分ではない状況が多く、コロナ対策において緊急を要するにもかかわらず、都市のロックダウンなどによりさまざまな困難に直面する事態が多く発生しました。日本においても緊急事態宣言が出され、コミュニケーションや移動に制約がか



住民の持続的な生活を支援

東ティモール：土壌改善・環境保全に配慮した傾斜地農法で栽培したメイズを収穫する住民。同国では、近年、森林資源の減少・劣化が著しく、その主な原因の一つとして、焼畑耕作が挙げられている。JICAは、「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトフェーズII」を通して、定地型有機農業を推進している

かり、事業推進にとって非常に厳しい状況も生じました。しかし、コロナ禍においての生命・健康維持のためにも、エッセンシャルワークは止めることができないとの認識から、2020年度は次のような活動を展開しました[➡P.50 事例を参照ください]。

- 都市衛生の維持に不可欠な廃棄物管理サービスの持続性・能力強化に関する協力(サービス従事者の衛生安全の確保、医療・感染性廃棄物の適正処理に向けた協力活動の追加など)
- 水道事業体に対し、消毒用薬品、維持管理用資機材、浄水場運転用の燃料などの調達や、手洗いなどの衛生啓発活動などの協力
- 根本的な災害リスクの削減に加え、危機管理の一環として、コロナ対策にあたる防災組織に対する対策資機材の供与

このような都市機能の維持とコロナ対策との関連性についての各種調査研究なども迅速に実施しました。

また、グリーン・リカバリー、人獣共通感染症の観点から自然環境保全の重要性を再認識し、新たな協力の検討を開始しています。

※ 気候変動対策、環境対策に重点を置き、持続可能な社会の再構築を目指すコロナ禍からの復興の考え方。

物資支援と啓発活動を展開

人々が社会生活を送るうえで欠かせないエッセンシャルワーカー。新型コロナウイルスの感染拡大で重要性が増していますが、開発途上国では衛生物資が不足し業務の継続が困難な状況に置かれています。

そこでJICAは、各国で実施しているプロジェクトを通じて、必要な物資を迅速に提供するとともに、衛生に関する啓発活動に協力しました。

例えばバングラデシュ、パレスチナ、スリランカでは清掃・収集事業者など向けに防護具を供与しました。特にバングラデシュでは「南北ダッカ市及びチッタゴン市廃棄物管理能力強化プロジェクト」のなかで、彼らの安全を確保するためマスクや手袋なども現地で調達。また、感染防止対策リーフレットとポケットサイズのマニュアルを作成し、遠隔で衛生指導も実施。さらに一般家庭向けにリーフレットを作成し安全なごみの捨て方などを周知しました。

モザンビークでは新型コロナ感染症の勉強会開催とポスター制作に協力。他人が捨てたマスクの再利用が問題となっていたため、ポスターに



「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」の一環としてグアテマラ国家災害対策調整委員会(CONRED)に寄贈した3,000枚のマスク

「ハサミで切って捨てましょう」という言葉を入れ、廃棄後の手洗いもあわせて指導しました。また、日本政府やJICAなどが設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム」では、感染症対策を盛り込んだ廃棄物管理ガイドランスを作成しました。

水道事業や防災協力とも連携

JICAは水道事業の一環として、ネパール、タジキスタン、パレスチナ、ケニア、スーダン、南スーダンなど

で必要な消毒用薬品や維持管理用資機材などを供与し、手洗いにも欠かせない安全な水の供給を支えました。またエクアドルの「地震と津波に強い街づくりプロジェクト」や「中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2」では、新型コロナ感染症対策にも対応する防災機関に、医療従事者向けのマスクや防護服などの衛生物資を供与。感染予防活動の現場や病院などで働く、多くのエッセンシャルワーカーに活用されました。

VOICE

コロナ禍でも安全な水を供給できました



南スーダン 都市水道公社
総裁 ヤボール・クオール・アワールさん

JICAから燃料や薬品を支援してもらい、コロナ禍でもジュバ市民に安全な水を供給できました。マスク、手洗い・衛生用品は水道公社の職員に役立ちました。こうした緊急支援に加え、紛争で十分な教育を受けられなかった職員への研修など、熱意ある辛抱強い協りに感謝しています。

VOICE

コミュニティ防災体制が機能しています



中米広域防災能力向上プロジェクトフェーズ2
元JICA専門家 JICAニカラグア事務所企画調査員
竹林あゆ美さん

コミュニティの自主防災組織や市の防災担当者が、コロナ感染予防、食糧支援、緊急対応業務で淀みなく協力し活動している様子は、プロジェクトで築いてきた防災体制の機動力が発揮したことの証だと感じました。JICAはマスクやゴム手袋、消毒液などを現地調達しその活動を支えました。

PROJECT

途上国と共に海洋プラスチック問題に取り組む

急務となる途上国での対策

近年、国際的に深刻な環境問題として取り上げられている海洋プラスチックごみ。主に陸域で発生したプラスチックごみが適正に処理されず河川などを通じて海に流出し、生態系を含む海洋環境の悪化、観光や漁業への悪影響、沿岸域の居住環境の悪化につながると懸念されています。

プラスチックごみは、数百年から数千年間にわたり分解されず蓄積し続けると考えられており、世界全体で対策を進める必要があるなかで、特に環境対策が十分ではない開発途上国での対策が急務となっています。

JICAは長年行ってきた廃棄物管理への協力に加え、この問題の解決にも積極的に取り組んでいます。

地域一体で解決目指す

2020年度から東南アジア諸国連合(ASEAN)域内の海洋プラスチックごみの削減に向けた国際共同研究「東南アジア海域における海洋プラスチック汚染研究の拠点形成」が地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS)としてタイで始まりました。この分野で世界をリードする日本と、深刻な都市ごみ問題を抱えるタイが協力し、ASEAN



2021年3月にJICA本部(東京)とAEPW(シンガポール)をオンラインでつないで行われた廃棄プラスチック対策連携覚書の署名式(上)タイのビーチに散乱するプラスチックごみ(右)[写真:磯辺篤彦]



のモデルとなる行動計画をタイ政府に提案することを目指しています。

またJICAは、海洋ごみ対策を担う人材を育成するため各国の行政官を日本に招へいするなど、大学や地方自治体、企業などでの講義や視察を通じて国際社会や日本の対策を包括的に学ぶ機会を設けています。

さらにカリブの島嶼国や長い沿岸

部を抱える中南米の国に対しては、プラスチックの海洋流出の現況と、日本企業が持つ技術を活用した協力の可能性を検討するための調査を実施しました。今後、この地域を対象にアドバイザーを派遣する予定です。

国際的なNPOとも連携

JICAは2021年3月、「廃棄プラスチックを無くす国際アライアンス(AEPW)」と連携協力覚書を締結しました。AEPWは廃棄プラスチック問題の解決に取り組むため世界中の政府機関、環境・経済開発NGO、市民社会と連携する国際的なNPOです。互いの強みやリソースを活用しながら戦略的に廃棄プラスチックの問題に取り組み、循環型経済の形成に貢献しています。

VOICE

強力なパートナーシップで問題解決に挑む



廃棄プラスチックを無くす国際アライアンス

Alliance to End Plastic Waste (AEPW) 穴田武秀さん

廃棄プラスチック問題は複雑で、バリューチェーン全般に関わるすべてのステークホルダーの協力が不可欠です。2021年6月時点で私たちは多様なパートナーとの連携により世界で30以上のプロジェクトに取り組んでいます。JICAとの強力なパートナーシップは問題解決に計り知れない良い影響を与えると確信しています。

民間企業との連携

民間企業のビジネスを通じた途上国の経済社会開発と中小企業の海外展開支援

JICAは、長年のODAの実施で得た開発途上国政府とのネットワークや信頼関係、開発途上国における事業のノウハウを最大限に生かしつつ、民間企業と積極的に連携し効率的かつ効果的に開発効果の発現を推進するため、下図のようなさまざまな支援メニューを提供しています。

海外投融資

民間企業による途上国の経済社会開発を支援

JICAの有償資金協力のうち、海外投融資はインフラ整備、貧困削減、気候変動対策などの分野で開発効果の高い事業を行う日本企業を含む全世界の民間企業などに対して、「融資」や「出資」の形態で支援を行うスキームです。民間金融機関や国際金融機関などとの連携や、JICAの他のODA事業との統合的運用により、開発効果の一層の発現や事業リスクの軽減などを目指しています。特に、国際機関との連携については米国国際開発金融公社に続いて、フランス開発庁、アフリカ開発銀行、欧州投資銀行と業務協力覚書を締結するなど、協調融資の促進に向けた連携を進めています。

2020年度はモロッコ「地方自治体インフラ支援事業」、インド「気候変動対策事業」、「COVID-19新興国中小零細企業支援ファンド」など、地場金融機関を通じた女性や低所得者、中小零細企業などの脆弱層支援を含め、

計10案件を承諾しました。また、JICAが出資してアジア開発銀行に設置された「アジアインフラパートナーシップ信託基金」を通じて8案件を承諾しました。

協力準備調査(海外投融資)

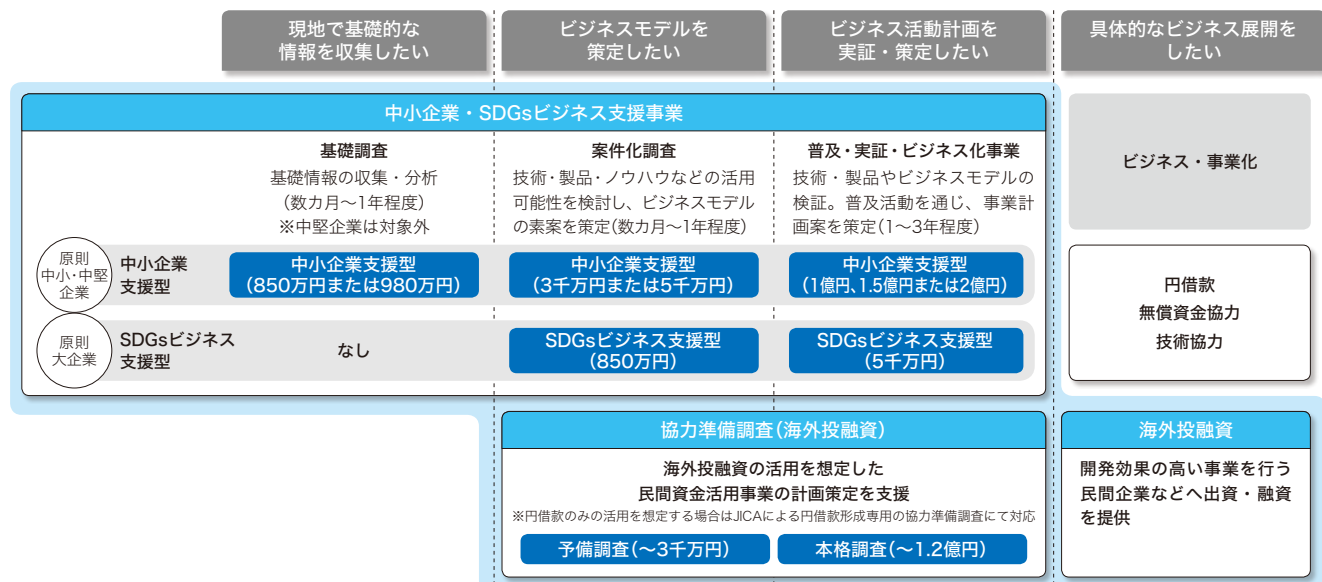
海外投融資候補案件の形成を支援

本制度は、日本の民間活力を活用した開発途上国での事業の発掘・形成のためのスキームです。民間企業からの提案に基づく調査の実施を委託することで、海外投融資の活用を前提とした事業計画の策定を支援します。

本制度は、旧協力準備調査(PPPインフラ事業)を2020年4月に改称したものです。開発途上国政府の関与がない純粋な民間事業や非インフラ分野の案件を含めた幅広い事業を対象とすることを明確化し、また、提案企業にとって一層使いやすくなるよう制度を改善しました。2020年度は4件の提案を採択しています。

開発途上国での事業では、ソフト・ハード両面での投資環境の不備、採算性確保の難しさ、適切な官民の役割・リスク分担の認識不足(開発途上国政府の支援不足)など課題が多く見受けられます。JICAは民間企業の個別事業を支援するだけでなく、開発途上国で政策・制度の構築や実施能力の強化に協力するなど、事業化に向けた包括的な取り組みをさらに推進していきます。

支援メニューと事業化への流れ



スリランカ：カワサキ機工株式会社は緑茶用成分分析計を紅茶用に仕様を変更し、スリランカ紅茶の品質管理への活用に向けてJICAの支援メニューを活用した。写真は現地の茶葉をテイスティングする様子。調査のなかで多くのスリランカ茶業関係者に接し、自国の紅茶産業への自信と誇りは日本の茶生産者と変わらないと実感したという
[写真：カワサキ機工株式会社]



中小企業・SDGsビジネス支援事業

途上国のSDGsに貢献する

ビジネスの形成・展開の検討を支援

日本が持つ技術・製品・ノウハウなどを自国の課題解決に活用したい開発途上国と、開発途上国市場への進出を望む民間企業の双方がWin-Winの関係となることを目指す「中小企業・SDGsビジネス支援事業」は、民間企業による提案型事業です。原則中小・中堅企業を対象とした「中小企業支援型」と、原則大企業を対象とした「SDGsビジネス支援型」の2つの区分を設けています。また、ビジネスの段階に応じて、目的別に3つの支援メニュー（基礎調査、案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業）を提供しています[→P.52図を参照ください]。

JICAが民間連携事業を開始した2010年度から2020年度公示分まで、延べ1,333件(2020年度は116件)の提案を採択しました。2020年度第二回公示では新型コ

ロナウイルス感染症の拡大を踏まえた新たな取り組みとして、対象国へ渡航せずに現地人材などを活用して遠隔で調査を行う「遠隔実施型」を導入。26件の提案を採択しました。加えて、地域金融機関の人材が調査に参画する提案を優遇する「地域金融機関連携案件」を新設し、7件を採択しました。

なお、JICA事業を活用した企業の438案件を対象とした事後モニタリング調査では、約70%の事業についてJICA事業終了後も「ビジネス展開を継続している」と回答があり、このうち「新たな取引先・顧客の確保」「現地法人・現

2020年度公示 採択実績(内訳)

区分	基礎調査	案件化調査	普及・実証・ ビジネス化事業
中小企業支援型	26件	48件	18件
SDGsビジネス支援型	-	13件	11件

対象国での海外ビジネス展開の継続状況 (2020年3月以前に中小企業・SDGsビジネス支援事業を終了した438事業)

無回答 1% 5件

断念した 29%

128件

継続している 70%

305件

継続できている理由・要因 (複数回答)

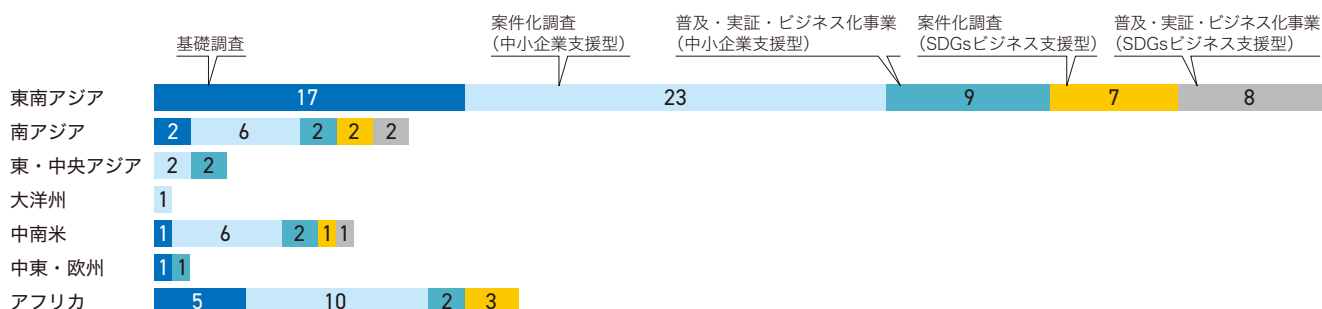
自社の製品・技術・サービスの現地適合(またその見通し)	189
現地ニーズの把握	189
現地ビジネスパートナーの確保	179
顧客へのアピール	169
現地ビジネス環境の把握	155



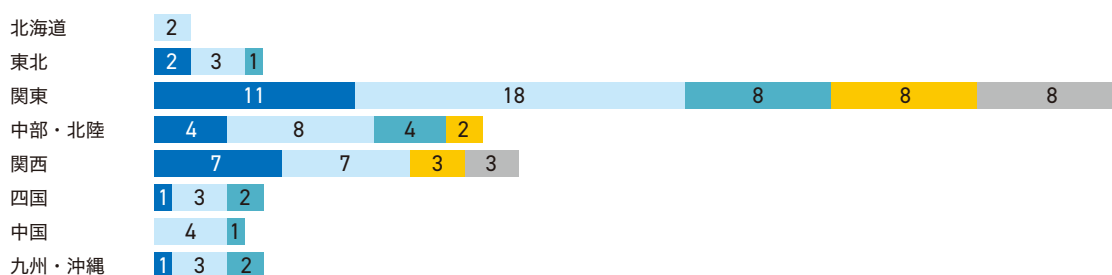
51行

連携覚書を締結した
地方銀行、信用金庫・組合の数
(2020年度末現在)

2020年度 地域別採択案件数



2020年度 国内の地域別採択案件数



地支店や駐在員事務所の開設「現地生産・現地でのサービス提供の開始」のいずれかで「実現済み」とされた事業は74%に上ります。例えば、下写真の株式会社オオスミ(本社：神奈川県横浜市)は、横浜市と技術協力の覚書を締結したベトナムのダナン市に2020年10月、現地法人を設立しています。

これら従来の提案型事業に加えて、日本の民間企業の製品・技術の活用可能性に関し、「COVID-19を受けた途

上国における民間技術の活用可能性に係る情報収集・確認調査」を実施しています。地球環境や保健医療など4分野で民間企業の製品・技術を募集し、計40件を採択しました。

他機関とも連携した支援で地方創生にも貢献

中小企業・SDGsビジネス支援事業による中小企業の海外ビジネス展開への支援は、地域の伝統技術や地元大学との共同開発技術が海外で活用されることなどを通じて、日本国内の地方創生や地域経済の活性化にも貢献しています。例えば、スリランカで紅茶成分分析計を用いた事業に取り組むカワサキ機工株式会社(本社：静岡県島田市)は、静岡県立大学や茶業関連企業とも連携して両国の茶産業活性化を目指しています(P.53写真)。

外部関係機関との連携も強化しており、JICA事業を活用した民間企業27社に対し、中小企業基盤整備機構がハンズオン支援(専門家派遣)を提供するなど、連携覚書締結先機関との間で相互の強みを生かした連携が進んでいます。また、2020年度はオンラインセミナーの開催も増やし、「途上国課題発信セミナー」のほか、企業向けの海外展開支援セミナーを60回以上(参加者延べ3,000名以上)行いました。



ベトナム：株式会社オオスミはJICA事業を活用して、企業や工場などの簡易省エネ診断などを実施。現在はダナン市を拠点に事業展開の拡大を目指している

JICAの民間連携事業に関する詳しい内容は、[JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html) https://www.jica.go.jp/priv_partner/index.html をご覧ください。

PROJECT

ブラジルで環境に優しい空調機の普及を目指して

日本の知見を省エネ政策に生かす

空調機の心臓に当たる圧縮機のモーターを的確にコントロールすることで省エネルギーにつながるインバータ装置。この開発などで高い技術を持つダイキン工業株式会社(本社：大阪府大阪市)ですが、中南米最大の経済規模を誇るブラジルで「省エネルギー規制が緩く自社の高効率な空調機の強みがアピールできない」という課題に直面。同国では電力需要が増加しており、CO2排出量を削減するためにも、省エネルギー政策の強化が喫緊の課題となっています。他方で、空調機の省エネルギー規制は約10年間大きな改正が行われず、安価ですがエネルギー効率の低い空調機が市場に広がり、電力需要の増加を通じ環境への負荷は増大する一方でした。

この課題の解決には産官学やNGOとの連携が必要と考えたダイキン工業は、2018年からJICAの民間連携事業を活用し「環境配慮型省エネ空調機普及促進事業」を実施。インバータを内蔵した高効率の空調機が普及すると電力需要や温室効果ガスをどれくらい抑制できるのか、現地の3つの大学で実施した実証試験に基づき効果を定量化し、性能評価の国際規格ISO16358-1の導入と省エネルギー基準の見直しをブラジル政府に訴えました。

2019年秋にはブラジルの鉱山エネルギー省などから政府関係者の来日を受け入れ、資源エネルギー庁などとの意見交換、ダイキン工業の滋賀製作所やテクノロジー・イノベーションセンター(TIC)などの視察を通じて、省エネ技術や政策の知見を共有。視察の調整を担当した同社の梁川奈央さんは「各視察先で質問が止まらず予定時間を大幅に超えたこともあり。来日の機会を自国



民間連携事業の一環でブラジル政府関係者が来日しダイキン工業滋賀製作所を視察した

の規制改革につなげようと必死に学ぼうとされる姿がとても印象的でした」と振り返ります。

信頼関係を育み困難を乗り越える

事業開始当初、ブラジルでダイキン工業の知名度は高くなく、同国政府側の信頼を得るのは難しかったものの、JICAの支援を得て、現地の大学やNGO、米国の国立研究所と連携し、目標や課題を共有していくことで少しずつ関係を構築。また、ブラジル政府関係者のなかにはJICAの研修事業で来日したことがある人もいたため、日本への信頼感をベースに事業をスタートできたといいます。ブラジル政府関係者の突然の異動や新型コロナウイルス感染症の拡大で渡航できないといった困難にも、ウェブ会議など遠隔での対応で乗り越えましたが、それも現地との信頼関係があったからこそできたことでした。

新たな基準を満たす空調機を消費者へ

こうした取り組みの成果として、2020年7月、ブラジルの省エネルギー規制が改正。提案していた国際規格が採用されたことで、省エネルギー基準値が新興国のなかでは比較的厳しいといわれる東南アジアの主要国を上回るレベルにまで強化されました。ダイキン工業の小山師真さんは「消費者は性能と価格の両面から選択できるようになります。他製品と明確に差別化できることで、ブラジルでインバータを内蔵した高効率な空調機が普及する大きなきっかけになるのでは」と期待。「今回の経験を生かし、他国でも環境負荷を抑えた製品が普及する仕組みづくりに貢献していきたい」と話しています。



環境配慮型省エネ空調機を製造するダイキンブラジル社の工場

市民社会との連携

国際協力を日本の文化に

JICAは、日本の市民による国際協力活動を促進・支援し、協働して事業を行うことを「市民参加協力」と位置づけ、「多様なアプローチによる開発への貢献」「国際協力への理解・参加促進」「日本の地域社会への還元」を目指しています。市民参加協力のうち、NGO等や地方自治体との連携事業、ボランティア事業、開発教育支援事業について紹介します。

NGO等との連携

JICAは、NGO等との①対話、②協働事業、③支援を通してパートナーシップの強化に取り組んでいます。

1. 対話

2020年度は、全国規模のNGO-JICA協議会および地域に根差した課題などについて議論を深める地域協議会を開催したほか、特定のテーマについて情報共有を行い、連携の可能性を模索するNGO-JICA勉強会を開催しました。目的に応じて複数の対話の場を設け、連携強化に向けた協議を重ねています。



フィリピン：コロナ禍の問題に対応するため、特定非営利活動法人アクションはJICAとの協働事業を通して、児童養護施設の職員や子どもたちに「衛生管理」と「ストレスマネジメント」に関するオンラインセミナーを開催。衛生用品の配布も実施した[写真：特定非営利活動法人 アクション]

2. 協働事業

NGO等の知見や経験を生かした開発途上国の経済・社会の開発を目的に、共同で草の根技術協力事業を行っています。2020年度は49件の案件を採択しました。

また、「世界の人びとのためのJICA基金」では、市民や団体の方々の寄附金を活用し、NGO等と協働して実施する事業を10件採択しました。

2020年度は新型コロナウイルスの影響により現地渡航が難しい状況でしたが、事業計画の変更や遠隔での事業実施方法について協議、工夫するなど、柔軟に対応しながら事業を継続しています。

3. 支援

効果的な国際協力活動の推進のために、NGO等向けに組織運営や事業実施の能力強化研修を行うとともに、開発途上国でのNGO等との連携強化に向け、約20カ国にNGO-JICAジャパンデスクを設置しています。

地方自治体との連携

JICAは、開発途上国に役立つだけでなく日本の地域活性化にもつながる協力に取り組んでいます。なかでも特に重要なパートナーとして地方自治体と連携し、草の根技術協力事業「地域活性化特別枠」、国際協力推進員の配置などを通じ、地方自治体や地元産業の海外展開の促進と地域の国際化に努めています。

また、地方自治体と連携協定を結び、地方自治体の国際協力事業やグローバル人材の育成などを支援しています。JICA職員が出向し、開発途上地域での協力事業により得られた知見や経験を活用して、当該地方自治体の課題解決・活性化に貢献しています。

昨今では、地域での外国人の増加やSDGsの推進、東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンの取り



5万4,863人

JICA海外協力隊の派遣人数
(1965-2020年度)



219万8,454人

JICA地球ひろば(市ヶ谷)の来館者数
(2006-2020年度)

ベトナム：一斉退避後、国内待機期間を経て、再派遣を果たした海外協力隊員（障害児・者支援）。ボールやかごを使った運動を通して集中力を養う授業を行っている。国内での待機中は、地元で生活している在日ベトナム人の生活サポートや地方創生に取り組み、再派遣後は、同期隊員と協力して現地ベトナムの歌やダンスを取り入れた「感染予防啓発動画」も作成した



組みなどにもJICAのノウハウやネットワークが活用されています。

JICAボランティア事業

JICAのボランティア事業は、開発途上国の経済・社会の発展や復興のため、高い志を持って自発的に協力しようとする市民の活動を支援するものです。1965年にスタートした青年海外協力隊を中心とするこの歴史ある事業は、日本政府・JICAが行う草の根レベルの国際協力の代表的な事業として広く認知され、相手国から高く評価されています。これまで累計約5万4,000人が顔の見える国際貢献の担い手として、活動に従事しました（2021年3月末現在）。

2020年3月、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて、派遣中の全隊員を一時帰国・国内待機させるとともに、新規の派遣も見合わせました。国内での待機中、隊員はオンラインでの途上国支援や再派遣に向けた能力強化、国内の課題解決に取り組みました【→P.9を参照ください】。特に国内各地での活動は高く評価され、日本社会の国際化と活性化、多文化共生社会の実現に貢献できる貴重な人材を育成、輩出する事業として、改めて期待が寄せられています。

その後、2020年11月のベトナムへの再派遣を皮切りに、2021年3月31日までに14カ国76名の隊員を再派遣／派遣しています。

開発教育

地球ひろば

東京都市ヶ谷の「JICA地球ひろば」、愛知県名古屋市の「なごや地球ひろば」、北海道札幌市の「ほっかいどう地球ひろば」では、「見て、聞いて、さわって」体験できる展示を行っています。国際協力の経験を持つ「地球案内人」から説明を受け、「考え、行動に移す」視点から、開発途上国の現状や地球規模の課題、国際協力を学ぶことができ、イベントやセミナーも数多く開催されています。また、他のJICA国内拠点でも国際協力に関して幅広く情報提供を行っています。

学校現場での開発教育推進

児童・生徒が世界の開発課題と日本との関係を知り、それを自らの問題としてとらえ、主体的に考える力や、解決に向けた取り組みに参加する力を養うため、JICAは開発教育を推進する事業を実施しています。具体的には、地方自治体、学校関係者、NGOと協力して、国際協力出前講座、教員向けの研修やセミナーなどを行っています。

2020年度より施行の新学習指導要領で重視されている「持続可能な社会の創り手」育成の取り組みが進むなか、国際協力の豊富な知見や情報、人材を持つJICAが教育現場に果たし得る役割はより大きくなっています。

大学との連携

JICA留学生事業、新たなステージへ

開発途上国の開発課題が高度化・複雑化するなか、国際協力においても、幅広く高度な知見を有する大学との連携は不可欠です。大学との連携について、JICAは国際協力に関する調査研究や開発途上国における技術協力プロジェクトへの大学の参画、また、開発途上国からの留学生受入といったさまざまなアプローチにより推進しています。

特に近年、JICAは留学生受入を拡充するため、大学との連携強化を進めています。日本で学んだ「JICA留学生」*が、母国でトップリーダーとして活躍し、ひいては日本と開発途上国の友好関係を中長期的に維持・強化することを目指し、2020年度は日本の89大学に修士や博士課程のJICA留学生を受け入れていただく体制を整えました。これらの大学との連携を強化・推進することを目的に、38の大学とは協定や覚書を締結しています。

2020年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、JICA留学生の来日も遅延していました。しかし、政府との調整を経て、2020年秋以降は、JICA留学生1,211名の来日が認められ、うち計571名の来日が実現しました。JICAは、留学生の空港到着後より、法律および政府が定める健康観察を適切に行い、感染予防に努めています。

JICA開発大学院連携(JICA-DSP)

近代化の経験と開発協力の教訓を提供

JICA留学生に対し、欧米とは異なる日本の近代の開発経験と、戦後の途上国支援の実施国としての知見の両面を学ぶ機会を提供しているのが「JICA開発大学院連携プログラム(JICA-DSP)」です。具体的には、JICAが実施する「日本理解・地域理解プログラム」と受入大学が科目として実施する「各大学におけるプログラム」を通して、

日本の知見・経験を学び、帰国後、自国の発展に生かすというサイクルを生み出しています。

日本は、自国の伝統とアイデンティティを損なうことなく、法に立脚し、自由で民主的、平和で繁栄した国家建設・近代化を実現した非西洋では最初の国です。同時に、近年目覚ましい経済社会発展を遂げているアジア諸国などへのODAを通じて、日本は多くの開発協力経験を有しています。JICA-DSPでは、日本の近代化の経験と開発協力の過程で蓄積した教訓を、開発途上国の未来と発展を支えるリーダーに提供しています。

JICA日本研究講座設立支援事業(JICAチェア)

JICA-DSPの海外展開

JICAは2020年度より、日本の開発経験を学ぶ機会を国外にも広げるため、開発途上国各国のトップクラスの大学などを対象に、開発経験の背景にある日本の歴史や文化を踏まえて学ぶ「日本研究」の講座設立を支援する、



エジプト日本科学技術大学(E-JUST)でJICAチェアのオンライン講義に参加する学生。同大学では、アフリカからの留学生をはじめ、より多くの学生に日本の近代化の経験から学ぶ機会を広げていく予定



100カ国超 7,000人超

JICA留学生の出身国と受入総数
(2010-2020年度)



89大学

JICA留学生の修士・博士課程への
受入体制を整備している大学の数
(2020年度)

日本理解・地域理解プログラムの一環で、かすみがうら市歴史博物館(茨城県)を訪問する留学生たち。JICAは多くの研究領域で留学生を受け入れ、そのネットワークが両国の貴重な財産となっている。日本で学んだ開発途上国の人材が、母国で、知日派・親日派のトップリーダーとして活躍し、両国の友好関係の強化に貢献することが期待されている



「JICA日本研究講座設立支援事業(JICAチェア)」を開始しました。

この事業は、①日本からの講師の派遣、JICAと放送大学学園が共同で制作したビデオ教材「日本の近代化を知る7章」の提供などを実施する「短期集中講義」事業と、②共同研究、研究者・教育者の日本への受入れなども実施する「日本研究講座設置」事業に分けられます。相手国の実施体制やニーズ、日本側のリソースなどを考慮して、適切なメニューを選択、あるいは組み合わせた事業を実施しています。

ブラジル・サンパウロ大学の日本研究講座をモデルに

JICAチェアのモデルとなったのがブラジル・サンパウロ大学との協力です。JICAは2018年12月、ブラジルのサンパウロ大学と共同事業取極めを締結し、日本の開発および発展の経験を扱う「日本開発研究プログラム(フジタ・ニノミヤチェア)」を設置しました。このプログラムを通じて、同大学法学部と大学院に日本の近代化や開発経験について研究するための講座を新設。日本の法律の変遷、他国との比較など広範なテーマで講義やディスカッション、研究が行われています。また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ、三井物産株式会社な

ど多くの賛同者からの協力を得ています。

2020年度には本講座において、日本の法律に関する集中講義(計10回)を、明治大学との共催で実施しました。今後、サンパウロ大学の若手研究者・学生の日本への招へいなども実施していきます。

ヨルダン大学と日本研究短期集中講義

2020年度は、ヨルダンのラーイヤ王女の後援を受け、ヨルダン大学でもJICAチェア(短期集中講義)を実施しました。講義では、北岡伸一JICA理事長、伊丹敬之国際大学学長などが講師として登壇し、「日本の近代化を知る7章」を基に多くの意見交換が行われました。ラーイヤ王女からは、日本が近代化の過程において、海外からの知見を組み込みつつ独自の価値観と文化を維持してきた点は、ヨルダンも参考にできるのでは、との発言がありました。

JICAは引き続きJICAチェアを推進し、開発途上国の将来を担うリーダーを育成し、知日派・親日派の拡大に貢献していきます。

※ ここでいうJICA留学生とは、技術協力、無償資金協力「人材育成奨学計画(JDS)」、日系留学生奨学金事業などにより、日本の大学の学位課程に在籍する開発途上国の関係者を指します。

研究活動

平和と開発のための実践的知識の共創

2020年4月1日より、JICA研究所はJICA緒方貞子平和開発研究所(略称：JICA緒方研究所)に名称を変更しました。2008年の研究所設立に尽力された緒方貞子元JICA理事長の理念を継承し、開発途上国が現場で直面する課題について政策志向の研究を行い、国際社会における日本の知的プレゼンスの強化を目指して研究業務に

取り組んでいます。

さらに、日本の開発経験や開発協力実施国としての知見を体系化して発信するとともに、新型コロナウイルス禍後の世界のあり方、国際秩序の変化、情報社会への転換、気候変動や感染症などの今日的な課題や脅威も踏まえて、研究・発信活動のさらなる充実に努めています。

研究の基本方針

- (1) 国際的な学術水準の研究を行い、積極的に発信する。
- (2) 現場で得られた知見を分析・総合し、事業にフィードバックする。
- (3) 人間の安全保障の実現に貢献する。

重点研究領域

SDGsの5つのP (Peace、People、Prosperity、Planet、Partnership)に対応した研究を展開しています。



平和構築と 人道支援

人間の安全保障と平和構築を研究の2つの柱としています。持続的な平和の促進要因や阻害要因を分析し、また、人間の安全保障における保護とエンパワーメントの関係を探求することで、人道対応や持続的な開発・平和に従事する多様な主体による、有効な支援のあり方を探ります。



人間開発

すべての人に対する良質な教育、保健サービスへのアクセスの保障とエンパワーメントを視野に、低所得国における留学のインパクト研究、日本の教育協力の歴史の分析、新型コロナウイルス対策とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)*および強靱な社会に関する研究などに取り組みます。



経済成長と 貧困削減

貧困は根本的な課題であり、また包摂性、強靱性などを兼ね備えた質の高い成長が求められています。成長と貧困削減の両立を意識し、「質の高い成長」の概念の体系化、インフラや農業支援の実証分析、経済・生活に重要な金融の研究などを、介入・非介入の比較分析手法も取り入れて行います。



地球環境

環境・気候変動への対応が重要課題となるなかで、SDGsへの取り組みや気候変動への対応に向けた研究を実施します。気候変動適応策案件の経済的評価手法の検討、環境影響評価に関する研究のほか、ASEAN諸国を対象にした環境・気候変動に関する政策提言につながる研究を行います。



開発協力戦略

JICA事業・戦略の方向性を導く研究を行います。日本の開発や開発協力の経験を振り返り、その特徴を探ります。また、他国の研究者とのネットワークを構築し、国際協力の潮流形成に貢献する研究や、スポーツと平和など新たな研究課題、分野横断的な課題にも挑戦します。

*「すべての人が、生涯を通じて健康増進・予防・治療・機能回復に関する基礎的なサービスを、必要なときに負担可能な費用で受けられること」を示す概念。

2020年11月2日、緒方貞子元JICA理事長追悼記念シンポジウム「With/Postコロナ時代のグローバルな課題と人間の安全保障」をウェビナー形式で開催。グテーレス国連事務総長などからもメッセージが寄せられた。コロナ禍において変化する脅威に対応した人間の安全保障の概念の重要性とその実現のための手段を発展させる必要性について約1,200名の参加の下、議論が行われた



2020年度の成果

基本方針や重点研究領域に基づき、2020年度は27の研究プロジェクトを実施し、その成果の発信に努めました。

研究成果の発信

8本のワーキング・ペーパーと「バングラデシュにおける社会経済発展」をテーマとしたポリシー・ノートを発行しました。

また、和文書籍が5冊、英文書籍が2冊刊行されました。学術書籍としては、シリーズ「日本の開発協力史を問い直す」の第1巻『日本型開発協力の形成—政策史1・1980年代まで』と第5巻『インフラ協力の歩み—自助努力支援というメッセージ』を発行。日本の開発協力の軌跡を振

り返り、欧米諸国が主導してきた国際開発規範とは違う日本型アプローチの意義を示しています。『途上国の産業人材育成—SDGs時代の知識と技能』では、技能習得や生産性向上などの産業人材育成の課題を取り上げました。既刊の和文書籍の英訳版『SDGs and Japan: Human Security Indicators for Leaving No One Behind』では人間の安全保障を指標化し、国際的な議論への貢献を目指しています。

日本の途上国開発への貢献を長期的な観点から分析する一般向け「プロジェクト・ヒストリー」シリーズの第26・27弾として、コンゴ民主共和国でのつり橋建設、パキスタンのノンフォーマル教育を取り扱った2冊の和文書籍に加え、シリーズ第25弾の英訳版『Peace and Development in Mindanao, Republic of the Philippines—The Long Road to Peace through Trust』も刊行しました。

このほか、研究成果は学術誌、学会発表などを通して発表されており、学識者に広く共有されています。

コロナ禍における発信強化

また、従来対面で行われていたナレッジフォーラムなどの各種セミナーをオンラインで実施。コロナ禍における国際協力のあり方や人間の安全保障など、今日的なニーズに応じたテーマで23件のオンラインセミナーを開催しました。



2020年度に刊行された書籍から

国際緊急援助

一つでも多くの笑顔を取り戻すために

JICAは海外で大規模な災害が発生した場合に、被災国政府または国際機関からの要請に基づき、緊急援助を実施しています。支援の形態には、国際緊急援助隊(JDR: Japan Disaster Relief Team)の派遣と、緊急援助物資供与があります。

1. 国際緊急援助隊派遣

JDRには、救助チーム、医療チーム、感染症対策チーム、専門家チーム、自衛隊部隊の5つの派遣形態があります。

救助チームは、都市型地震発生の際、被災者の捜索・救助活動を行います。国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)から「ヘビー」級チームとして認定されており、20回の派遣実績があります。医療チームは、被災国での医療支援を実施します。世界保健機関(WHO)から緊急医療チーム(EMT)として認証されており、59回の派遣実績があります。2015年には感染症対策チームを新設。これまでコンゴ民主共和国(黄熱、エボラ出血熱)、サモア(麻疹)へ派遣しています。

2020年度は、モーリシャス沿岸における油流出事故に対応する専門家チームを3次にわたり派遣しました。

2. 緊急援助物資供与

緊急援助物資を被災地へ迅速に供与するため、世界6カ所の倉庫に物資を備蓄しています。2020年度は



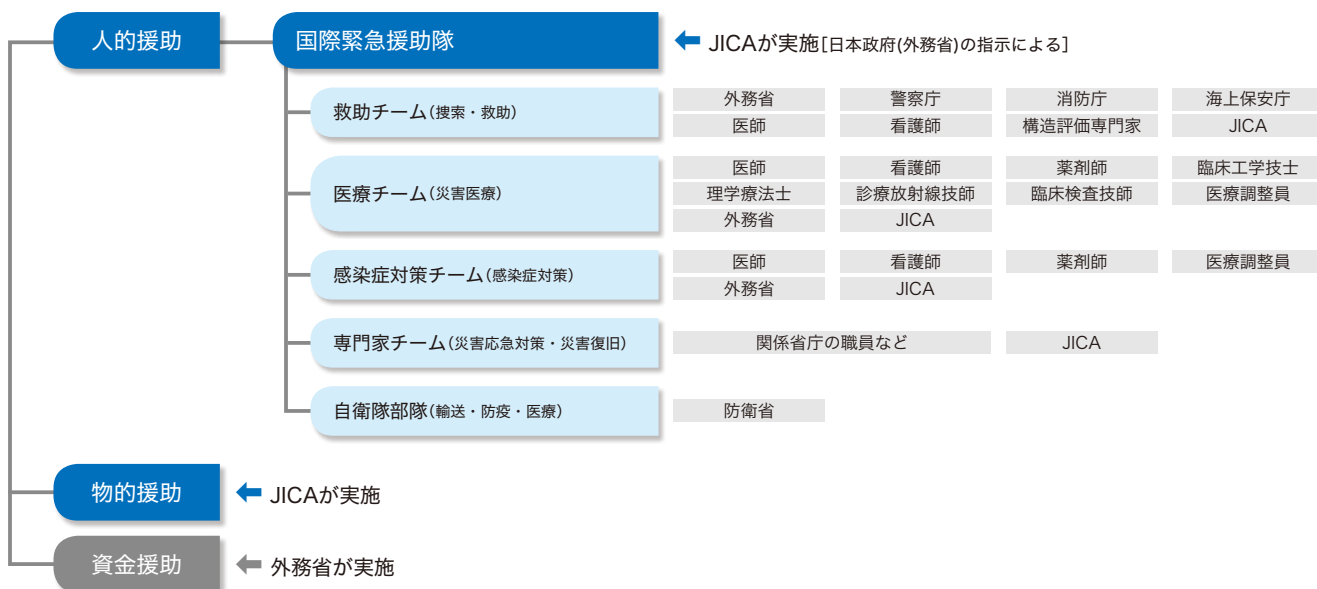
モーリシャス：国際緊急援助隊(専門家チーム)隊員によるラムサール条約登録湿地の状況確認調査。沿岸で座礁した船舶から流出した油の影響がないことが確認された

レバノン(爆発事故)、中米4カ国(ハリケーン)など、計10回の物資供与を実施しました。

3. 平時からの応急対応への備え

年間を通じて種々の研修・訓練を実施し、JDR隊員候補者の能力強化を図っています。また、関係国際機関などとの連携強化やASEAN地域における災害医療の連携体制の構築と能力強化に取り組むとともに、応急対応から復旧・復興に向けたシームレスな支援の展開に向け、他部門との連携を強化しています。

日本の国際緊急援助体制



ソーシャルボンドとしてのJICA債

SDGs達成に向けた貢献ツール

JICAは、2016年に国内初となるソーシャルボンドを発行しました。以降、国内で発行するすべての債券をソーシャルボンドとして発行、2020年度までの発行総額は2,800億円に達します。

ソーシャルボンドとは、社会的課題の解決に資する事業の資金調達のために発行される債券です。ソーシャルボンドとしてのJICA債は、SDGsへの貢献やESG投資のツールとして多くの投資家に注目いただいています。

調達資金は有償資金協力業務に充当

近年のSDGs推進の機運も受け、投資を通じた社会や環境への貢献を重視する投資家はますます増えています。JICA債の調達資金は、有償資金協力業務に充当され、道路や鉄道などの交通インフラ整備、再生エネルギーを使った電源開発、上下水道整備、子どもの学びの改善、女性のエンパワーメント促進事業など、開発途上国の持続的発展のための事業に使われます。

JICA債は、日本政府のSDGs実施指針において、SDGs達成に向けた民間資金の動員ツールであると言及されています。こうしたJICA債の特性が多くの投資家に支持され、これまでに174の投資家の皆さまから投資表明をいただきました(2021年3月末現在)。

JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド

2020年度は、新型コロナウイルス感染症危機への取り組みの一環として、「JICA新型コロナ対応ソーシャルボンド」を発行しました。

調達資金は、保健医療システムの強化や経済危機対応支援に限定して使用されます。この債券は反響を呼び、多くの投資家に趣旨を賛同いただきました。また、2020



開発途上国の女性向け金融サービスの提供を目的としたファンドへの出資にも、JICA債の調達資金が使われている。写真は、ナイジェリアの市場で働く女性

年度は、2016年度以降見合わせてきた小口投資家向け販売にも試行的に取り組み、JICAのミッションに共感する幅広い個人や企業の皆さまにJICA債を購入いただきました。

国内外の金融市場では、JICAが発行するソーシャルボンドのほか、グリーンボンド、サステナビリティボンド、トランジションボンドなど、環境や社会に対する貢献を商品設計に組み入れた債券の種類が増えています。

JICAは、より身近な国際協力・SDGs達成への貢献ツールとして「JICA債への投資」を皆さまに選ばれるよう、今後もJICA債の発行を継続していきます。

JICA債に関する詳しい内容は、[JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/investor/index.html)「投資家の皆様へ」<https://www.jica.go.jp/investor/index.html>をご覧ください。



2,800億円

ソーシャルボンドとしての発行総額
(2016-2020年度)

JICA債への投資表明件数
(累計)



事業の透明性

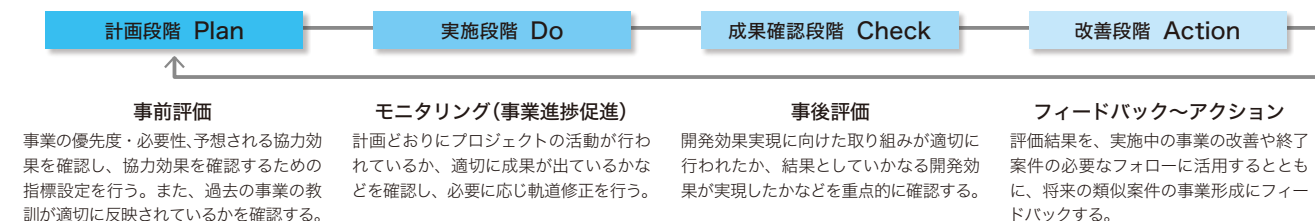
事業評価 一貫性・整合性のある評価

JICAは、「計画(Plan)→実施(Do)→成果確認(Check)→改善(Action)」という一連のプロジェクト・サイクルの下、事業を実施しています。「事業評価」は、このプロジェクト・サイクルに沿って、事業のさらなる改善と国民への説明責任を果たすことを目的として、モニタリングと評価を行うものです。一貫した評価基準に基づいて

事業評価を行うことで、整合的な評価の実施と評価結果の活用を目指しています。

国際的な基準であるOECD DACの評価基準の改定を踏まえ、約10年ぶりに評価基準を改定しました。2021年度よりこの新基準に基づき、事業評価を行います。

プロジェクトのPDCAサイクルにおける事業評価



事業評価に関する詳しい内容は、事業評価年次報告書 [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2020/index.html) https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2020/index.html、個別の案件の評価結果は、事業評価案件検索 [JICAウェブサイト](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php) <https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php> をご覧ください。

業績評価 目標・計画策定と業務実績評価の枠組み

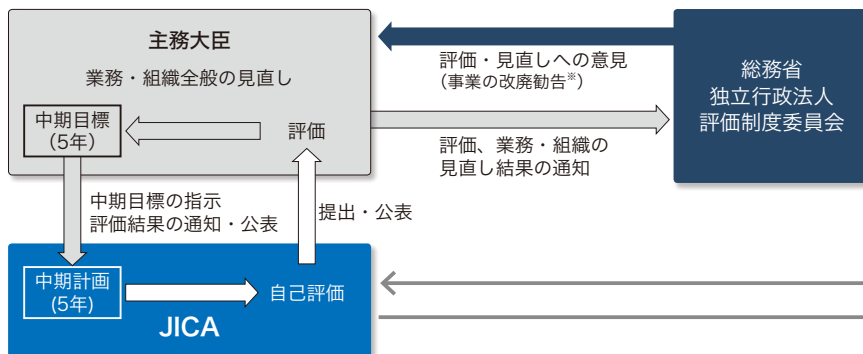
JICAは「独立行政法人通則法」に則り、5年間の中期計画と各年度の年度計画に基づき業務を実施しています。

そのうえでJICAは各計画の達成状況に関する実績を自己評価し、主務大臣(外務大臣等)に提出します。主務大臣はJICAの実績を評価し、その結果を公表します。

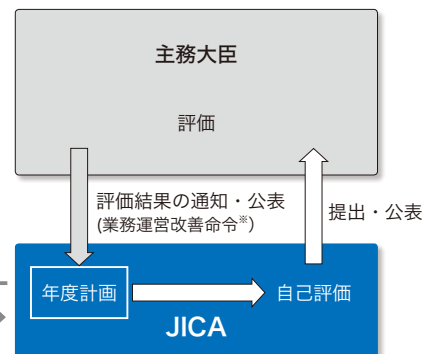
第4期中期計画4年目に当たる2020年度の業務実績については、主務大臣より「中期計画における所期の目標を上回って達成していると認められる(総合評定：A)」と評価されました。

JICAの業務運営と業績評価の枠組み

中期(5年)の計画・評価サイクル



年度の計画・評価サイクル



※ 主務大臣評価の結果、事業の改廃勧告や業務運営改善命令がなされることがあります。

中期計画、年度計画は [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html) https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/index.html、JICAによる業務実績等報告書は [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html) <https://www.jica.go.jp/disc/jisseki/index.html> をご覧ください。
主務大臣によるJICAの業務実績評価の詳細は [外務省ウェブサイト](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html) https://www.mofa.go.jp/mofaj/ms/pe_ar/page24_000483.html をご覧ください。

人材戦略

国際社会の変化に伴い、援助ニーズも多様化し、複雑になってきています。JICAは、これらのニーズに的確に対応するプロフェッショナル人材の確保に取り組んでいます。また、多様な背景や能力を持つ職員が開発協力のプロフェッショナルとして活躍する組織を目指して、人材育成に力を入れています。

開発協力人材の養成・確保

人材の確保

JICA事業の第一線で活躍する専門家は、公示を経たコンサルタントとの契約によるものを除き、「国際キャリア総合情報サイト(PARTNER)」※1を通じた公募や関係機関からの推薦審査で選ばれています。海外拠点で事業形成や実施監理を担う企画調査員については、ロスター登録制度を導入し、一括募集しています。

また、直ちに国際協力の現場で活躍できる人材として、国際協力専門員や特別嘱託の確保に努めています。特に国際協力専門員は、専門分野における卓越した知見を活用して、JICA事業の質の向上に貢献しています。

将来を見据えた人材の養成

1. インターンシップ・プログラム

国際協力への理解を深め、また将来の国際協力人材を養成することを目的に、大学生、大学院生、社会人を対象としたインターンシップを行っています。2020年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により海外へのインターン派遣が中止となり、国内オフィスでのみ実施しました。

2. ジュニア専門員

中長期的に人材不足が懸念される分野で一定の専門性と職務経験、海外での活動経験を有する人材を対象に、将来の専門家養成に取り組んでいます。研修終了後は、専門家として海外の事業現場への赴任が想定されます。

3. 即戦力となる人材の養成

国際協力の潮流や新たな課題に関する知識習得を目的に「能力強化研修」を行っています。2020年度は18コースを開催しました。赴任決定者に向けた「赴任前研修」も毎月開講しています。

4. 国際協力に関わる人材の拡大

PARTNERでは、「オールジャパンでの国際協力活動推進」という理念の下、JICAだけでなく、国際機関、開発コンサルタント、NGO/NPO、政府・地方自治体、大学、民間企業など、幅広い実施主体の情報を一元的に発信しています。求人、研修・セミナー、イベントの最新情報を掲載しており、国際協力業界の情報プラットフォームとして活用されています。キャリア形成に関するセミナーやキャリア相談なども実施しています。

2020年度の実績

人材確保	国際協力専門員	特別嘱託	公募・推薦審査による専門家 (企画調査員を含む)	
	103名	60名	650名※2	
人材養成	インターンシップ・プログラム	ジュニア専門員	能力強化研修	専門家赴任前研修
	58名	37名	473名	318名
国際協力キャリア 総合情報サイト (PARTNER)	PARTNER登録者数 (累計)	PARTNER登録団体数 (累計)	求人(JICA以外)、 研修・セミナー情報提供件数	キャリア相談件数
	51,979名	2,101団体	2,821件	193件

※1 詳しくは <http://partnerjica.go.jp/> をご覧ください。

※2 公募・推薦審査による専門家(短期・長期)のうち2020年度中に新規派遣された延べ人数。業務実施契約コンサルタントの専門家等は含みません。

人材（人財）

JICAの仕事は海外への転勤や出張を伴い、キャリアと生活の両立にさまざまな工夫が求められます。多様な「人財」がJICAのミッションに貢献し、開発協力のプロとして力を発揮できるよう、多様な働き方を支える制度の整備、多様性を尊重し互いに助け合う組織文化づくり、そして各人の潜在力や主体性を引き出すための人材育成に取り組んでいます。

働き方改革「Smart JICA」の推進

JICAは「Smart JICA」を2015年に立ち上げ、働き方の柔軟化、仕事と家庭生活の両立に対する支援、残業の抑制などに取り組んできました【→グラフ①を参照ください】。2018年には、総務省「テレワーク先駆者百選」に公的機関として唯一選出されるなど、JICAの取り組みは対外的にも高い評価を受けています。2019年度からは、「Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity」を掲げ【→下図を参照ください】、従来の取り組みに加えて、多様性のなかで新しい価値を創出するためのチームワーク醸成と成長環境の充実に力を入れています。

2020年度は新型コロナウイルスの感染防止策を十分

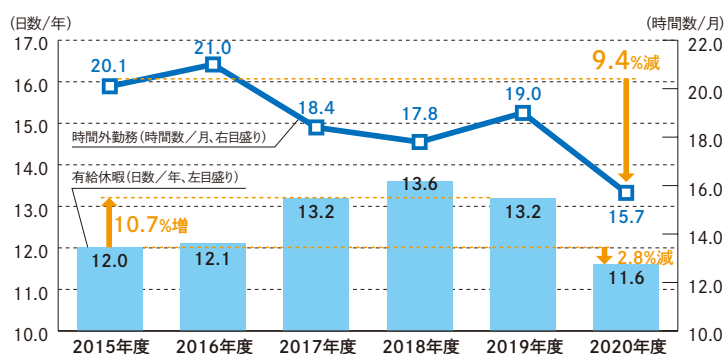
に講じながら、開発途上国と日本社会に対する責務を果たしていくべく、働き方の抜本的な改革に取り組みました。リモートで業務を実施する環境整備を進め、在宅勤務制度のさらなる柔軟化と積極的な活用を進めた結果、2021年5月(21日まで)の出勤者(本部)を57%に削減しました。通勤ピーク回避やリモートで実施する時差のある業務への対応のため、就業時間の弾力化なども実施し、新たな働き方を継続して推進しています。

ダイバーシティ&インクルージョンの実現に向けて

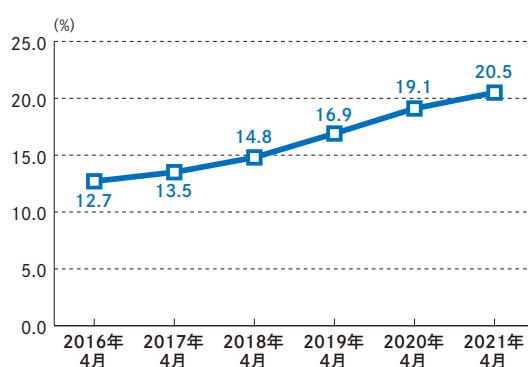
JICAは、女性職員がより一層指導的な役割を担い、活躍できる環境の整備に力を入れています。第4期中期計画期間(2017年4月～2022年3月)中に「女性管理職比率を20%以上とする」ことを目標に掲げ、2021年4月時点で20.5%と目標を達成しています。日本政府が定めた独立行政法人等全体の女性管理職比率の目標値(2021年3月までに15%)も達成しています【→グラフ②を参照ください】。

また、職員一人ひとりがさまざまな支援制度を活用して、ライフイベントとキャリアの両立に取り組んでいます。

① 時間外勤務時間数(月平均)と有給休暇取得日数(年平均) ※管理職を除く



② 女性管理職比率の推移



Smart JICA 3.0: Teamwork in Diversity の概要

目標

令和の時代に、JICAの価値を最大化するため、多様な働き方と職員の成長環境を充実させつつ、内外のアクターを巻き込み新たな目標に積極的にチャレンジする組織文化を形成する。そのため、共感的でイノベティブな目標を基盤としたチームワークの醸成と仕事の抜本的合理化・効率化を推進する。

柱1

多様性のなかで新しい価値を創出するためのチームワーク醸成

柱2

多様な人材の多様な働き方の促進

柱3

成長環境の充実

柱4

業務の合理化・効率化の推進

出産後に海外赴任する女性職員は近年、常時30名程度おり、男性の育児休業の取得も進んでいます(2020年度は17名)。障害のある方の雇用も積極的に行い、障害のある方にとって働きやすい職場づくり(定期的な意見交換会の開催や全スタッフを対象としたE-learningによる社内研修など)に努めています。

さらに近年は、海外の拠点で採用された現地職員(ナショナル・スタッフ)の育成にも力を入れており、現地での研修やTV会議システムを通じた遠隔研修に加えて、日本で業務に従事する機会の提供も進めています。

OJTと主体性・自律性を重視する人材育成

JICAでは、特に、日々の業務を通じて成長を促すOJTを重視しています。新入職員の育成では教育担当と日常指導担当を配置し、現場での指導に注力しています。また、海外に多くの現場を持つJICAならではの制度として、新入職員を海外に数カ月派遣する海外OJTを実施し、「現場力」の醸成を図っています(2020年度はコロナ禍の影響で未実施)。2020年度からは、社会人採用職員にもメンターを配置し、コミュニケーションの強化・人材育成の意識醸成に努めています。

また、職員の主体性を重視し、各自の自律的なキャリア形成を後押しする制度も整備・拡充しています。例えば、一定の範囲内で所属部署以外の業務に従事できる「10%共有ルール」や、関心がある部署の業務を短期間体験できる「社内インターン研修制度」などの制度を設け



2020年度入構新入職員研修：2020年4～5月の緊急事態宣言が明け、感染対策を徹底したうえで対面にてビジネスマナー研修を実施。写真は電話対応の練習の様子

ています。そのほか、各職階向けの研修を通じて、年次や役職などの段階に応じたリーダーシップやマネジメント能力を養成しています。また、職員全員が習得すべきコアスキルを学ぶ場として「JICAアカデミー」を通年で開講。さらに、休職して国内外の大学院で学位を取得する長期研修制度や、他組織での業務経験を通じて能力を伸ばす出向・研修制度もあります。

2020年度は、多くの研修の講師を職員が担っていることを踏まえ、「講師向け研修」を実施。コロナ禍により対面の研修機会が限られたため、研修コンテンツのオンデマンド化も進めました。また、2020年4月には人事部に開発協力人材室を設置し、外部の人材を含めた開発協力人材の中長期的な育成とキャリア形成支援に戦略的に取り組んでいます。

MESSAGE

頼られ、選ばれ、期待され続ける組織であるために



人事部長 井倉 義伸

大恐慌、世界大戦に匹敵するともいわれているコロナ禍が継続するなか、世界規模でも日本国内でも社会の不連続な構造変化が起ころうとしており、正に予測困難なVUCA*時代に入っています。新たな時代への改革が求められています。

顧みれば、JICAは2003年の独立行政法人化、2008年の組織統合に加え、平和構築、中小企業・SDGsビジネス支援、国際科学技術協力など新たな事業への挑戦も含め、相応の自己改革を遂げてきました。一方で、昭和型の日本的雇用制度と働き方、そして、権限、予算、定員の拡大と無謬という「お役所の掟」に過剰適応したままではないでしょうか。

JICAは、自前主義から脱し、多様なアク

ターとの対話による価値の共有を通じてイノベーションと連携を加速し、内外のさまざまな社会課題の解決により大きいインパクトを生み出し、貢献し続けることができるよう自己変革することが必要です。

2021年は、JICAの独立行政法人としての中期計画の更新期です。バージョンアップの千載一遇の好機ととらえ、「DX(CX)の推進」、「事業マネジメント改革(共創型の課題解決の場づくり)」、SDGs型人材育成を含めた「人事制度改革」を3本柱として自己改革を進めていきます。

* Volatility, Uncertainty, Complexity, Ambiguityの頭文字を取った造語。先行きが不透明で、将来の予測が困難な状態を意味する。

安全対策

JICAは2017年11月に「安全対策宣言」を発表しました。国際協力に従事する関係者が、安全に渡航し、安全に事業を行い、安全に帰国できるよう、諸策に取り組む強い決意を内外に宣言するものです。

国際社会における脅威の態様やレベルは日々刻々と変化しています。近年では無差別テロや騒乱、凶悪犯罪、交通事故などが大きな脅威となってきました。2019年

からは新型コロナウイルスの世界的流行という、新たな危機事態にも直面しています。

JICAは組織を挙げて日々の安全対策に取り組んでいますが、あわせて関係者の一人ひとりが危機管理意識を高く持ち、安全対策を日々積み重ねることが重要です。このための具体的な取り組みを一層強化しています。

新型コロナウイルスへの対応

1. 世界的流行拡大局面における関係者の防護

2019年12月に中国・武漢市での正体不明の肺炎として初めて報告された新型コロナウイルス感染症は、その後、極めて速いペースで世界的に流行拡大していきました。そのため、未知のウイルスの疫学的特徴や医学的な健康影響などが解明される前から、各国は国境の閉鎖や厳格な水際対策、主要都市の封鎖(ロックダウン)などを実施。多くの国際航空便が運航を見合わせる事態となり、国際的な人の往来に極めて大きな障害が発生するようになりました。

このような状況のなか、JICAでは、2021年1月に中国に派遣中の海外協力隊員が一時帰国。3月からは全世界を対象に、基礎疾患所有者、高齢者、フィールドの最前線で活動する海外協力隊員などに一時帰国していただく措置を取りました。さらに、感染状況や出入国の障害を国ごとに検証し、同年9月までに88カ国から約6,000名について帰国措置を取りました。資金協力事業関係者の帰国についても、相手国政府との調整や出国便の確保、第三国国籍の技術者の出国などに関して支援を実施しました。

他方、在外拠点の所員は、安全と健康のための対策を強化しながら、ローテーションを組んで現地に残留。帰国した事業関係者の遠隔業務を支え、事業の継続性を確保するとともに、関係者の早期渡航再開の準備にあたりました。

2. 安全な渡航の再開と事業の推進

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、命と健康に対する脅威だけでなく、経済・社会活動の停滞、雇用、教育、貧困問題など、多くの悪影響をもたらしました。各国が国境を閉ざし、自国の政策を優先する機運が高まる一方で、国際的な協調と国際協力によって、地球



ベトナム：同国南部最大のチョーライ病院の集中治療室。JICAは新型コロナウイルス感染に備え、各国の医療機関の状況を確認し、体制を整えたいうで事業関係者の再渡航を進めている

規模の災禍に立ち向かっていくことの重要性も叫ばれるようになりました。

こうした状況を背景に、JICAは、関係者の安全と健康を確保しながら、渡航を伴う事業を力強く推し進めていくため、独自の枠組みを検討、整備してきました。

第一に、新型コロナウイルス感染予防、感染拡大防止の観点から、事業関係者が遵守すべき渡航上のルールを定めました。まず、海外に渡航する関係者一人ひとりが遵守すべき行動様式を示し、自律的・自制的な行動を促すための「行動規範」を策定。すべての関係者は、渡航前にその遵守に同意することが求められます。加えて、渡航行程に関するルールや、事業サイトにおける感染防止のためのガイドラインなども設定しました。

第二に、事業関係者の安全と健康を守るため、各国別に体制を整備し、対応要領を定めました。事業関係者に新型コロナウイルス感染の可能性が生じた場合、またその他の重篤な疾病傷病が発生した場合に、迅速かつ適切に対応できるよう、各国で医療機関との連携体制を強化し、体調不良時の対応要領を整備。条件が整った国・地

域から、事業関係者の再渡航を進めてきました。

第三に、徹底した渡航管理を行っています。JICAと契約関係にある関係者の渡航は、安全管理部で一元的に管理し、一件一件、安全と健康上の問題がないかを確認しています。また、渡航中に、渡航先国や乗り継ぎ地での出入国ルールや日本に再入国する際の水際対策が変更となった際にも、関係者が的確な対応が取れるよう、連絡体制を整えています。さらに、上記「行動規範」には、日本政府が行う水際対策に真摯に従うことを定めており、再入国後の隔離措置の徹底を含め、絶対にウイルスを持ち込まない体制を保持しています。

こうした枠組みの下、2021年3月までに計99カ国に対し、関係者の渡航を進めてきました。渡航再開となった国では、上記の対応体制、対応要領が機能しているかどうかを常時確認し、必要に応じて渡航を一時見合わせるなど、きめ細かな対応を行っています。

安全対策の一層の強化

国際情勢は大きな変容を見せており、渡航者に対する脅威のレベルや態様も常に変化しています。無差別に多くの人を同時に殺傷することを目的とした襲撃型のテロや爆破事案、誘拐・人質を目的とする標的型のテロ、武装した集団や個人による強盗事案、女性を狙った暴行事案など、海外渡航は常に危険と隣り合わせです。近年は、国際紛争に起因する武力衝突や緊張状態、政情や選挙により生じた治安情勢の悪化、群衆によるデモと治安部隊との衝突などといった事案も頻発しています。

ハード・ソフト両面の防護能力を強化する

JICAでは、「自らの安全は自らが守る」を基本に、事業関係者のセルフディフェンス能力の向上を図っています。その基本事項を『海外安全対策ハンドブック』に集約し、事業関係者一人ひとりの安全意識の醸成、行動の変容、セルフディフェンスの実践をサポートしています。

JICAとの直接の契約関係に基づいて派遣される事業関係者に対しては、渡航前のセルフディフェンスに関する研修受講を必須としています。また、法人との契約に基づいて派遣される関係者や、資金協力事業関係者に対してもオープンな研修を年12回実施しており、渡航前の受講を推奨しています。新型コロナウイルス流行の影

3. 事業関係者に対する支援

このほか、事業関係者に対する安全対策情報の提供、支援を行っています。JICAウェブサイトには、安全対策のページを整備しており、事前に登録した事業関係者が、各国別の安全対策措置や安全対策マニュアルなどにアクセスすることができます。新型コロナウイルスに関する情報の充実も図っており、渡航再開の一覧や、感染予防・感染拡大防止の手引きなどを随時掲載しています。

また、事業関係者に対する新型コロナウイルス対応・対策に関する説明会、セミナーを延べ4,500人に対して実施しました。事業関係者からの個別の照会に対しては、各国の出入国や検疫措置、医療機関の情報なども提供しています。入国手続きに付加的な手続きが必要な場合や、商用便が再開していない国へ渡航する場合も、査証の取得や航空便の確保が円滑に進むよう、事業関係者への支援を行っています。



『海外安全対策ハンドブック』

響を受け、2020年度前半は一部研修を見合わせましたが、その後オンライン化して再開。合計9回の研修に、425名が参加しました。

さらに、事業関係者を派遣する企業・団体の安全管理部署や責任者を対象とした管理者向け研修も実施。2020年度は合計5回の研修に101名が参加しました。

国際協力の現場では、事業サイトやプロジェクトの事務所、専門家や海外協力隊員の住居などの安全対策も重要です。治安上リスクが高いとされる地域で実施する規模の大きい協力事業のサイトを対象に、2019年度より「安全対策ガイダンス」を適用しています。必要なハード、ソフトの安全対策を計画段階で明確化し、あらかじめ事業計画、予算に計上。安全対策を事業サイクルに組み込んで、計画的に対応する仕組みです。プロジェクト事務所や関係者の住居についても、チェックリストを作成し、必要な安全対策を行うことを励行しています。

コンプライアンス、リスク管理

JICAのコンプライアンス・ポリシー

- ①独立行政法人として、業務内容及び財務基盤の両面にわたり、運営の透明性・公正性を高め、国民の信頼を確保します。
- ②開発援助により国際社会の健全な発展に寄与し、国際社会における信頼を確保します。
- ③開発途上地域のニーズに応え、機動的に質の高い業務を実現します。
- ④業務遂行に当たり、自然環境及び社会環境に配慮します。
- ⑤広く社会とのコミュニケーションを図り、透明性の高い組織風土を保ちます。

コンプライアンス

JICAは、日本のODAを一元的に実施する機関として、法令やルールの順守はもちろん、社会的規範に則して、国民や国際社会の期待に応えることが重要です。

コンプライアンス体制の適切な確保のために、役職員やODA事業の関係者を対象とする規程やガイドラインなどを設けています。なかでも、独立行政法人国際協力機構コンプライアンスに関する規程においては、役職員のコンプライアンス意識の醸成、業務運営の公正性の確保を目的として、事故報告、内部通報、外部通報といった各種制度や、コンプライアンス委員会の設置について定めています。また、JICAの関連事業で贈収賄などの

不正行為が行われないよう、不正腐敗情報相談窓口などによる不正腐敗防止にも取り組んでいます。

リスク管理

中期計画などの組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、業務実施の障害となる要因をリスクと定義し、リスクへの対応体制を確保のうえ、事業の確実な実施を目的にリスクの特定・評価と対応を行っています。

各部署では、毎年度自らの部署の業務に関わるリスクを特定し、業務への影響を評価のうえ、当該リスクの低減に取り組んでいます。内部統制担当理事を委員長として定期的に開催する「リスク管理委員会」において、各リスクへの取り組みを審議・検討することによって組織的な対応を強化しています。

2020年度の活動

コンプライアンスについては、不正腐敗情報相談窓口や内部通報・外部通報受付窓口を運用するとともに、職員や関係者向けに、コンプライアンス意識の醸成と不正の再発防止強化を促進するためのセミナー・研修を実施。また、近年、国際的に対策強化が求められている「性的搾取・虐待およびセクシャルハラスメント」防止に向けて内部規程などを整備し、性的搾取・虐待がセクシャルハラスメント同様、禁止である旨を明記しました。

リスク管理委員会では、各部署でのリスク自己点検結果の確認に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い増大したリスクの傾向を分析し、その対策などを取りまとめ、組織内での周知を図りました。

金融リスク管理

有償資金協力業務(円借款など)を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、JICAでは一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権などを適切に管理することが重要と考えています。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を

組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定、モニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、「有償資金協力勘定リスク管理委員会」を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能または困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク(外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク)については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金(IMF)・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府・政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

1. 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎を成すもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を付与し、随時見直しを行っています。

2. 資産自己査定

資産自己査定は、金融機関が自ら保有する資産を、回収不能となる危険性、または価値の毀損の危険性の度合に応じて区分する取り組みで、信用リスク管理の手段であるとともに償却・引当を適時適切に実施するために必要です。JICAは一般の金融機関に適用される法律も参照しながら、内部規程などを整備して資産自己査定を実施しており、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。

3. 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半というローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブなど国際的支援の枠組み(公的債権者固有の債権保全メカニズム)などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款などに伴い発生し得る為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップなどを利用して為替リスクの回避あるいは抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

流動性リスク

流動性リスクとは、JICAの信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融資資金借入、財投機関債発行などの多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICAにおいてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

情報セキュリティ・個人情報保護

JICAでは、情報セキュリティ・個人情報保護については関係する規程類を整備し、これらの遵守に取り組んでいます。

情報セキュリティについては、コロナ禍において、在宅勤務の機会が増加したことなどに伴い、新しいシステム基盤の整備を進めていることから、これらのシステム基盤を安全に使用するため、情報セキュリティ対策の強化、関連する内部規程の改正などを行っています。

個人情報保護については、「独立行政法人等の保有す

る個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」（2018年10月総務省行政管理局通知）や欧州連合（EU）が2018年5月に施行した「一般データ保護規則（GDPR）」を踏まえ、個人情報保護ハンドブックの改訂、GDPRのEU代理人の選定などを行いました。

情報セキュリティ・個人情報保護の重要性が一層高まるなか、役職員等向けの訓練・研修や、情報セキュリティ事案発生時の即時対応チーム（CSIRT）の体制強化など、運用面の強化にも取り組んでいます。

情報公開

JICAでは、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、JICAウェブサイトなどで、組織・業務・財務に関する情報、その評価・監査に関する情報、

調達・契約に関する情報、関連法人に関する情報などを公開しています。

組織・業務運営の改善への取り組み

JICAは、中期目標・計画に基づき、組織・業務運営の改善に取り組んでいます。2020年度の具体的な取り組みは、以下のとおりです。

戦略的な事業運営のための組織基盤づくり

SDGsの達成に向けたJICA内の責任体制を明確化し、国内外の多様なアクターとの連携と各課題における成果の最大化を促進するため、課題担当部署を再編しました。また、JICAが派遣する専門家やコンサルタントなどの派遣手続、制度と運用の集約化・合理化を図るべく、調達・派遣業務部を新設しました【→P.78を参照ください】。そのほか、新型コロナウイルス感染症対策協力推進室、STI・DX室*を新設しました。

業務運営の効率化、適正化

JICAは、日本の開発協力に対する内外の期待や要請に機動的に対応するため、業務運営の合理化に向け、固定的経費の削減などによる経費の効率化、人件費管理の適正化、保有資産の必要性の見直し、調達の合理化・適正化を推進しています。

2020年度の主な取り組みとして、調達業務のDX化推進のため、プロポーザルの電子授受の導入と電子入札の試行導入を行いました。

* Science, Technology and Innovation（科学技術イノベーション）、Digital Transformation（DX）の略。

気候変動に対する取り組み

JICAは、SDGsをはじめ、2015年に採択されたパリ協定、金融安定理事会(FSB)が設置した気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)の2017年の提言、2020年に日本政府が発表した2050年カーボンニュートラル宣言などを踏まえて、気候変動対策の取り組みと発信の強化を重要な課題の一つとしており、日本政府の方針に沿って脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

ガバナンス

JICAは、「独立行政法人通則法」に従い、主務大臣(JICAの場合は外務大臣等)が定める中期目標を達成するため、気候変動に対する取り組みを含めて、5年間の中期計画と年度ごとの年度計画を作成し、これらに基づき業務を実施しています【→P.64「業績評価」を参照ください】。

開発途上国向けにJICAが協力する事業については、実施前の事前評価から、実施段階でのモニタリング、事後評価、フィードバックまで、一貫した枠組みによるモニタリング・評価を行うことにより、気候変動への対応を含めた事業の開発効果の向上に努めています【→P.64「事業評価」を参照ください】。

組織、事業に関する戦略と「環境社会配慮ガイドライン」

JICAは、気候変動を含む地球環境保全に関する組織全体の方針として「JICA環境方針」を2015年10月に策定するとともに、開発途上国向けにJICAが協力する気候変動対策事業に関する戦略を、理事会審議を経て2021年7月に策定しました。

また、「JICA環境社会配慮のためのガイドライン」(以下、ガイドライン)を指針とし、業務運営を行っています。開発途上国向けの協力事業の環境社会配慮についての責任は相手国等にあることを前提として、ガイドラインに

基づき適切な環境社会配慮が実施されるよう支援し、確認しています。

その一環として、公募で選ばれた外部の専門家から成る「環境社会配慮助言委員会」を常設し、協力事業における環境社会配慮の支援と確認に関する助言を得ています。さらに、透明性と説明責任を確保するため、環境社会配慮助言委員会の議事録や相手国等が作成した環境社会配慮に関する文書を公開しています。また、ガイドライン遵守を確保するために、異議申立手続を整備しています。

なお、現行ガイドラインは、2010年に公布されたものであることから、国際的な潮流なども踏まえ、透明性と説明責任を確保しながら改定に向けたプロセスを進めています。

取り組みの強化と透明性の確保に向けた組織体制

組織体制については、組織全体の環境方針は総務部が担当し、気候変動対策の取り組みを強化するべく、2010年に気候変動対策室を設置。また、ガイドラインを担当する部署として、審査部を設置しています。異議申立に関しては、環境社会配慮異議申立審査役事務局を設置しており、申し立てられた異議の内容は、事業担当部局から独立した「異議申立審査役」によって審査されます。

戦略

JICAの環境方針

JICAは、気候変動対策の取り組みと発信の強化を経営上の重要な課題の一つとして位置づけています。上述の「JICA環境方針」では、基本方針として、「環境関連の法規制を遵守しながら地球環境保全に貢献するとともに、自らの活動により生じる環境負荷を予防・低減するために、環境マネジメントシステムの活用を通じ、継続的にこれを改善していく」ことを掲げています。具体的には、

①国際協力を通じた環境対策の推進、②環境啓発活動の推進、③オフィスや所有施設における環境配慮活動の推進、④環境法規制などの遵守に取り組んでいくこととしています。

国際的目標達成に向けたアクション

JICAが2021年7月に策定した気候変動対策事業に関する戦略では、開発途上国のパートナーとして、脱炭素

社会への移行と気候変動に強靱な社会の構築に向けた協力を推進し、持続的な開発をリードするとともに、これらの取り組みを通じて、国連気候変動枠組条約の目的を達成するための具体的枠組みであるパリ協定のほか、仙台防災枠組、生物多様性条約、大阪ブルー・オーシャン・ビジョン、SDGsが掲げる国際的な目標の達成に向けた貢献を目指すこととしています【→P.20「JICAの挑戦3」を参照ください】。

具体的には以下のアクションを掲げています。

1. パリ協定の実施促進のための、開発途上国の気候変動対策の計画策定・実施支援、温室効果ガス(GHG)インベントリ作成支援、GHG排出量の透明性の向上に向けた枠組みの強化、気候資金*の導入・活用
2. エネルギー、都市開発、運輸交通、森林などの自然環境保全、農業、環境管理、防災、水資源管理、保健医療などの案件の推進を通じた、開発課題の解決と気候変動対策の双方に貢献する、コベネフィット型の気候変動対策の推進

実施にあたっては、多様な関係者との連携やファイナンスの動員[民間企業との連携、緑の気候基金(GCF)などの外部資金活用の推進]、日本などの知見や技術の活用、戦略的な情報発信、都市間連携・協力の促進、域内連携の促進、DX(デジタル・トランスフォーメーション)などのイノベーションも推進します。

日本政府が打ち出す新たな戦略にも対応

2021年6月に日本政府が決定した「インフラシステム海外展開戦略2025(令和3年6月改訂版)」では、「関係省庁連携の下、相手国の発展段階に応じたエンゲージメントを強化していくことで、世界の実効的な脱炭素化に責任をもって取り組む。具体的には、世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズを深く理解したうえで、

風力、太陽光、地熱等の再生可能エネルギーや水素、エネルギーマネジメント技術、CCUS/カーボンリサイクル等も含めたCO2排出削減に資するあらゆる選択肢の提案やパリ協定の目標達成に向けた長期戦略など脱炭素化に向けた政策の策定支援を行う、『脱炭素移行政策誘導型インフラ輸出支援』を推進していくことを基本方針とする。その上で、石炭火力発電の輸出については、2021年6月のG7コーンウォール・サミットにおける首脳コミュニケに基づき、政府開発援助、輸出金融、投資、金融・貿易促進支援等を通じた、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電への政府による新規の国際的な直接支援を2021年末までに終了する。」としています。JICAとしても、こうした日本政府の方針に従って対応していきます。

気候変動による「機会」と「リスク」

JICAを取り巻く、気候変動による主な機会としては、再生可能エネルギー・省エネルギーや森林保全などの緩和策、防災などの適応策に関する事業への協力、緑の気候基金(GCF)からの受託事業の推進、気候変動対策に資する調査・研究の拡大などを通じて、開発途上国における脱炭素社会の実現に向けたさらなる貢献があります。

一方で、主なリスクとしては、開発途上国での自然災害の増加によるJICA協力事業への影響(物理的リスク)、法規制等の強化や急速な技術の進展などによるJICA協力事業における気候変動の対応コストの増加(移行リスク)などがあります。JICAとしては、気候変動によるリスクの影響を把握するために、シナリオ分析に今後着手する予定です。また、移行(トランジション)支援戦略についても検討を進めます。

※ 各国の公的資金、世界銀行などの国際開発金融機関や民間部門が、気候変動対策のために拠出する資金。気候変動対策は、GHGの排出抑制・吸収増進のための取り組み(緩和策)、気候変動の影響に対応する被害の防止・軽減のための取り組み(適応策)、およびその両方に資する事業を指します。

リスク管理

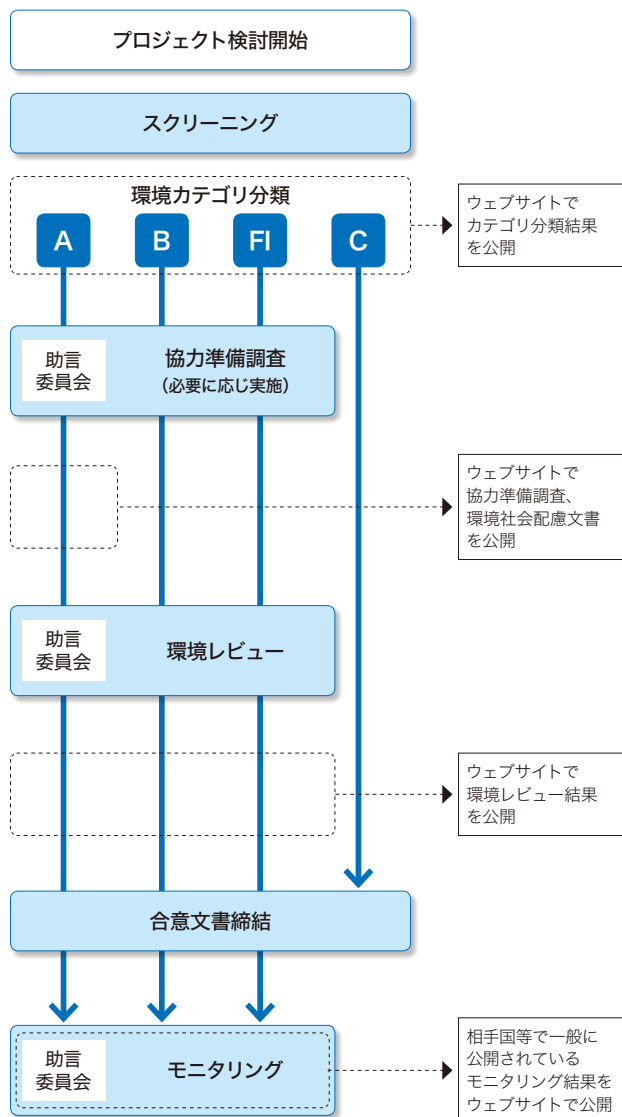
JICAは、気候変動に関連するものを含めて、業務実施の障害となる要因をリスクと定義しています。組織の目標や計画を効果的・効率的に達成するにあたって、事業の確実な実施を目的にリスクを特定・評価し、それらのリスクへの対応体制を確保しています【→P.71「コンプラ

イアンス、リスク管理」「金融リスク管理」を参照ください】。

環境社会面へのリスク対応

JICAの開発途上国向けの協力事業における環境社会面のリスクについては、前述のガイドラインを適用する

環境社会配慮確認の手続き



ことによって対応しています。ガイドラインは、環境や社会への影響の度合いに応じて個別事業を4つのカテゴリに分類する「スクリーニング」、事業実施を決定する際に環境社会配慮の確認を行う「環境レビュー」、実施から完了後まで環境や社会への影響を調査する「モニタリング」の3つの工程から成ります【→左図を参照ください】。

各工程においては、説明責任の確保と多様なステークホルダーの参加を確保するため、環境社会配慮に関する情報公開を相手国等の協力の下で積極的に行っています。環境レビューにおいては、環境や社会に重大な影響を及ぼす可能性がある事業について、相手国等から提出された環境社会配慮文書などに基づき、事業がもたらす可能性のある負の影響を確認し、これを回避、最小化、軽減・緩和し、それでも重大な影響が残る場合には代償するために必要な方策を評価しています。

気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)

JICAは、協力事業における気候リスク(ハザード、暴露、脆弱性)の特定や評価を行い、案件形成段階で対応策を検討しています。具体的には、「気候変動対策支援ツール(JICA Climate-FIT)」を活用し、気候リスクの評価を行い、気候変動対策(緩和策・適応策)に資する活動を組み込む可能性について検討を行っています。

また、事業の計画立案段階で実施する「協力準備調査」や「詳細計画策定調査」を通じて、相手国等による環境社会配慮の調査や手続きを支援する場合があります。研修事業などの技術協力により、気候変動分野における相手国等の能力強化を支援するとともに、日本側の支援体制を強化するため、内外関係者を対象とした能力強化研修や開発途上国の環境社会配慮に関する情報収集、他機関との情報交換も行っています。

指標と目標

JICAは、気候変動により、JICA協力事業とSDGsを中心とした開発インパクト達成のリスクが高まるとの認識の下、今後実施するシナリオ分析を踏まえ、GHG排出量や気候関連のリスクと機会を評価・管理する際に使用

する具体的な指標や目標を検討していきます。

また、国内のオフィスと所有施設におけるエネルギー使用量について目標を設定し、その削減に引き続き取り組んでいきます。

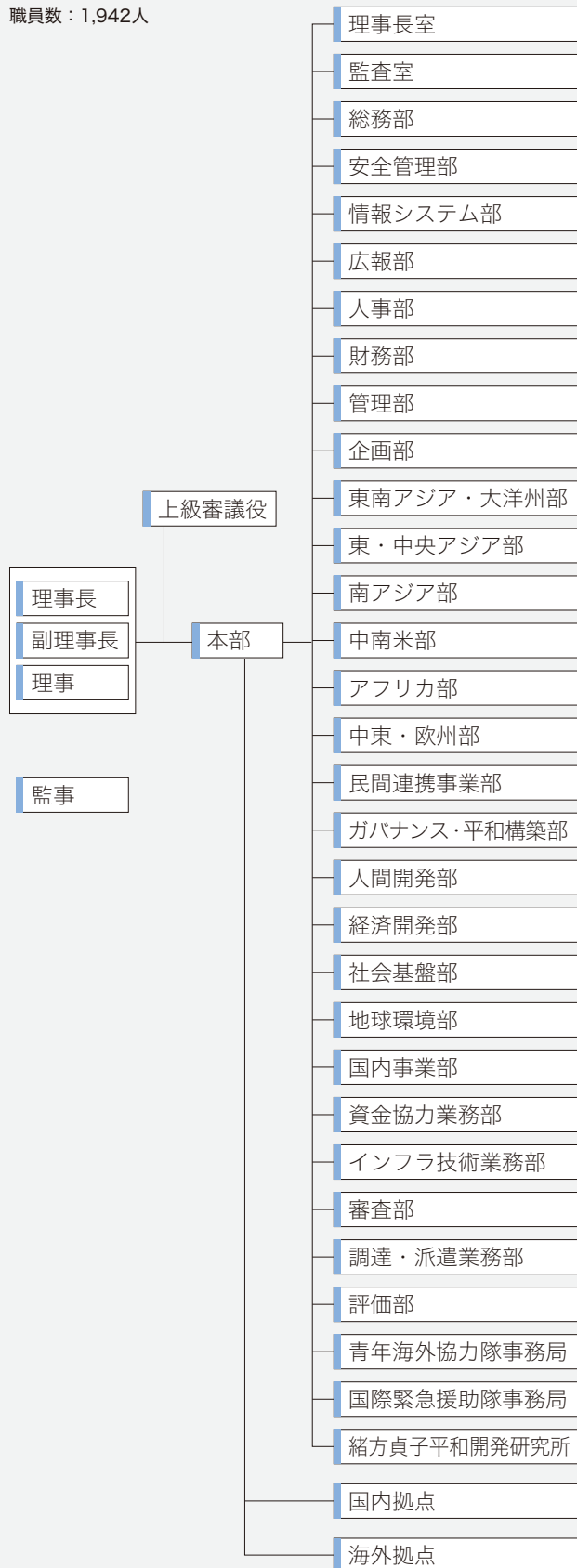
JICAの「環境への取り組み」に関する詳しい内容は [JICAウェブサイト https://www.jica.go.jp/environment/index.html](https://www.jica.go.jp/environment/index.html)、
「気候変動対策」については [JICAウェブサイト https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/index.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/index.html) をご覧ください。



組織データ

組織図・役員一覧 (2021年7月1日現在)

職員数：1,942人



(注) 本部・国内拠点・海外拠点はP.80-81参照。

1. 役員の人数：独立行政法人国際協力機構法第7条の規定により、理事長、副理事長1人以内、理事8人以内および監事3人。
2. 役員の任期：独立行政法人通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。独立行政法人国際協力機構法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。
3. 役員の氏名、役職、前職等：以下のとおり。

役職名	氏名	就任日
理事長	きたおか 北岡 伸一	2015年10月1日(再任)
[前職] 国際大学学長		
副理事長	やまだ 山田 順一	2020年5月23日
[前職] 国際協力機構 理事		
理事	うえしま 植嶋 卓巳	2018年12月1日(再任)
[前職] 国際協力機構 理事長室長		
理事	かやしま 萱島 信子	2019年10月1日
[前職] 国際協力機構 上級審議役 兼 研究所主席研究員		
理事	よこやま 横山 正	2019年10月1日
[前職] 財務省 大臣官房企画調整主幹		
理事	なかざわ 中澤 慶一郎	2020年5月23日
[前職] 国際協力機構 企画部長		
理事	しば た 柴田 裕憲	2020年7月1日
[前職] 経済産業省 大臣官房審議官(通商戦略担当)		
理事	なかむら 中村 俊之	2020年10月1日
[前職] 国際協力機構 ガバナンス・平和構築部長		
理事	やまなか 山中 晋一	2020年10月1日
[前職] 国際協力機構 インドネシア事務所長		
理事	おの でら 小野寺 誠一	2021年7月1日
[前職] 国土交通省 大臣官房参事官(グローバル戦略担当)		
監事	まち い 町井 弘実	2014年1月1日(再任)
[前職] SGアセットマックス株式会社 コンプライアンス・オフィサー		
監事	はやみち 早道 信宏	2017年7月1日
[前職] パナソニックヘルスケアホールディングス株式会社 内部監査室主幹		
監事	とがわ 戸川 正人	2019年2月1日
[前職] 国際協力機構 人事部長		

(理事および監事は就任順)

更新情報は [JICAウェブサイト](https://www.jica.go.jp/) をご覧ください。

予算

1 一般勘定 収入支出予算 (2021年度)

(百万円)

区分	2021年度
収入	152,260
運営費交付金収入	150,660
施設整備費補助金等収入	991
事業収入	281
受託収入	298
寄附金収入	30
その他の収入	—
前中期目標期間繰越積立金取崩収入	—
支出	152,260
業務経費	140,646
うち開発協力の重点課題	106,752
民間企業等との連携	6,106
多様な担い手との連携	22,230
事業実施基盤の強化	5,557
施設整備費	991
受託経費	298
寄附金事業費	30
一般管理費	10,295

(注1) 「2021年度計画」別表1に基づく (https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/2021_00.pdf#page=29)。

(注2) 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがあります。

(注3) 無償資金協力の計画は、閣議により決定されるため、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第3号イに規定される業務における贈与資金に関する予算は記載していません。

2 有償資金協力部門 資金計画 (2021年度)

(億円)

	2021年度
出融資計画	
直接借款(円借款)	14,400
海外投融資	600
合計	15,000
原資	
一般会計出資金	470
財政投融資	6,784
財投機関債	1,400
その他自己資金等	6,346
合計	15,000

本部・国内拠点・海外拠点 (2021年7月1日現在)

本部

本部(麹町)

TEL: 03-5226-6660 (代表)
〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(竹橋)

TEL: 03-5226-6660 (代表)
〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル
<https://www.jica.go.jp/index.html>

本部(市ヶ谷/JICA地球ひろば)

TEL: 03-3269-2911 (代表)
〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5
<https://www.jica.go.jp/index.html>

国内拠点

JICA北海道

(札幌/ほっかいどう地球ひろば)

TEL: 011-866-8333 (代表)
〒003-0026 北海道札幌市白石区本通16丁目南4-25
<https://www.jica.go.jp/sapporo/index.html>
ほっかいどう地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/hokkaido-hiroba/index.html>

(帯広)

TEL: 0155-35-1210 (代表)
〒080-2470 北海道帯広市西20条南6丁目1-2
<https://www.jica.go.jp/obihiro/index.html>

JICA東北

TEL: 022-223-5151 (代表)
〒980-0811
宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル20階
<https://www.jica.go.jp/tohoku/index.html>

JICA二本松

TEL: 0243-24-3200 (代表)
〒964-8558 福島県二本松市永田字長坂4-2
<https://www.jica.go.jp/nihonmatsu/index.html>

JICA筑波

TEL: 029-838-1111 (代表)
〒305-0074 茨城県つくば市高野台3-6
<https://www.jica.go.jp/tsukuba/index.html>

JICA東京

TEL: 03-3485-7051 (代表)
〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-5
<https://www.jica.go.jp/tokyo/index.html>

JICA横浜

TEL: 045-663-3251 (代表)
〒231-0001 神奈川県横浜市中区新港2-3-1
<https://www.jica.go.jp/yokohama/index.html>

JICA駒ヶ根

TEL: 0265-82-6151 (代表)
〒399-4117 長野県駒ヶ根市赤穂15
<https://www.jica.go.jp/komagane/index.html>

JICA北陸

TEL: 076-233-5931 (代表)
〒920-0853 石川県金沢市本町1-5-2
<https://www.jica.go.jp/hokuriku/index.html>

JICA中部/なごや地球ひろば

TEL: 052-533-0220 (代表)
〒453-0872 愛知県名古屋市中村区平池町4丁目60-7
JICA中部 <https://www.jica.go.jp/chubu/index.html>
なごや地球ひろば
<https://www.jica.go.jp/nagoya-hiroba/index.html>

JICA関西

TEL: 078-261-0341 (代表)
〒651-0073 兵庫県神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
<https://www.jica.go.jp/kansai/index.html>

JICA中国

TEL: 082-421-6300 (代表)
〒739-0046 広島県東広島市鏡山3-3-1
<https://www.jica.go.jp/chugoku/index.html>

JICA四国

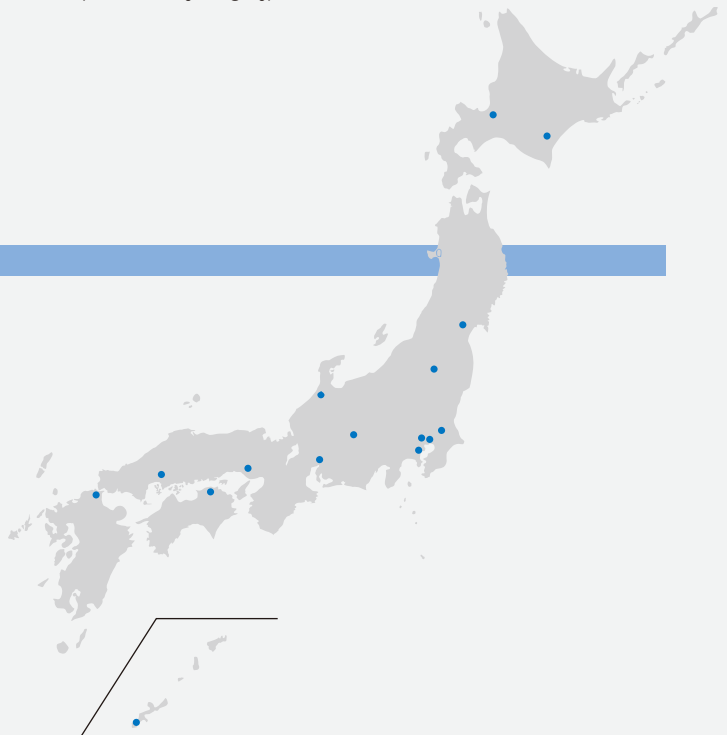
TEL: 087-821-8824 (代表)
〒760-0028 香川県高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階
<https://www.jica.go.jp/shikoku/index.html>

JICA九州

TEL: 093-671-6311 (代表)
〒805-8505 福岡県北九州市八幡東区平野2-2-1
<https://www.jica.go.jp/kyushu/index.html>

JICA沖縄

TEL: 098-876-6000 (代表)
〒901-2552 沖縄県浦添市字前田1143-1
<https://www.jica.go.jp/okinawa/index.html>



海外拠点 (50音順)



アジア

アフガニスタン事務所
インド事務所
インドネシア事務所
ウズベキスタン事務所
カンボジア事務所
キルギス事務所
ジョージア支所
スリランカ事務所
タイ事務所
タジキスタン事務所
中華人民共和国事務所
ネパール事務所
パキスタン事務所
バングラデシュ事務所
東ティモール事務所
フィリピン事務所
ブータン事務所
ベトナム事務所
マレーシア事務所
ミャンマー事務所
モルディブ支所
モンゴル事務所
ラオス事務所

大洋州

サモア支所
ソロモン支所
トンガ支所
バヌアツ支所
パプアニューギニア事務所
パラオ事務所
フィジー事務所
マーシャル支所
ミクロネシア支所

北米・中南米

アメリカ合衆国事務所
アルゼンチン支所
ウルグアイ支所
エクアドル事務所
エルサルバドル事務所
キューバ事務所
グアテマラ事務所
コスタリカ支所
コロンビア支所
ジャマイカ支所
セントルシア事務所
チリ支所
ドミニカ共和国事務所
ニカラグア事務所
ハイチ支所
パナマ事務所
パラグアイ事務所
ブラジル事務所
ベネズエラ支所
ペリイズ支所
ペルー事務所
ボリビア事務所
ホンジュラス事務所
メキシコ事務所

アフリカ

アンゴラ事務所
ウガンダ事務所
エチオピア事務所
ガーナ事務所
ガボン支所
カメルーン事務所
ケニア事務所
コートジボワール事務所
コンゴ民主共和国事務所

ザンビア事務所
シエラレオネ支所
ジブチ事務所
ジンバブエ支所
スーダン事務所
セネガル事務所
タンザニア事務所
ナイジェリア事務所
ナミビア支所
ニジェール支所
ブルキナファソ事務所
ベナン支所
ボツワナ支所
マダガスカル事務所
マラウイ事務所
南アフリカ共和国事務所
南スーダン事務所
モザンビーク事務所
ルワンダ事務所

中東

イエメン支所
イラク事務所
イラン事務所
エジプト事務所
シリア事務所
チュニジア事務所
パレスチナ事務所
モロッコ事務所
ヨルダン事務所

欧州

トルコ事務所
バルカン事務所
フランス事務所

組織概要

名称	独立行政法人 国際協力機構 Japan International Cooperation Agency (JICA)
代表者	理事長 北岡伸一
所在地	本部(麹町) 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル 電話番号: (03) 5226-6660～6663 (代表) 本部(竹橋) 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-4-1 竹橋合同ビル 電話番号: (03) 5226-6660～6663 (代表) 本部(市ヶ谷) 〒162-8433 東京都新宿区市谷本村町10-5 電話番号: (03) 3269-2911 (代表)
設立年月日	平成15年10月1日
資本金	8兆2,715億円(2021年5月末時点)
常勤職員の数(定員ベース)	1,942人(2021年7月時点)
目的	独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)に基づき設立された独立行政法人で、開発途上地域等の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。

国際協力機構 年次報告書 2021

2021年9月発行

編著・発行 独立行政法人 国際協力機構
〒102-8012
東京都千代田区二番町5-25
二番町センタービル
電話番号 03 (5226) 9781
<https://www.jica.go.jp/>

編集協力 高山印刷株式会社
〒113-0034
東京都文京区湯島1-1-12
NTビル2F
電話番号 03 (3257) 0231

政策デザイン株式会社
〒163-1320
東京都新宿区西新宿6-5-1
新宿アイランドタワー20F
電話番号 03 (6880) 3072

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

©2021 国際協力機構 Printed in Japan



From
the People of Japan

